

熊本市地域防災計画

令和4年度（2022年度）版

風水害編

熊本市防災会議

地域防災計画の構成と概要

熊本市地域防災計画は、災害の種別に関係なく定める「共通編」、災害の種別ごとに定める「地震・津波災害対策編」、「風水害編」、「大規模事故対策編」をもって構成し、災害発生前後の状況に応じた予防に関する計画（災害予防計画）、応急対策に関する計画（災害応急対策計画）、復旧・復興に関する計画（災害復旧・復興計画）についてとりまとめたものである。

熊本市地域防災計画の概要

共通編	第1章 総則	計画の基本理念、課題と教訓、災害想定、市民・地域・事業者・行政の取り組み等を定める。
	第2章 防災組織計画	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、熊本市防災会議の組織を定める。また、防災に関する組織では、災害が発生、又は発生するおそれがある場合の市の組織体制、初動体制、配置計画を定める。
	第3章 災害予防計画	地震・津波災害、洪水、土砂災害などに対して、平常時に行う事前の対策を定める。
災害対策編 地震・津波	第1章 災害応急対策計画	地震・津波災害発生時の対応を定める。 災害時の対応の基本となる計画となる。
	第2章 災害復旧・復興計画	地震・津波災害発生後の復旧や復興の取り組みを定める。
風水害編	第1章 災害応急対策計画	洪水、土砂災害などの対応を定める。 災害時の対応の基本となる計画となる。
	第2章 災害復旧・復興計画	洪水、土砂災害などの災害発生後の復旧や復興の取り組みを定める。
大規模事故対策編	第1章 原子力災害対策計画	玄海原子力発電所や川内原子力発電所から、放射性物質の異常な放出が起った場合又はそのおそれがある場合の対応を定める。
	第2章 海上災害対策計画	船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失などによる海上災害が発生し又は発生するおそれのある場合の対応を定める。
	第3章 航空機災害対策計画	熊本空港及び熊本市域内において、航空機の墜落等により災害が発生した場合の対応を定める。
	第4章 特殊災害対策計画	石油類、高圧ガス等の爆発、火災等による災害、地震等による大規模な災害が発生した場合の対応を定める。
資料編		条例や基準、災害協定、各種データ、様式などをとりまとめる。

風水害編の構成

風水害編は、「災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」で構成する。

第1章 災害応急対策計画

風水害が発生し、また発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防止し、又は応急対策を行うなど、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画を定める。

第2章 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施にあたっての基本方針を定める。

目 次

	頁
第1章 災害応急対策計画	1
第1節 情報の収集・伝達	3
第1項 実施責任者	3
第2項 気象予警報等伝達計画	4
第3項 通信体制の確立	16
第4項 被害情報の収集・伝達	17
第5項 災害情報の広報伝達	21
第2節 機動力及び資材器具等の点検整備計画	23
第1項 水防本部及び災害対策本部における機動力及び資機材の点検整備	23
第2項 水防用資機材の点検整備	23
第3項 消防団の積載車及び機械倉庫の整備	23
第4項 消防用資機材等の点検整備	23
第5項 その他の資材器具等の点検整備	24
第3節 消防計画	25
第1項 消防局対策部	25
第2項 非常招集	27
第3項 風水害対策活動	29
第4項 津波及び高潮対策活動	30
第5項 非常通信体制	30
第6項 応援体制及び受援体制の確立	31
第7項 避難の指示	31
第8項 消防団の活動	32
第9項 消防活動体制	32
第4節 応援要請（受援）計画	34
第1項 応援要請発動の基準・根拠	34
第2項 災害対策本部における対応	35
第3項 自衛隊に対する災害派遣要請	36
第4項 行政機関に対する応援要請	40
第5項 民間団体等に対する応援要請	42
第6項 国、県による代行	42
第5節 応急公用負担と労働力の確保	43
第1項 従事命令等	43
第2項 物的応急公用負担	45
第3項 労働力の確保	46
第6節 災害ボランティア活用計画	47
第1項 災害ボランティア活動を支援する体制整備	48
第2項 災害ボランティア団体の活動	50
第7節 災害救助法の適用	51
第1項 災害救助法の適用基準	51
第2項 滅失世帯の算定基準	52
第3項 救助の実施に関する事務手続き	53

目 次

	頁
第4項 災害救助法による救助の種類とその措置救助活動	54
第8節 避難対策	55
第1項 避難指示等	55
第2項 警戒区域の設定	65
第3項 避難誘導・移送	65
第4項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・管理運営	68
第9節 要配慮者（避難行動要支援者）対策	74
第1項 要配慮者（避難行動要支援者）の安全・安否確認	74
第2項 避難行動要支援者名簿を提供する時期及び支援等	74
第3項 社会福祉施設における対策	75
第4項 外国人に対する対策	76
第5項 観光客に対する対策	77
第6項 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本D C A T）	77
第7項 情報の提供	77
第8項 生活の支援	77
第10節 安否情報の提供計画	79
第1項 市・県の役割	79
第2項 安否情報の収集	79
第3項 照会を行う者	79
第4項 照会手順	80
第5項 提供できる情報	80
第11節 警備・交通規制計画	81
第1項 警察の警備対策	81
第2項 海上における警備対策	81
第3項 交通規制計画	81
第12節 障害物等の除去対策	84
第1項 障害物の除去対象及び除去方法	84
第2項 災害救助法における障害物の除去	84
第3項 除去した工作物等の保管等の場所	85
第4項 工作物の処分方法	85
第13節 緊急輸送計画	86
第1項 緊急通行車両における輸送対象の限定	86
第2項 緊急通行車両の確認	86
第3項 輸送手段の確保	87
第4項 輸送路線の確保	88
第14節 救出計画	89
第1項 実施責任者	89
第2項 救出対象者	89
第3項 救出の方法	89
第4項 救出期間	90
第5項 関係機関の連携	90

目 次

	頁
第6項 職員の安全確保 ······	90
第7項 惨事ストレス対策 ······	90
第15節 行方不明者等の搜索及び遺体の収容埋葬計画 ······	91
第1項 実施機関 ······	91
第2項 行方不明者等の搜索 ······	91
第3項 遺体の検視、身元確認 ······	91
第4項 遺体の引き渡し ······	91
第5項 遺体安置所の設置 ······	91
第6項 遺体の収容 ······	92
第7項 遺体の埋葬 ······	92
第8項 遺体の火葬 ······	92
第16節 医療救護対策計画 ······	93
第1項 実施機関 ······	93
第2項 救護活動 ······	93
第3項 救護所及び救護班の設置 ······	95
第4項 個別疾患対策 ······	95
第5項 惨事ストレス対策等 ······	95
第6項 災害救助法に基づく措置 ······	96
第7項 費用の負担 ······	96
第8項 損害の補償 ······	96
第9項 関係機関との連携・訓練 ······	96
第17節 動物救護対策計画 ······	97
第1項 ペットの取扱い ······	97
第2項 実施体制 ······	97
第3項 被災動物の救援活動 ······	97
第18節 救援対策計画 ······	98
第1項 給水救援対策 ······	98
第2項 食糧救援対策 ······	100
第3項 生活必需品救援対策 ······	102
第19節 保健衛生計画 ······	105
第1項 防疫計画 ······	105
第2項 食品衛生の確保 ······	106
第3項 健康管理 ······	107
第20節 文教対策計画 ······	109
第1項 学校の災害直後の措置 ······	109
第2項 避難所開設への支援 ······	109
第3項 応急教育の実施 ······	110
第4項 学用品の調達・給与 ······	110
第5項 学校給食の確保 ······	111
第6項 教育施設の管理 ······	111
第7項 文化財の保護 ······	111
第21節 住宅対策 ······	112

目 次

	頁
第1項 実施機関	112
第2項 応急仮設住宅の需要把握	112
第3項 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の用地確保	112
第4項 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設	113
第5項 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の入居者選定	113
第6項 被災住宅の修理	114
第7項 公営住宅及び賃貸型応急住宅の確保	115
第8項 応急仮設住宅の運営管理	115
 第22節 生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	116
第1項 生活ごみの処理	116
第2項 災害し尿の処理	117
第3項 仮設トイレの設置	117
第4項 災害廃棄物の処理	118
第5項 廃棄物処理施設の応急復旧	120
第6項 建築物のアスベスト飛散防止対策	120
 第23節 公共施設応急工事計画	121
第1項 公共土木施設	121
第2項 上下水道施設	122
第3項 净化施設	123
第4項 社会福祉施設	123
第5項 医療衛生施設	124
第6項 鉄道施設（九州旅客鉄道株式会社熊本支社）	124
 第24節 農林水産物応急対策計画	125
第1項 水害対策	125
第2項 干害対策	125
第3項 風害対策	125
第4項 霜害対策	126
第5項 雪害（寒害を含む）対策	126
第6項 のり養殖対策	126
 第25節 電力施設応急対策計画	127
第1項 電力施設の状況（2021.3月末）	127
第2項 応急対策の方法	127
第3項 応急対策実施にあたっての留意点	127
 第26節 ガス施設応急対策計画	129
第1項 実施機関	129
第2項 保安体制	129
第3項 災害発生時におけるガス事業者の措置	129
第4項 ガス事業者と関係機関との連携	130
第5項 広報活動	130
 第27節 九州自動車道等災害対策計画(西日本高速道路(株)、九州地方整備局)	132
第1項 防災体制	132
第2項 交通規制	133
第3項 緊急通行車両の取扱い	133
第4項 救急救助体制	134

目 次

	頁
第5項 救急医療体制	134
第6項 情報連絡体制	134
第7項 広報	135
第2章 災害復旧・復興計画	136
第1節 復旧・復興に向けた考え方	137
第2節 災害復興本部	137
第3節 市民生活安定のための緊急措置	138
第1項 災害証明書の発行	138
第2項 被災者台帳の整備	142
第3項 生活相談	144
第4項 災害弔慰金等の支給及び貸付制度	144
第5項 市税等の徴収猶予、減免等	146
第6項 その他郵便事業等の特別取扱い	147
第7項 義援金品の受入れ・配分	148
第8項 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	148
第4節 公共施設の災害復旧	149
第1項 災害復旧事業計画	149
第2項 激甚災害の指定	153
第3項 災害復旧に伴う財政援助の確保	154
第4項 その他の法律による災害復旧事業	155
第5節 大規模災害からの復興に関する法律	156
第6節 復興計画	157
第1項 策定方針	157
第2項 基本事項	157
第3項 復興計画策定委員会	157

章	節	項目	頁	政 策 局	總 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 福 祉 局	環 境 局	經 濟 觀 光 局	農 水 局	都 市 建 設 局	各 区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教 育 委 員 會
第1章 災害応急対策計画	第1節	情報の収集・伝達	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第2節	機動力及び資材器具等の点検整備計画	23	○									○					
	第3節	消防計画	25	○									○					
	第4節	応援要請（受援）計画	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第5節	応急公用負担と労働力の確保	43	○									○					
	第6節	災害ボランティア活用計画	47			○						○						
	第7節	災害救助法の適用	51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第8節	避難対策	55	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第9節	要配慮者（避難行動要支援者）対策	74	○			○		○			○						
	第10節	安否情報の提供計画	79			○						○						
	第11節	警備・交通規制計画	81	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
	第12節	障害物等の除去対策	84									○	○					
	第13節	緊急輸送計画	86		○							○						
	第14節	救出計画	89										○					
	第15節	行方不明者の捜索及び遺体の収容埋葬計画	91					○										
	第16節	医療救護対策計画	93		○			○					○	○		○	○	
	第17節	動物救護対策計画	97					○										
	第18節	救援対策計画	98	○			○	○		○		○			○			
	第19節	保健衛生計画	105					○										
	第20節	文教対策計画	109				○									○		
	第21節	住宅対策	112									○						
	第22節	生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	116						○			○			○			
	第23節	公共施設応急工事計画	121					○	○		○	○			○	○		
	第24節	農林水産物応急対策計画	125								○							
	第25節	電力施設応急対策計画	127															
	第26節	ガス施設応急対策計画	129															
	第27節	九州自動車道等災害対策計画	132															

章	節	項目	頁	政策局	総務局	財政局	文化市民局	健康福祉局	環境局	経済観光局	農水局	都市建設局	区役所	消防局	交通局	上下水道局	病院局	教育委員会
第2章 災害復旧・復興計画	第1節	災害復旧・復興に向けた考え方	137	○														
	第2節	災害復興本部	137	○														
	第3節	市民生活安定のための緊急措置	138	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		
	第4節	公共施設の災害復旧	149	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第5節	大規模災害からの復興に関する法律	156	○														
	第6節	復興計画	157	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第1章 災害応急対策計画

風水害が発生した場合の被害を最小限に止めるには、防災活動のための要員の確保と、被害の発生を迅速に把握し必要な対策を実施できるような指揮体制を、風水害発生後できるかぎり早く確立する必要がある。

このような立場から、本市及び各防災関係機関がとるべき応急対策について計画するものである。

項目	関連部局	ページ
第1節 情報の収集・伝達	全局	3
第2節 機動力及び資材器具等の点検整備計画	政策局、消防局	23
第3節 消防計画	政策局、消防局	25
第4節 応援要請（受援）計画	全局	34
第5節 応急公用負担と労働力の確保	政策局、消防局	43
第6節 災害ボランティア活用計画	文化市民局、各区役所	47
第7節 災害救助法の適用	全局	51
第8節 避難対策	全局	55
第9節 要配慮者（避難行動要支援者）対策	政策局、健康福祉局、経済観光局、各区役所	74
第10節 安否情報の提供計画	文化市民局、各区役所	79
第11節 警備・交通規制計画	政策局、文化市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、農水局、都市建設局、各区役所、消防局、交通局、病院局	81
第12節 障害物等の除去対策	都市建設局、各区役所	84
第13節 緊急輸送計画	総務局、都市建設局	86
第14節 救出計画	消防局	89
第15節 行方不明者等の捜索及び遺体の収容埋葬計画	健康福祉局	91
第16節 医療救護対策計画	総務局、健康福祉局、各区役所、消防局、病院局、教育委員会	93
第17節 動物救護対策計画	健康福祉局	97
第18節 救援対策計画	政策局、文化市民局、健康福祉局、経済観光局、各区役所、上下水道局	98
第19節 保健衛生計画	健康福祉局	105
第20節 文教対策計画	文化市民局、教育委員会	109
第21節 住宅対策	都市建設局	112
第22節 生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	環境局、上下水道局、都市建設局	116
第23節 公共施設応急工事計画	都市建設局、健康福祉局、上下水道局、環境局、農水局、病院局	121

項目	関連部局	ページ
第24節 農林水産物応急対策計画	農水局	125
第25節 電力施設応急対策計画		127
第26節 ガス施設応急対策計画		129
第27節 九州自動車道等災害対策計画 (西日本高速道路(株) 九州地方整備局)		132

第1節 情報の収集・伝達

市に災害の発生のおそれがある場合、気象業務法に基づいて発表される特別警報、警報及び注意報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を市民に迅速かつ確実に伝達するため、また、必要な観測記録を迅速確実に収集するため、通報系統及び要領等を定めて、適切な防災対策の実施を図るものとする。

第1項 実施責任者

【関連部局】
全局

1 市

市長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告にあたっては、原則として、県央振興局又は熊本土木事務所を経由して県本庁に報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により、市長が県（県本庁又は熊本土木事務所）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。

この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとし、情報の一元的処理及び情報の迅速かつ的確な処理ができるよう、あらかじめ被害報告責任者を定めておくものとする。

2 県

県知事は、県の地域に係る被害報告等の収集を行うとともに、その概要を県防災会議の委員の属する機関に通報し、速やかに国等関係機関に報告するものとする。

【国への報告の基準】

災害対策基本法第53条第2項に基づき、内閣総理大臣に報告すべき災害の基準は次のとおりとする。

- (1) 県において災害対策本部を設置した災害
- (2) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (3) (1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害

3 防災関係機関等

県内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）は、当該所管に係る被害報告等の収集を行うとともに、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

【関連部局】
全局

第2項 気象予報等伝達計画

1 予警報等の種類と伝達系統

(1) 特別警報、警報及び注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに熊本地方気象台から発表される。

また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 熊本地方気象台が発表する特別警報、警報・注意報の種類及び発表基準

(令和3年6月8日現在)

種類	発表基準
特別警報	○大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	○大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
	○暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
	○雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	○高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
	○台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
警報	○大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・表面雨量指数 ^{注1} が28以上、又は土壤雨量指数 ^{注2} が166以上になると予想される場合。ただし、この土壤雨量指数は熊本市に設定された基準の最小値を示す。
	○河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・流域雨量指数 ^{注3} が天明新川流域=9.5、加勢川流域=7、浜戸川上流流域=22、木山川流域=35.2、坪井川流域=20、堀川流域=19.8、井芹川下流流域=18、河内川流域=11.4、健軍川流域=9.4、秋津川流域=7.4、除川流域=4.9、千間江湖川流域=5.6、潤川流域=15.2以上、又は複合基準で合志川流域=(12, 33.1)、白川流域=(22, 30.8)、天明新川流域=(12, 8.8)、浜戸川流域=(12, 17.6)、坪井川流域=(24, 17.8)、井芹川下流流域=(24, 14.3)、河内川流域=(12, 10.2)、

種類	発表基準
注意報	健軍川流域=(24, 8. 4)、秋津川流域=(22, 7. 1)以上になると予想される場合。
	○暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ 平均風速が20m/s以上になると予想される場合。
	○雪を伴う暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪に伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ 雪を伴い平均風速が20m/s以上になると予想される場合。
	○大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ 12時間降雪の深さが山地で20cm以上、平地で10cm以上になると予想される場合。
	○高い波によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ 有義波高が熊本地方で2.5m以上になると予想される場合。
	○台風や低気圧等による海面の異常な上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ 熊本市の海岸線の潮位が東京平均海面 (TP) で3.5m以上になると予想される場合。
	○大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ 表面雨量指數 ^{注1} が15以上、又は土壤雨量指數 ^{注2} が112以上になると予想される場合。ただし、この土壤雨量指數値は熊本市に設定された基準の最小値を示す。
	○河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ 流域雨量指數が天明新川流域=7.6、加勢川流域=5.6、浜戸川上流流域=17.6、木山川流域=28.1、坪井川流域=16、堀川流域=15.8、井芹川下流流域=14.4、河内川流域=9.1、健軍川流域=7.5、秋津川流域=5.9、除川流域=3.9、千間江湖川流域=4.4、潤川流域=12.1以上、又は複合基準で合志川流域=(12, 23.5)、白川流域=(12, 27.7)、緑川流域=(12, 38.8)、天明新川流域=(12, 6.1)、加勢川流域=(7, 5.6)、浜戸川流域=(9, 15.8)、坪井川流域=(7, 16)、井芹川下流流域=(7, 12.9)、河内川流域=(12, 7.3)、健軍川流域=(12, 6)、秋津川流域=(12, 4.7)、除川流域=(7, 3.9)、潤川流域=(11, 6.9)以上になると予想される場合。
	○強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ 平均風速が10m/s以上になると予想される場合。
	○雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ 雪を伴い平均風速10m/s以上になると予想される場合。
	○大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ 24時間降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。
	○高い波によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・ 有義波高が熊本地方で1.5m以上になると予想される場合。
	○台風や低気圧等による海面の異常な上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。

第1章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・伝達

種類	発表基準
	・熊本市の海岸線の潮位が東京湾平均海面(TP)上2.8m以上になると予想される場合。
雷注意報	○落雷による災害が発生するおそれがあると予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害について注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける場合がある。
融雪注意報 ^{注5}	○融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
濃霧注意報	○濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合。具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・濃霧によって陸上の視程100m以下、海上の視程500m以下になると予想される場合。
乾燥注意報	○空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。
霜注意報	○早霜、晩霜によって農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温が3°C以下になると予想される場合。
なだれ注意報	○なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・積雪の深さ100cm以上で、次のいずれかが予想される場合。 1. 気温3°C以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さ30cm以上 のいずれかが予想される場合。
低温注意報	○低温によって農作物、水道管(破裂)、道路(凍結)等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・冬期：平地で最低気温が-5°C以下になると予想される場合。 ・夏期：日平均気温が平年より4°C以上低い日が3日続いたあと、さらに2日以上続くと予想される場合。
着氷(雪)注意報	○着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合。具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 ・大雪注意報・大雪警報の条件下で気温が-2°Cから+2°Cと予想される場合。

注1) 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。

注2) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生の危険度を示す指標である。土壌雨量指数は1km格子毎に設定している。

注3) 流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量から洪水の危険度を示す指標である。このため、上流域で降った雨も含めて、洪水危険度を監視することが可能である。

注4) 複合基準は(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

- (ア) 発表の基準の欄に記載した数値は、熊本県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定したものである。
- (イ) 特別警報、警報、注意報はその種類に係わらず、これらの新たな特別警報、警報又は注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- (ウ) 特別警報・警報・注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、以下を本文冒頭にできる限り簡明にして記載する。

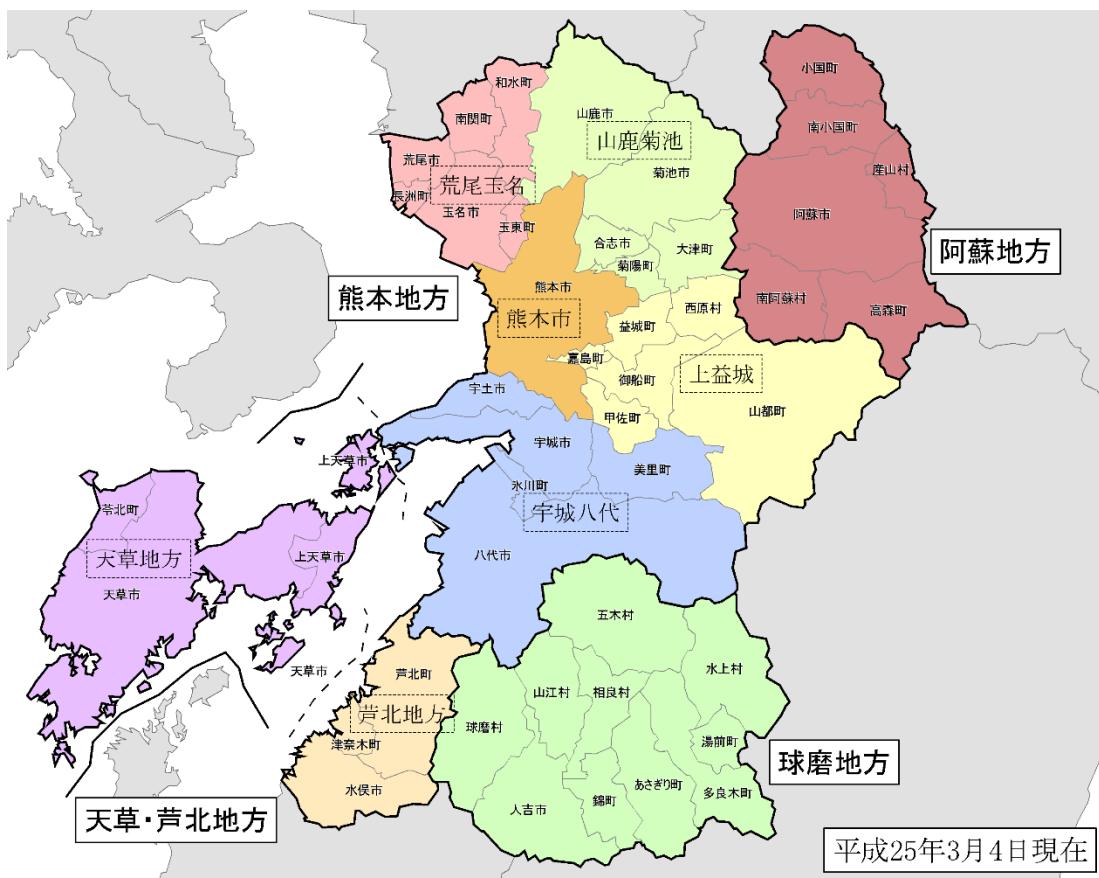
(い つ) 注意警戒すべき期間…「〇〇日昼過ぎから夕方にかけて」等具体的に示す

(どこで) 注意警戒すべき地域…現象の中心になると予想される地域を概ね一次細分区域毎に示す。

(何 が) 警戒すべき対象災害…土砂災害、浸水害、高波等具体的に示す。

イ 特別警報・警報・注意報の発表地域

原則として市町村（二次細分区域）ごとに発表する。気象台から発表される気象情報やテレビ・ラジオで特別警報・警報・注意報を放送される際は、市町村等をまとめた地域が利用される場合がある。熊本市は市町村等をまとめた地域、二次細分区域ともに「熊本市」である。



■警報・注意報の地域細分図

一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域
熊本地方	山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
	熊本市	熊本市
	上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
	宇城八代	宇土市、宇城市、八代市、美里町、氷川町
阿蘇地方		阿蘇市、高森町、南阿蘇村、南小国町、小国町、産山村
天草・芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町
	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

第1章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・伝達

(2) 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の3つに大別される。

- ア 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが特別警報、警報、注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。
- イ 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報、警報や注意報などを行っている場合などに、特別警報・警報・注意報を補完するための補完的情報。
- ウ 大雨警報を発表中に、キクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨、熊本県では1時間110mm以上を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」がある。

(3) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに、その状況を直ちに県知事に通報するものである。県知事は、この通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

【火災気象通報を行う場合の基準】

実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下と見込まれるとき。又は、陸上を対象とした最大風速が10mを超えると見込まれるとき。

火災警報とは消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときに一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(5) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準

白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系の洪水に関して、国土交通省熊本河川国道事務所・八代河川国道事務所・菊池川河川事務所と熊本地方気象台が共同して行う白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系における洪水予報の種類は次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、水位が更に上昇することが予想されるときに発表する
氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位が更に上昇するとき又は氾濫危険水位に到達することが予想されるときに発表する。
氾濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれがあるとき発表する。
氾濫発生情報（洪水警報）	洪水予報の実施区間内で氾濫が発生したときに発表する。

(6) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は県知事が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長（八代河川国道事務所

長、菊池川河川事務所長及び熊本河川国道事務所長）が、県知事が指定する河川等については、県知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

(7) 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

(8) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害防止法に基づき、大雨警報発表中で更に大雨による土砂災害発生の危険度が高まった市町村に対して、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、熊本県と熊本地方気象台が共同して発表するものである。

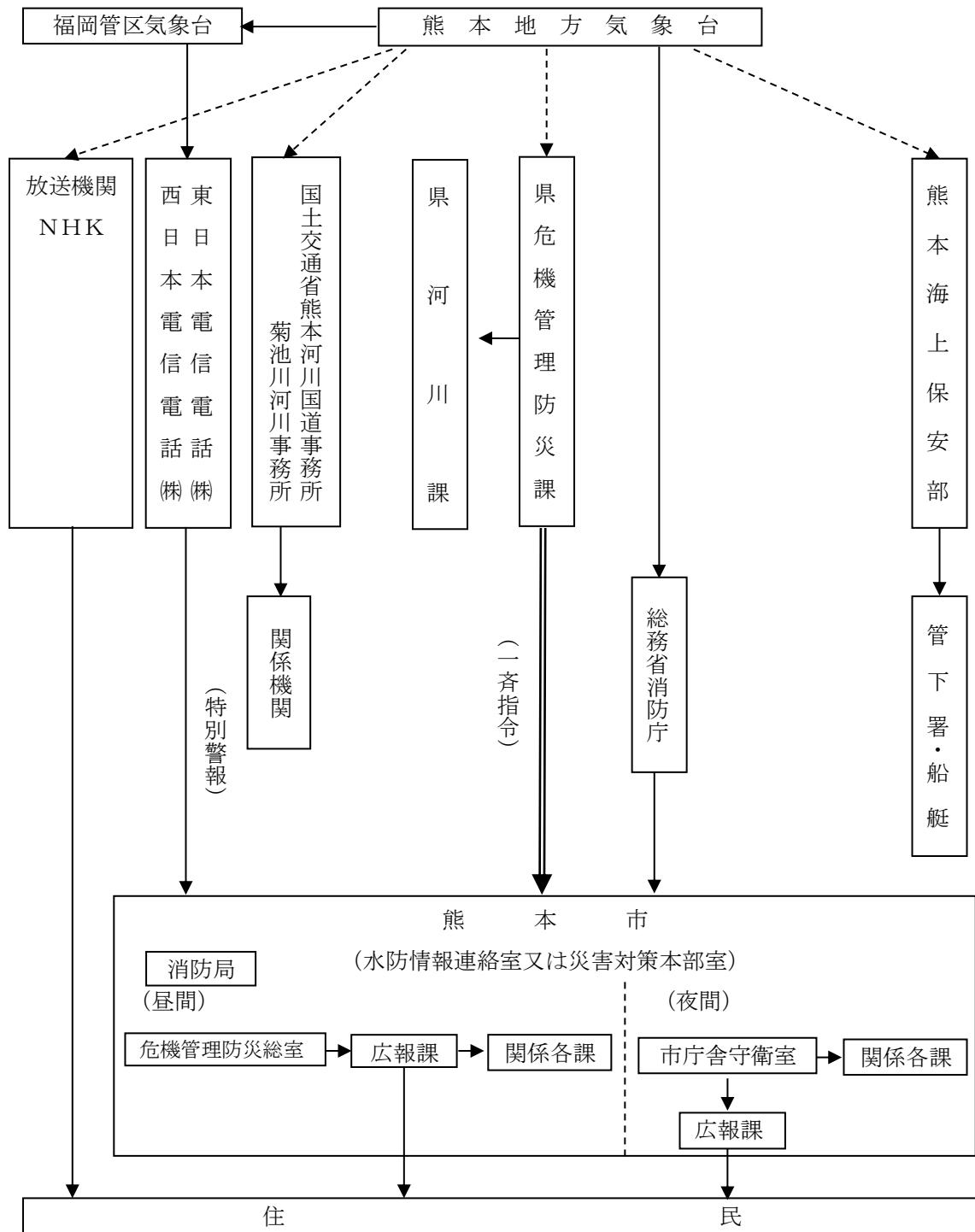
(9) 土砂災害危険度情報

土砂災害危険度情報とは、土砂災害警戒情報を補足する情報として、1kmメッシュに細分化した地域単位で土砂災害発生の危険度情報を熊本県統合型防災情報システムを通じ提供するものである。

2 予警報等の伝達系統

(1) 特別警報、警報及び注意報の伝達系統

特別警報、警報及び注意報の伝達系統は次のとおりである。ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りでない。



注) —— は加入電話等 ----- は防災情報提供システム及びオンライン

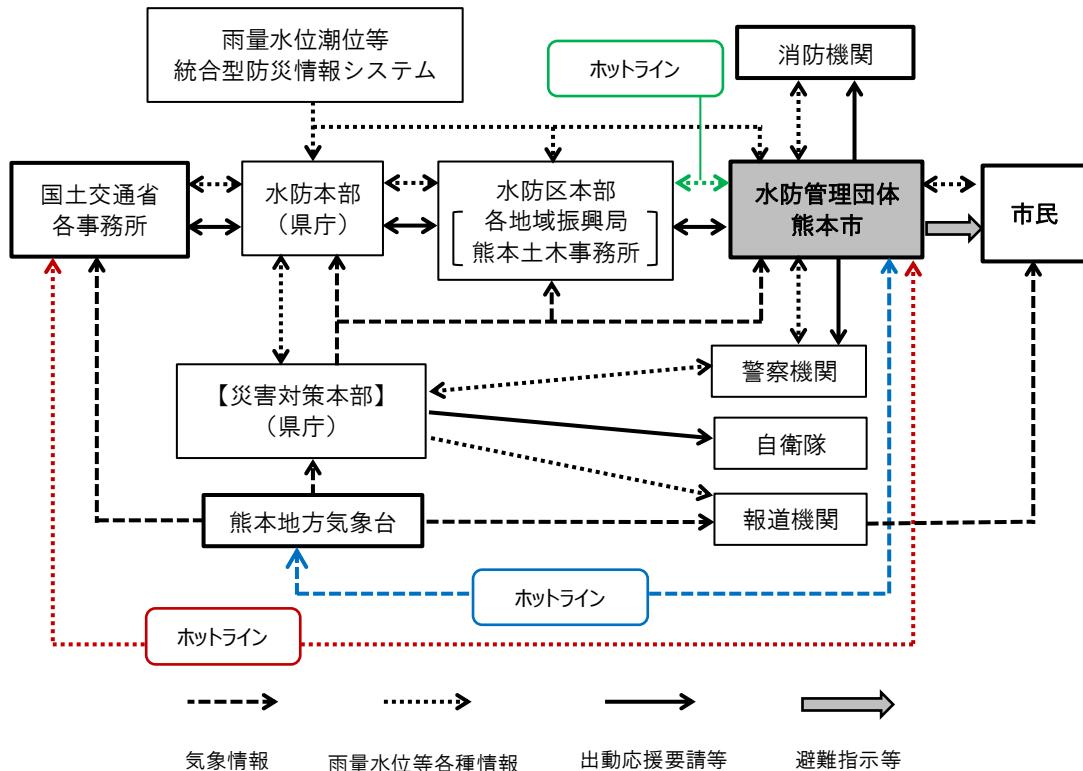
———— は防災情報ネットワーク ——— は専用回線

特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、熊本市は住民等へ周知の措置が、それぞれ義務付けられている。

(2) 水防計画における情報の伝達系統

県は、熊本地方気象台と国土交通省が共同で行う洪水予報や水防警報及び県知事が行う水防警報を市に通知するとき、次の伝達系統により実施する。

【水防情報等の連絡系統】



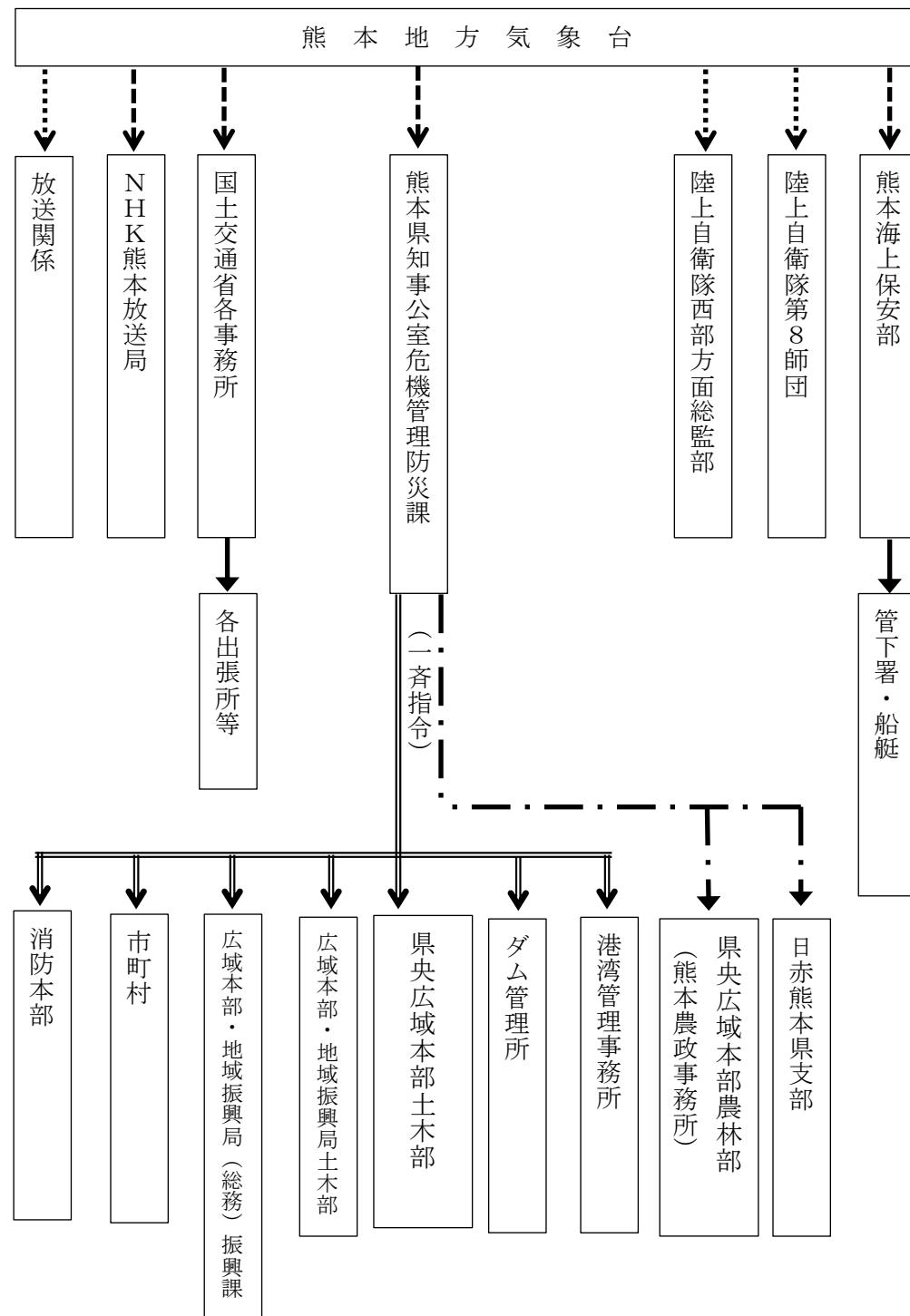
(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報は、土砂災害による人的被害防止の観点から、大雨警報発表中で更に大雨による土砂災害発生の危険度が高まった市町村に対して、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、熊本県と熊本地方気象台が共同して発表するものである。気象庁ホームページ「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害の危険度分布））」及び熊本県ホームページ「防災情報くまもと」でも提供される。

第1章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・伝達

土砂災害警戒情報の伝達系統図



- (注) (1) 地域振興局及び熊本土木事務所においては、管内市町村への警戒を促すこと。
- (2) _____ は、加入または府内電話
 は、防災情報提供システム
 ----- は、法定伝達先
 _____ は、防災情報ネットワークまたは防災行政無線
 - - - . は、防災行政無線

3 浸水想定区域内の施設に対する洪水予報等の伝達

熊本市内における、洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域内の施設に関し、次に掲げる伝達方法等に基づき、洪水予報等の伝達を行う。当該区域内の施設管理者は、情報を得たら早めの避難を行うもの。

(1) 伝達方法など

ア 伝達方法

- ① 熊本市（水防本部又は災害対策本部）からメール又はFAX（国管理河川）
- ② 県の防災情報メール（国・県管理河川）

イ 伝達時期

洪水予報及び水防警報を熊本市（水防本部又は災害対策本部）が受信したとき
※白川・緑川・加勢川・坪井川・井芹側・堀川・天明新川・千間江湖川・除川・
健軍川・藻器堀川の洪水ハザードマップは熊本市ホームページに掲載。

URL : <http://www.city.kumamoto.jp/>

第1章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・伝達

(2) 浸水想定区域内の施設の名称及び所在地

水防法第15条に規定により浸水想定区域内の施設の名称及び所在地を次に示す。

ア 地下街等

水防法第15条の規定により、次の施設については洪水予報等を伝達する。

また、これらの施設には、洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するための「避難確保計画」及び洪水時等の浸水の防止を図るための「浸水防止計画」の策定が義務付けられた。

施設名等	管理者等	FAX	電話番号	所在地
熊本市辛島公園地下駐車場	熊本城ホール運営共同事業体	359-7896	328-2923	中央区辛島町1-地下1
熊本桜町ビル	熊本桜町ビル全館管理室	355-5579	325-1248	中央区桜町3-33
鶴屋百貨店	(株)鶴屋百貨店	356-3061	327-3672	中央区手取本町6-1
テトリアくまもとビル	テトリアくまもとビル管理事務所	351-1769	351-1769	中央区手取本町8-1
鶴屋パーキング	(株)鶴屋百貨店	327-3583	327-3703	中央区安政町3-35
ビプレス熊日会館	(株)熊日会館	327-5130	327-5130	中央区上通町2-33

イ 地下空間施設等

水防法に規定されない次の施設に関しても洪水予報を伝達する。

施設名等	管理者等	FAX	電話番号	所在地
手取本町地下道	熊本市中央区土木センター維持課	359-8606	355-2936	中央区手取本町6-1地先
熊本市辛島公園地下通路	熊本城ホール運営共同事業体	359-7896	328-2923	中央区辛島町1-地下1
上通アーケード	上通商業会	351-9092	353-1638	中央区城東町3-20
下通アーケード	下通繁栄会	352-3375	352-3377	中央区下通1-6-27
サンロード新市街アーケード	熊本市新市街商店街振興組合	356-3986	356-3877	中央区新市街7-20 ヴィレラ辛島404号
熊本市中央繁栄会連合会	熊本市中央繁栄会連合会	322-6455	322-6428	中央区花畠町11-32

ウ 要配慮者利用施設

水防法第15条の規定により、河川管理者が定めた次に掲げる施設については要配慮者利用施設として定め、洪水予報等を伝達する。

また、これらの施設には、洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するための「避難確保計画」の策定が義務付けられた。

※要配慮者利用施設とは

浸水想定区域内の高齢者や障がい者、幼児等が利用する施設で次に掲げるもの

- ①高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設の社会福祉施設
- ②病院、診療所の医療施設（有床に限る）
- ③幼稚園、ろう学校、盲学校及び養護学校

【資料編】10-4 災害危険区域内の要配慮者利用施設

エ 大規模な工場その他の施設

水防法第15条の規定により、次の施設については洪水予報等を伝達する。

また、これらの施設には、洪水時等の浸水の防止を図るための「浸水防止計画」策定の努力義務が課せられた。

施設名等	管理者等	FAX	電話番号	所在地
株式会社 熊本日日新聞社	株式会社 熊本日日新聞社	366-4111	361-3111	中央区世安1-5-1

(4) 浸水の防止や円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（「避難確保計画」）の作成

- ア 水防法第15条の規定により、浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を定めなければならない。
- イ 水防法第15条の規定により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- ウ 水防法第15条の規定により、浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対する土砂災害に関する情報の伝達

熊本市内における土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、土砂災害警戒情報等の土砂災害に関する情報の伝達方法等を次に示す。

【資料編】10-4 災害危険区域内の要配慮者利用施設

(1) 伝達方法など

- ア 伝達方法
熊本市（水防本部又は災害対策本部）からメール等
- イ 伝達時期
土砂災害警戒情報を熊本市（水防本部又は災害対策本部）が受信したとき

(2) 避難計画の策定

- ア 要配慮者利用施設の施設管理者は、本計画に定める土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を活用し、施設利用者が安全な避難行動をとるために必要な訓練や避難計画を策定しなければならない。
- イ 市は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の管理者、施設の防災責任者等に対する説明会等を実施する。

【関連部局】
全局

第3項 通信体制の確立

1 通信設備

収集した情報について、時期を逸せず有効、適切に利用できるように、災害対策本部、各対策部、防災関係機関及び国・県の各間において、迅速、的確に伝達できる通信体制を確立する。

市では次の通信設備を配置し、一つの通信設備に支障がでても対応できるように、多ルート化を図るものとする。

主な災害時通信手段		主な通信区間	主な使用条件
有線	一般回線	○各対策部及び関係機関との連絡	NTTの一般回線が使用可能な場合は、原則として、こちらを利用する。
	災害時優先電話		電話ごとに連絡責任者と専用従事者を指名して窓口の統一を図る。
	携帯電話		機動性を有効に活用するように運用する。
	FAX		原則として単独送信とし、一斉通信をしない。送信エラーが発生したときは、再送信の前に相手先に原因がないか必ず確認を取る。
無線	熊本県防災行政無線	○災害対策本部と県、隣市町村、関係機関との連絡	
	熊本市防災行政無線 (移動系)	○移動車両や災害現場の臨時指揮所、防災拠点等との連絡	災害現場と無線機を常設していない防災拠点では、連絡要員をつけて無線機を輸送配置し、無線機の使用方法の説明及び通信管理に当たらせる。
	熊本市防災行政無線 (固定系)	○設置地域の住民に対する情報伝達	統制局には無線従事者を適切に配置し運用する。
	その他の無線 (上下水道局、交通局)	○各部局間の連絡	各部局で整備している無線機は、業務ごとの連絡網として使用するほか、災害対策本部の指示を受けて情報収集に使用する。
	熊本シティエフエム災害緊急放送 (緊急告知ラジオ放送を含む)	○住民に対する情報伝達	熊本シティエフエムが管理する放送設備を使用し、通常の放送番組に優先して臨時の災害放送を行う。

2 設備の保持

通信設備が被害を受けて使用が困難になった場合は、使用可能な通信網で代替するとともに、迅速な復旧を図る。

(1) 有線系

有線系通信網は、熊本市の場合全てNTT回線であるため、NTTに優先的な復旧を申し込みるとともに、直ちに無線による連絡体制をとる。

(2) 防災行政無線・移動系

基地局の送受信が困難になった場合は、携帯型無線機による運用に切り換える。
移動局や常設携帯型無線機の故障についても、本庁に連絡を取り予備の携帯無線機を新たに配置する。応急修理はその後に行う。

(3) 防災行政無線・固定系

何らかの機能不能が判明したときは、至急担当メーカーに連絡し修理を依頼するとともに、移動系無線機を持った職員を配置するなど、代替手段を講じる。

(4) その他の無線

各部局の無線機については、それぞれで修理及び代替手段への切替えを実施する。ただし、どちらも防災行政無線の運用及び復旧に障害をきたさないことを条件とする。

3 通信の統制

災害時に発生する混乱により、通信網は混雑するおそれがあるので、有線系についてはNTT、無線系は各通信網の管理担当者による適切な通信統制を行い、防災関係の情報通信が円滑に行われるようとする。

第4項 被害情報の収集・伝達

【関連部局】
全局

洪水や土砂災害が発生した場合、被害規模の早期把握に努め、人命救助と火災への対応、県に対する応援要請等、災害応急対策の基本方針を迅速に意思決定するため、次に示す情報の収集・伝達を行う。

1 災害初動期の情報収集**(1) 情報収集事項**

災害初動期は次の情報を中心に収集するものとする。

情報の区分	主な情報内容
風水害に関する情報	○警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表状況
人命に関する情報	○死者、負傷者及び要救助者の発生状況 ○土砂崩れ等に伴う生き埋め災害情報 ○職員の安否確認
被害拡大に関する情報	○火災発生の状況 ○がけ崩れ等の二次災害発生状況 ○危険物の漏洩、ガス漏れ情報
応急対策活動上必要な情報	○市役所庁舎等の災害活動拠点の被害状況 ○道路などの応急対策活動にあたって重要な施設の被害状況

(2) 勤務時間内における情報収集活動

各対策部は次の要領により被害状況を収集する。

区分	情報収集の方法等
災害警戒本部	○市役所庁舎周辺の被害確認 ○市民等からの通報 ○外出職員からの情報 ○避難所からの情報

第1章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・伝達

各対策部	<ul style="list-style-type: none">○119番通報（消防局）○所管施設の被害確認○市民等からの通報○外出職員からの情報○情報収集要員からの情報
------	---

(3) 勤務時間外における情報収集活動

職員は、参集途上における被害状況を把握し、その情報は各対策部において集約し災害警戒本部に報告するものとする。

なお、参集途上における情報収集は、あくまでも概略的な情報収集とし、迅速な参集を第一に考えなければならない。

ただし、勤務場所への参集途上において災害の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民と協力し人命救助を優先し、勤務場所へは、情報を連絡する。

2 災害対策本部設置後の情報収集

(1) 各対策部及び住民からの情報収集

情報支援室及び総合調整室（情報班）は、各対策部や住民から収集する災害情報を、災害情報トリアージ用紙に記入し、互いに情報共有するとともに災害対策本部指揮室に報告するものとする。収集する災害情報を下表に示す。

なお、指揮室は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察本部へ、ヘリコプターによる広域的な情報収集を要請し、早期把握に努めるものとする。

■ 災害情報収集事項

情報区分	収集する情報の内容		
防災気象情報等	<ul style="list-style-type: none">○警報・注意報、土砂災害危険度情報等		
被 害 情 報	人的被害	<ul style="list-style-type: none">○発生場所、原因及び被害者数○被害者の住所、氏名、年齢等○負傷者の負傷程度及び収容先	<ul style="list-style-type: none">死者行方不明者負傷者
	建物被害	<ul style="list-style-type: none">○床上・床下浸水棟数及び被害程度○建物の名称及び所在地○被災世帯及び被災者数	<ul style="list-style-type: none">住家・非住家事業所
	公共施設被害	<ul style="list-style-type: none">○床上・床下浸水棟数及び被害程度○施設の名称及び所在地○入所者の被災状況及び避難状況	<ul style="list-style-type: none">福祉施設、教育施設清掃施設、その他の施設
	土木施設被害	<ul style="list-style-type: none">○被害箇所と被害程度○応急措置等の対応状況○道路の通行止め箇所	<ul style="list-style-type: none">道路・橋梁・公園河川
	農水関係被害	<ul style="list-style-type: none">○被害箇所と被害程度	<ul style="list-style-type: none">農水産関係
ライフライン情報		<ul style="list-style-type: none">○被害箇所と被害程度○応急措置等の対応状況○停電、ガス供給停止、断水状況○交通機関の運行状況	<ul style="list-style-type: none">上下水道関係電力・電話・ガス関係交通関係
消防情報		<ul style="list-style-type: none">○119番通報の状況○火災発生状況及び延焼状況○救助、救急事案の発生状況及び対応状況○危険物施設等の被害状況○ガス漏れ等の発生状況	
医療救護情報		<ul style="list-style-type: none">○医療機関の被害状況○応急救護所等の設置状況	

避難情報	○自主避難の状況 ○避難指示の発令状況 ○避難世帯数及び避難者数 ○避難所の開設状況	
その他の情報	○その他の被害箇所と被害の程度 ○その他必要な情報等	ブロック塀倒壊、がけ崩れ、その他

3 防災関係機関からの情報収集

総合調整室及び各対策部は、状況に応じて、防災関係機関から次の情報を収集するものとする。

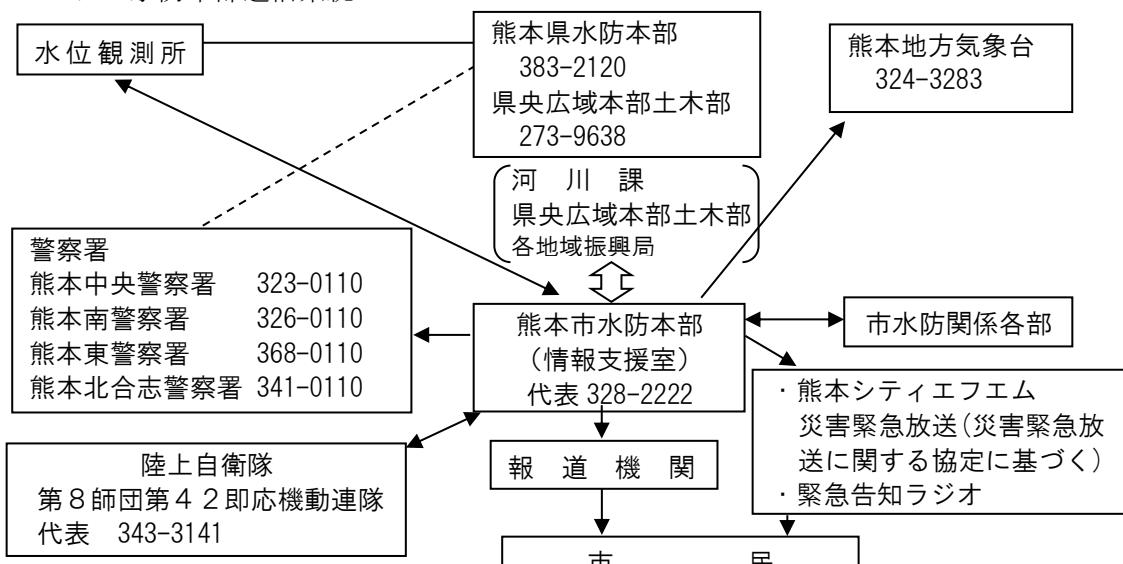
収集担当	収集する情報	収集機関
総合調整室	警報・注意報、土砂災害警戒情報等	熊本地方気象台
	死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況	熊本県警察
	ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数）と復旧状況	九州電力（株）熊本支店 九州電力送配電（株）熊本支社 NTT西日本熊本支店 西部ガス（株）供給本部熊本供給管理センター
	鉄道施設の被害と復旧状況等	JR九州熊本支社 熊本電気鉄道（株）
	県下の被害情報	熊本県危機管理防災課
健康福祉局	医療施設の被害と診療状況等	熊本市医師会 熊本市歯科医師会
都市建設局	国管理道路、橋梁の被害と復旧状況	熊本河川国道事務所
	県管理道路、橋梁の被害と復旧状況	県央広域本部
	九州自動車道の被害と復旧状況等	NEXCO西日本（株）九州支社
	国管理河川の被害と復旧状況	熊本河川国道事務所
	県管理河川の被害と復旧状況	県央広域本部
	県管理砂防施設等の被害と復旧状況等	県央広域本部

4 情報伝達の経路

(1) 有線通信網

水防上緊急を要する通信については、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設、他の専用通信施設等を有する官公署等と緊密な連絡のもとに、これらの施設を優先的に利用し、通信連絡の万全を期すものとする。

ア 水防本部通信系統



- イ 非常時における通信連絡は、きわめて重要であり、有線電話、専用(有線)電話、無線電話、その他文書、口頭等により、最良の方法で迅速かつ適正に行なう。
- ウ 水防関係各部は、とりまとめた水防状況を速やかに総合調整室へ通報若しくは報告する。

(2) 無線通信網

有線通信網が使用不能のときは、無線連絡網を利用する。防災行政無線の運用は本節第3項に従う。各局で保有する無線により収集した情報は、基地局で収集した情報を取りまとめた後、防災行政無線等を使用して災害対策本部に伝達する。

5 情報収集要員の安全確保

情報収集要員の安全確保に留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

6 災害情報の報告及び意思決定事項の伝達

総合調整室及び情報支援室は、各対策部や防災関係機関から収集した被害情報を熊本県防災情報共有システムへ入力し、適時、災害対策本部指揮室に報告するものとする。

本部室若しくは災害対策本部指揮室では、報告に基づき、次の意思決定等を行う。

(1) 緊急で重要な意思決定とそれに伴う指揮命令・指示・措置等（指揮室）

- ア 避難指示の発令等緊急的な意思決定
- イ 対策本部の設置
- ウ 自衛隊の災害派遣要請、広域応援要請の決定
- エ 意思決定に伴う、指示・措置事項等

(2) 災害対策本部会議の開催と意思決定事項の細部事項

- ア 災害応急活動等の対応方針決定
- イ 各局・区等横断的な対応・措置事項等（総合調整室）

総合調整室は、災害対策指揮室における意思決定事項を各対策部へ伝達するものとする。

7 被害情報等の共有

被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠であることから、被害の程度に応じ、市、国、県及び防災関係機関等は、情報の収集・連絡を迅速に行う。この場合、市、県は県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

さらに、市は避難指示等を発令した場合には、Jアラートへの情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

8 県への被害報告

総合調整室は災害情報及び被害情報を「被害報告取扱要領」に基づき県へ報告する。県へ報告ができない場合は、直接国（総務省消防庁）に報告する。

報告の種類	報告の時期	様式	報告先
災害情報	○被害発生後、直ちに ○報告内容に変化があれば、その都度	第1号	
被害状況報告（速報）	○被害状況が判明次第 ○指定がない場合、毎日9時30分まで及び14時30分までに	第2号	県央広域本部 (熊本土木事務所)
被害状況報告（確定）	○被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から10日以内	第2号	
各部門別被害状況報告（速報・確定）	○被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から10日以内	第3号	危機管理 防災課
住民避難等報告	○一定期間をおいて報告	第4号	

【資料編】5-3-1 被害報告取扱要領

5-3-2 収集及び報告要領

5-3-3 報告等の種別

5-3-4 報告等の様式及び報告等の系統

9 国への被害報告

総合調整室は、「火災・災害等即報要領」に基づき、地震が発生し、市内で震度5強以上を記録したとき、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で直接国（総務省消防庁応急対策室）に報告するものとする。

【資料編】5-3-6 火災・災害等即報要領

5-3-7 火災・災害等即報要領様式

第5項 災害情報の広報伝達

【関連部局】
政策局

市、県及び防災関係機関は災害時における情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

1 実施機関

災害対策基本法第50条に定められている災害応急対策の実施責任者は、それぞれの分担事務又は業務について、同法第51条の規定に基づく広報活動に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の通報及び交換を行うよう努めるものとする。

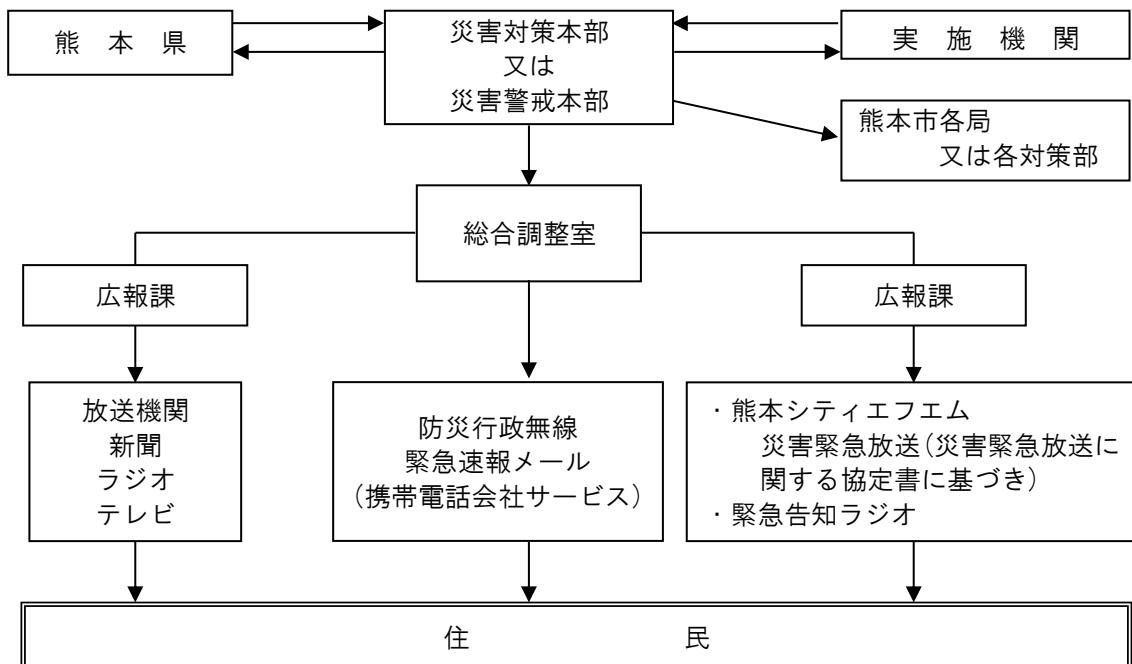
なお、熊本県と連絡が取れない場合は、総務省消防庁（TEL：03-5253-7777）へ連絡するものとする。

【資料編】5-1-2 関係機関等とのホットラインの整備要領

3 市における広報系統

(1) 広報系統

市における広報系統は、概ね次のとおりとする。



(2) 広報の方法と内容

災害の規模、態様に応じて、適切な方法と内容の広報を行うものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

時 期	方 法	内 容
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線等による広報 ○広報車による広報 ○消防団による広報 ○広報紙、チラシ等による広報 ○報道機関への広報依頼 ○熊本市災害情報メール ○市ホームページへの掲載 ○指定緊急避難場所等への職員の派遣 ○携帯電話メールサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水、土砂災害に関する情報 ○混乱防止の呼び掛け ○高齢者等避難、避難指示の伝達・誘導 ○出火防止の呼びかけ ○人命救助協力の呼びかけ ○被害状況 ○応急対策進捗状況 ○避難所等の情報
応急対策活動時		<ul style="list-style-type: none"> ○浸水、土砂災害に関する情報 ○被害状況 ○応急対策進捗状況 ○交通機関の状況 ○道路交通状況 ○ライフル線の状況 ○物資の供給状況 ○健康管理の情報

※視覚障がい者や聴覚障がい者等への配慮として、音声案内や文字情報の提示、点字化、手話通訳によるテレビ放送等を検討する。また、必要に応じて各種関係団体との連携を図る。

第2節 機動力及び資材器具等の点検整備計画

【関連部局】
政策局
消防局

災害応急対策に必要な機動力及び資材・器具等については、通常より十分留意して有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時点検整備しておくものとする。

第1項 水防本部及び災害対策本部における機動力及び資機材の点検整備

- 1 災害対策用資機材及び人員の輸送等の機動力を確保するため各課（かい）所管の機動力は、定期的に点検整備しておき、災害対策本部が設置された場合には、すべて本部の指揮下に配置し応急措置に支障のないようにする。
- 2 機動力の種類及び保有状況
- 3 災害対策用として備蓄する資機材等の保有状況

【資料編】6-1 災害対策本部に備蓄する資機材等の保有状況

第2項 水防用資機材の点検整備

- 1 水防用資機材の点検は毎年4月に関係各課で定期的に行い、備蓄資機材の数量が不足する場合は、その都度補充して常時規定の数量を確保しておくものとする。
- 2 重要水防地域近辺に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を備蓄する。

【資料編】6-3 水防倉庫等

第3項 消防団の積載車及び機械倉庫の整備

- 1 消防団の積載車は別に定める更新計画に基づき整備するものとする。
- 2 消防団の機械倉庫は団員詰所を併設し分団毎に整備するものとする。

第4項 消防用資機材等の点検整備

- 1 火災防御に必要な消防用資機材等の点検整備を行い、有事に際し十分活動できるよう万全を期するものとする。
- 2 消防用資機材等の配置及び保有状況

【資料編】6-2 消防用機械等の配備及び保有状況

- 3 消防水利状況
 - (1) 公設消火栓

公設消火栓は各配水系統の上水道に設けられたもので次のとおりである。

ア 設置数：18,292基
イ 水圧(平時)：5～2kg/cm
ウ 消火栓を設置している配水管の径：300～75mm

第1章 災害応急対策計画

第2節 機動力及び資材器具等の点検整備計画

(2) 防火水槽 令和3年4月1日現在

公設	759
私設	965
計	1,724

(3) 通信施設

災害の被害を軽減するには、まず正確な災害情報を収集し、分析し、災害の種別と形態に対応する消防隊等を迅速に出動させるとともに、災害現場での的確な通信業務の運用が重要である。

現在、消防指令管制システムを導入し、通信業務全般における円滑かつ効果的な運用を図っている。

第5項 その他の資材器具等の点検整備

その他災害予防及び災害応急対策活動に必要な資材器具等は、各種災害に対しては備蓄に努めるものとし、備蓄した資材器具等の点検整備は、その用途に応じて最も適当な時期に行うものとする。

第3節 消防計画

【関連部局】
政策局
消防局

熊本市消防局が実施する、地震、風水害、大規模な火災、その他の非常災害の対策については、必要な事項を「熊本市消防局非常災害対策規程」に定め運用するものとする。

第1項 消防局対策部

1 対策部の設置

- (1) 消防局長（以下「局長」という。）は、管轄区域内で非常災害が発生し、又は非常災害が発生するおそれのある場合において、災害対策のため必要があると認めるとときは、消防局災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）又は消防局対策部（以下「対策部」という。）を設置するものとし、熊本市が設置された場合も同様とする。
- (2) 警戒本部及び対策部（以下「対策部等」という。）は、熊本市消防局に置く。
- (3) 対策部等は、熊本市対策本部が設置された場合は、これと連携し活動するものとする。

2 構成員

- (1) 警戒本部に警戒本部長及び副警戒本部長を置き、警戒本部長に局長、副本部長に消防局総務部長（以下「総務部長」という。）、消防局予防部長（以下「予防部長」という。）及び消防局警防部長（以下「警防部長」という。）をもって充てる。
- (2) 対策部に対策部長及び対策副部長を置き、対策部長に局長、対策副部長に総務部長、予防部長及び警防部長をもって充てる。
- (3) 消防局各部の班に班長、副班長及び班員を置き、班長に消防局各課長、副班長に消防局各副課長、班員に消防局員（以下「局員」という。）をもって充てる。
- (4) 地区隊に地区隊長、地区副隊長、班長及び隊員を置き、地区隊長に署長、地区副隊長に副署長、班長に消防署指導課長及び消防署警防課長、隊員に消防署員（以下「署員」という。）をもって充てる。ただし、警戒本部による災害対応時における地区隊長及び地区副隊長は、あらかじめ署長が指定する署員を充てる。

3 職務

- (1) 対策部長は、対策部の事務を統括する。
- (2) 対策副部長は、対策部長を補佐し、対策部長が不在のときは、あらかじめ対策部長が指定する対策副部長がその職務を代理する。
- (3) 班長及び地区隊長は、対策部長の命を受け、所属班員及び隊員を指揮監督し、班及び地区隊の業務を統括する。
- (4) 副班長及び地区副隊長は、班長又は地区隊長を補佐し、班長又は地区隊長不在のときは、その職務を代理する。

(5) 班員及び隊員は、上司の命を受け班又は隊の業務に従事する。

4 非常災害体制

(1) 非常災害体制とは、管轄区域内で非常災害が発生し、又は非常災害が発生するおそれのある場合において、対策部等を設置し、非常災害に関する情報収集、応急対策の立案・遂行、防災関係機関への応援要請及び受援体制の確立等を迅速かつ的確に行う体制をいうものとする。

ア 災害警戒体制

各種災害等で、情報収集した状況から非常災害に進展していくような事案が発生し、又は発生するおそれのある場合において、警戒本部を設置して被害状況の把握等の初動対応を実施する体制をいう。

イ 第1非常災害体制

非常災害が、局地的に発生し、その拡大が予想される場合又は発生するおそれがある場合において、警戒本部を設置して災害対策を実施する体制をいう。

ウ 第2非常災害体制

非常災害が、2以上の区（益城町及び西原村含む。）にわたり発生し、その拡大が予想される場合又は非常災害が多発した場合において、対策部を設置して災害対策を実施する体制をいう。

エ 第3非常災害体制

非常災害が、管轄区域の全域又は管轄区域の大部分の範囲で発生し、甚大な被害やその拡大が予想される場合又は消防広域応援隊等の応援を要請する場合若しくは応援を要請する可能性がある場合において、対策部を設置して災害対策を実施する体制をいう。

(2) 指令管制長は、非常災害体制が発令された場合は、速やかに所定の方法により伝達するものとし、解除された場合においても同様とする。

(3) 非常災害体制時において、火災等の災害における部隊運用は、指令管制室において行うものとする。

5 重要情報の収集

(1) 対策部等は、警防隊の効果的な運用を図るために、次に掲げる情報を優先的かつ詳細に収集するものとする。

ア 災害発生場所

イ 災害の規模

ウ 災害拡大（危険性の有無を含む。）の有無

エ 死傷者及び人命危険の有無

オ 警防隊の活動体制又は増強（他の防災機関への応援要請を含む。）の必要性

カ 消火栓、防火水槽、プール等の消防水利の被害状況

キ 道路、橋梁、堤防等の障害状況

ク 住民の動向及び避難の必要性

ケ その他警防隊の運用上必要な事項

- (2) 地区隊は、所属警防隊をして前項に掲げる事項を調査するとともに区役所及び消防団の活動等について対策部等へ報告するものとする。
- (3) 通信運用班長は、当該災害に係る気象情報については時期を失せず、警戒本部長又は対策部長（以下「対策部長等」という。）に報告するとともに対策部等で共有するものとする。

6 情報の報告

- (1) 対策部等及び地区隊の情報は、別に定めるトリアージカード等を使用し収集、報告するものとする。
- (2) 事案の決裁について、対策部等においては重要事案を対策部長等が、その他の事案については指揮運用班長がそれぞれ決裁するものとし、地区隊においては地区隊長がこれを準用して定めるものとする。
- (3) 地区隊長は、地区隊運用を解除したときは、管内の被害等の状況について、情報収集班長を通じて対策部長等に報告するものとする。
- (4) 情報管理班長及び情報収集班長は、当該災害に係る災害経過及び被災の状況等について連携して速やかにとりまとめ、対策部長等に報告するものとする。

第2項 非常招集

1 職員の招集

- (1) 対策部長等並びに地区隊長は、非常災害が発生し、又は非常災害が発生するおそれのある場合において、消防力を増強する必要があると認めるときは、局員及び署員（以下「職員」という。）の招集を発令するものとする。
- (2) 前項の場合において、地区隊長が署員を招集した場合は、直ちに対策部長等に招集発令の要件等について報告しなければならない。
- (3) 対策部長等及び地区隊長は、次に定める非常招集に係る判断基準により速やかに職員の招集を決定するものとする。

第1章 災害応急対策計画

第3節 消防計画

【非常災害時の組織、非常災害体制設置及び非常招集に係る判断基準、地区隊運用】				
組織	組織名	消防局灾害警戒本部	消防局対策部	
	体制名	災害警戒体制	第1非常災害体制	第2非常災害体制
	責任者	警防課長、情報司令課長、署長	警防部長、署長	局長
非常災害体制設置及び非常招集に係る判断基準	実施内容	各種災害等で、情報収集した状況から非常災害に進展していくような事案が発生し、又は発生するおそれがある場合において、初動対応を行う職員の招集等により、被害状況の把握等、初動対応を実施する体制	非常災害が、局地的に発生し、その拡大が予想される場合、又は発生するおそれがある場合において、指定招集による職員の招集等により、災害対策を実施する体制	非常災害が、2以上上の区（益城町及び西原村含む）にわたり発生し、その拡大が予想される場合、又は非常災害が多発した場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制
	地震	震度4	震度5弱	震度5強【規定参集】
	津波	市沿岸地域で津波注意警報が発表されて被害の発生が予想されるとき	同左	市沿岸地域で津波警報（大津波）が発表されたとき【規定参集】
	風水害	・避難準備、高齢者等避難開始が発令されたとき（警戒レベル3） ・非常に強い勢力による台風が通過する見込みのとき 等	・避難指示（緊急）又は避難勧告が発令されたとき（警戒レベル4） ・特別警報（高潮、波浪）又は土砂災害警戒情報又はが発表されたとき	同左
	大規模火災	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	・多数の死傷者が発生したとき ・第3出場以上の消防隊出場が指令されたとき ・被損面積が5㌶以上の林野火災 ・対策副部長が必要と認めるとき	・左記のほか、局長（対策部長）が必要と認めるとき
	国民保護	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	熊本市国民保護計画に基づき、市が「情報収集体制（危機管理防災室職員参集）」を設置したとき	熊本市国民保護計画に基づき、市が「国民保護計画本部体制又は緊急対処態勢対策本部体制（全職員参集）」を設置したとき
	その他の災害	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が必要と認めるとき	同左
	その他の要件	・市灾害警戒本部又は市水防本部が設置され地震注意警報又は警戒強化態勢が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部（災害警戒本部含む）が設置されたとき	・市灾害警戒本部又は市水防本部が設置され警戒強化態勢が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	・熊本市に災害対策本部が設置されたとき（2号警備態勢以上） ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき
	地区隊運用	・指令官制長及び各署の現場最高責任者が、通常の部隊運用ではアブランクをきたすおそれがあると認められる場合 ・各署の現場最高責任者が部隊運用を行なう	・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が必要と認める場合 ・非常災害指令により地区隊長が部隊運用を行なう	・局長（対策部長）が単独の地区隊のみでの部隊運用では対処できないと認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行なう ・局長（対策部長）が管轄区域で発生する災害が異常な事態になると認める場合又は警防部隊を大規模な範囲で運用する必要があると認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行なう
		※地震にあっては、管轄区域で上記震度の地震が発生したときを表す		

2 招集種別

(1) 非常招集の招集種別は、次に掲げるとおりとする。

ア 指定招集

対策部長等及び地区隊長が、職員を指定して招集するものをいい、次のとおり必要な職員を指定し、段階的な招集要領等について事前に定めておくものとする。

【非常災害体制時に係る指定招集人員】				
指 定 招 集 人 員	組織名 体制名 責任者 所属別	消防局灾害警戒本部	消防局対策部	
		災害警戒体制	第1非常災害体制	第2非常災害体制
		警防課長、情報司令課長、署長	警防部長、署長	局長 同左
消防局	・初動対応班の班長以下必要とする人員（待機日時に該当する班）※必要に応じ職員の増減を警防課長と情報司令課長で協議	・警防部長 ・各課の管理職1名以上 ・初動対応班の班員全員（待機日時に該当する班） ・各課職員の1/2程度（初動対応班含む）	全職員	同左
		【震度4を観測した管轄署】 【災害発生のおそれがある署】 ・局初動対応班設置を受け、署長の指定する者	全職員	同左

イ 規定参集

職員自らが災害発生を聞知して参集基準に基づき参集するものをいう。

3 非常災害時の活動の基本

非常災害が発生した場合における警防隊の基本的な活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地区隊長は、管内並びに消防庁舎、消防車両及び資機材（以下「消防施設等」という。）の被害状況を早急に把握し、活動方針を決定しなければならない。

(2) 救急救助活動は、次の事項を基本に実施する。

ア 災害時救急救助活動の基本

実動各隊は、人命救助活動を最優先し、次の原則に基づき活動する。

(ア) 重症者優先の原則

救急搬送及び救急処置は、救命処置を必要とする負傷者を優先する。

(イ) 災害時要援護者優先の原則

負傷者多数の場合は、幼児、高齢者、身体障害者等の災害時要援護者を優先する。

イ 多数の人命の救急救助活動の基本

同時に多数の人命の救急救助活動を要する場合は、医療機関、自衛隊、警察等

(以下「防災関係機関」という。)と連携をとりながら、次の事項に基づいて活動する。

(ア) 市町村対策本部を通じて、災害拠点病院、市医師会等に医師派遣を要請する。

(イ) 必要に応じ、招集した職員による特別救急隊を編成する。

(ウ) 各事案のトリアージにより、効果的な警防隊の投入を行う。

ウ 医療機関との連携

非常災害発生時における救急救助活動に万全を期すため、医療機関と綿密な連携を図るものとする。

(3) 地区隊長は、非常災害活動において消防団と連携を図り被害の軽減に努めるとともに、被害状況に応じて消防団との協議により担当区域外での活動を指示することができるものとする。

5 情報の収集及び伝達

(1) 対策部長等及び地区隊長は、対策活動の万全を期すため、非常災害を予知したときから情報を収集するものとする。

(2) 対策部長等及び地区隊長は、重大な地震情報、気象情報、洪水情報、その他必要な情報は、速やかに管内住民に伝達するものとし、風評等による不安を軽減しなければならない。

第3項 風水害対策活動

1 基本事項

風水害に伴う対策活動は、次の各号に掲げる事項を基本に実施する。

- (1) 河川の警戒
- (2) 急傾斜地危険地区及び土砂災害危険地区の警戒
- (3) 水災防御
- (4) 人命救助
- (5) 避難誘導
- (6) 情報収集及び連絡
- (7) 被害調査
- (8) その他必要な事項

2 状況報告等

地区隊長は、風水害が発生し、又は風水害が発生するおそれがある場合は、次の各号に掲げる事項について管内の状況を把握し、必要な事項については、逐次対策部長等に報告しなければならない。

- (1) 河川の状況
- (2) 危険箇所の状況
- (3) 人的及び物的の被害状況
- (4) 住民の避難状況
- (5) 道路及び田畠の浸水状況
- (6) その他必要な事項

第4項 津波及び高潮対策活動

津波及び高潮に伴う対策活動は、次の各号に掲げる事項を基本に実施する。

- 1 沿岸区域の警戒
- 2 情報の収集及び連絡
- 3 住民広報
- 4 避難誘導
- 5 救助活動及び被害調査
- 6 その他必要な活動

第5項 非常通信体制

- 1 指令管制長は、非常災害体制の発令に備え、次の各号に掲げる事項を常時把握しておくものとする。
 - (1) 気象情報及び災害情報
 - (2) 警防隊の活動状況
 - (3) 通信施設及び通信機器の運用状況
 - (4) その他災害対策に必要な事項
- 2 通信運用班長又は指令管制長（以下「通信運用班長等」という。）は、非常災害体制へ移行すると同時に、又は必要に応じ、非常通信体制として別表4のとおり地区隊の無線チャンネルを指定するものとする。この場合において、移動局は通信規程第11条第1項第3号の規定によらないことができる。

3 通信運用班長等は、非常災害体制が解除された場合又は地区隊の無線チャンネルを指定する必要がなくなった場合は、速やかに非常通信体制を解除するものとする。

第6項 応援及び受援体制の確立

1 応援要請等

(1) 対策部長は、非常災害において保有する消防力では対応できない災害に拡大したと認められる場合は、次の各号に掲げるとおり他の消防本部又は防災関係機関へ応援を要請するものとする

ア 消防広域応援の要請

熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画（令和4年（2022年）3月31日改正）の定めるところによる。

イ 自衛隊、警察等の公的機関への応援要請

人命または財産の保護のため、自衛隊、警察等の公的機関への応援を要請する必要がある場合は、地域防災計画の定めるところによる。ただし、緊急で、やむを得ない事由があるときは、必要に応じて電話、その他の方法により直接要請するものとする。

ウ 民間団体に対する協力要請

災害対応が困難になり、又は災害対応が困難になると予想される場合は、各種民間団体等に協力を要請するものとする。

2 受援体制

対策部長は、前条第1号により消防広域応援を要請した場合は、応援部隊等の円滑な活動を支援するため、熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画（令和4年（2022年）3月31日改正）の定めるところにより、受援体制を確立するものとする。

第7項 避難の指示

災害による危険が急迫し、緊急を要する場合において、熊本市長、益城町長及び西原村長（以下「市町村長」という。）が避難の指示（以下「避難指示等」という。）を住民に対して発令するいとまがないときは、現場付近にいる職員及び消防団員（以下「団員」という。）は、市町村地域防災計画に基づき避難指示等を発令する、又は伝達することができる。ただし、職員は、益城町域及び西原村域において避難指示等を発令することができないものとする。

2 前項ただし書の場合において、職員が益城町地域及び西原村地域において避難指示等を発令する必要があると認めた場合は、速やかに益城町及び西原村の職員または消防団員に報告するものとし、職員は、益城町及び西原村の団員等が住民に対して発令した避難指示等を住民に伝達するものとする。

第8項 消防団の活動

1 消防団の任務

非常災害発生時の消防団の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防団は、地区隊と連絡を密にとり、災害警戒、人命救助及び災害防御活動にあたるものとする。
- (2) 消防団本部は、地区隊から団員の活動情報を収集し、消防団長に報告するとともに、消防団活動が適正に遂行されるよう努めなければならない。
- (3) 消防分団は、受持ち校区での災害活動を基本とするが、被害状況等により、熊本市消防団災害出場規程（平成20年3月24日消防局訓令第5号）に基づき相互に連携し、被害の甚大な区域への応援活動にあたるものとする。

2 活動内容

災害時の消防団は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 災害発生後速やかに分団機械倉庫の損壊状況等を把握し、消防車両、小型動力ポンプ等を安全な場所に移動し、出場体制を確保するものとする。
- (2) 携帯無線機は、緊急の場合に使用し、無線統制下にあってはむやみに発信しないものとする。
- (3) 災害発生後の初動活動は、次に掲げる事項を基本とする。
 - ア 被災状況の把握
 - イ 災害の早期発見と避難誘導
 - ウ 災害防御活動
 - エ 救急救助活動
 - オ 消防水利の確保

第9項 消防活動体制

消防の活動体制は、次のとおりとする。

署別	配置場所	所在地	隊名	
中央 消防署	本署	中央区大江3丁目1番3号	<input type="radio"/> 指揮小隊	<input type="radio"/> 梯子ポンプ小隊
	南熊本庁舎	〃 南熊本3丁目8番25号	<input type="radio"/> 特別高度救助小隊	<input type="radio"/> 救急小隊
	出水出張所	〃 水前寺公園13番40号	<input type="radio"/> 救急小隊	<input type="radio"/> ポンプ小隊
東 消防署	本署	東 区東町4丁目6番17号	<input type="radio"/> ポンプ小隊	<input type="radio"/> 救急小隊
	託麻出張所	〃 下南部1丁目3番137号	<input type="radio"/> 指揮小隊	<input type="radio"/> 梯子ポンプ小隊
	小山出張所	〃 小山4丁目4番22号	<input type="radio"/> 特別救助小隊	<input type="radio"/> 救急小隊
西 消防署	本署	中央区米屋町1丁目12番地1	<input type="radio"/> ポンプ小隊	<input type="radio"/> 救急小隊
	池田庁舎	西 区池田2丁目4番43号	<input type="radio"/> 指揮小隊	<input type="radio"/> 梯子ポンプ小隊
	田崎出張所	〃 田崎2丁目2番36号	<input type="radio"/> 特別救助小隊	<input type="radio"/> 救急小隊
	小島出張所	〃 小島8丁目10番20号	<input type="radio"/> 救急小隊	<input type="radio"/> ポンプ小隊
	島崎出張所	〃 島崎2丁目17番23号	<input type="radio"/> ポンプ小隊	<input type="radio"/> 救急小隊
	河内出張所	〃 河内町大字野出1891番地1	<input type="radio"/> 救急小隊	<input type="radio"/> ポンプ小隊

南 消防署	本署	南 区平田2丁目13番1号	○指揮小隊 ○特別救助小隊 ○ポンプ小隊 ○ポンプ小隊 ○ポンプ小隊	○梯子ポンプ小隊 ○救急小隊 ○救急小隊 ○救急小隊 ○救急小隊
	川尻出張所	〃 南高江2丁目15番53号	○ポンプ小隊	○救急小隊
	飽田天明出張所	〃 白石町385番地1	○ポンプ小隊	○救急小隊
	富合出張所	〃 富合町田尻445番地5	○ポンプ小隊	○救急小隊
	城南出張所	〃 城南町さんさん1丁目1番地1	○ポンプ小隊	○救急小隊
北 消防署	本署	北 区四方寄町514番地1	○指揮小隊 ○特別救助小隊 ○ポンプ小隊 ○ポンプ小隊	○梯子ポンプ小隊 ○救急小隊 ○救急小隊 ○救急小隊
	清水出張所	〃 清水亀井町12番22号	○ポンプ小隊	○救急小隊
	楠出張所	〃 楠5丁目7番60号	○ポンプ小隊	○救急小隊
	植木出張所	〃 植木町山本739番地2	○ポンプ救急小隊	○救急小隊
益城 西原 消防署	本署	上益城郡益城町大字寺迫202番地1	○ポンプ小隊 ○救急小隊	○救急救助小隊
	西原出張所	阿蘇郡西原村大字小森583番地1	○ポンプ救急小隊	
特別 編成	国際消防救助隊	事務局 警防部警防課		
	緊急消防援助隊	事務局 警防部警防課		

第4節 応援要請（受援）計画

大規模災害発生時には、その被害が拡大することが予想されるため、本市単独では災害への対応が困難若しくは不可能な場合は、速やかに関係機関等への応援要請等を行うものとする。

【関連部局】
全局

第1項 応援要請発動の基準・根拠

1 応援要請発動の基準・目安

次の例を参考に応急対策が困難と判断した場合に、協定先に対して応援要請を行う。特に、大規模災害時においては、被害状況の把握に時間と効率を要することが考えられることから、発災直後から防災関係機関等と連絡を取り合うなど、応援要請の機を逸しないように留意する。

- (1) 災対本部指揮室において、その時点又は以降に応急対策の実施が困難と判断される場合
- (2) 各部において、その時点又は以降に当該部所管の協定の対象となる業務の実施が困難又は応援を受けることが災害対応により有効に機能すると判断される場合
- (3) 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合
- (4) その他本部長が応援要請の必要があると認める場合

2 職員派遣の法的根拠

大規模災害発生時に防災関係機関等に職員派遣を依頼する法的根拠等は次のとおりである。

■派遣依頼先・内容等及び法的根拠

対策等	依頼先	根拠法令等
地方自治体等 への応援要請	○指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）	災害基29-2
	○県知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あつせん要請）	災害基30-1
	○県知事（他の自治体職員の派遣あつせん要請）	災害基30-1 自治252の17
	○他の市町村長（応援の要求）	災害基67
	○県知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）	災害基68
	○応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員の派遣等）	自治体相互応援協定
自衛隊への 派遣要請等	○県知事（自衛隊の派遣要請）	災害基68の2
	○自衛隊（県知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害基68の2-2
消防に関する 応援要請	○消防本部等（消防相互の応援等）	消組39
	○県知事（消防庁長官に対する応援要請）	消組44
防災関係団体等 への応援要請	○防災関係団体、民間団体（企業、N P O、N G O等） (協定に定める事項)	各種応援協定等

(凡例) 災害基：災害対策基本法 / 自治：地方自治法 / 消組：消防組織法

第2項 災害対策本部における対応

【関連部局】
全局

1 災害対策本部で対応する協定等

次のような協定については、災害対策本部において対応する。

なお、自衛隊との連携については別途定める。

(1) 自治体相互応援協定

- 九州九都市災害時相互応援に関する協定
- 熊本市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定
- 熊本市及び福井市災害時相互応援協定
- 九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書
- 熊本県都市災害時相互応援に関する協定
- 熊本県市町村災害時相互応援に関する協定
- 島原市及び熊本市災害時相互応援協定
- 21大都市災害相互応援協定
- 災害時相互応援協定（松山市）
- 災害時相互応援協定（総社市）
- 大規模災害時の応援に関する協定（国土交通省）

(2) 指定地方行政機関等の防災関係団体との間で、関連分野において連携を必要とするもの

(3) 受援内容が多岐にわたるなど、応援団体との間で総合調整を要する協定の運用等

【資料編】8-3 災害協定一覧

2 応援の要請

本部長が必要と認める場合、あらかじめ調整した連絡先に対し応援要請を行う。

協定等に定められた方法で行うことを原則とするが、そのいとまがないなどやむを得ない場合には電話等の手段により口頭で行うものとする。

また、応援要請を行った際に、応援都市等から先遣隊（あるいは調整隊。以下同じ。）が派遣される旨の情報を得た場合には、本市の災害状況や途中のルートの状況など、情報提供を併せて行うよう努める。

3 先遣隊の受け入れ

応援都市等から先遣隊が災害対策本部に到着した際には、災害状況など今後の活動に必要な情報共有を行うものとする。

4 応援部隊（実際に活動する部隊）の活動調整

災害対策本部は、応援都市等に対し希望する受援内容を伝えるなど、活動調整を行う。調整結果は、総合調整室から各対策部に伝達するとともに、以降の調整方法等について併せて協議を行う。必要に応じて、更に詳細な内容に関する打合せを各対策部との間で実施する。

また、先遣隊の活動スペースを災害対策本部近傍に確保するとともに、活動調整が円滑に進むよう配慮しなければならない。

5 応援部隊の待機場所等の確保

災害対策本部は各対策部と調整を行い、応援都市からの部隊の待機場所、ミーティングスペースを確保する。また、必要に応じて駐車場、宿所、食料、飲料水等を各対策部と調整のうえ準備する。

6 関係機関相互の連携

活動が長期間に及ぶことを想定し、活動の一体性を確保する観点から、応援都市の先遣隊の代表者を災害対策本部会議に参加させ、本市の災害対策本部の方針等を確認してもらうとともに、応援都市からのアドバイスも得るように努める。同様の連携を、総合調整室や活動現場においても確保し、共に災害対応を行うものとする。

【関連部局】

政策局

第3項 自衛隊に対する災害派遣要請

災害に際して、市民の人命・身体及び財産の保護のための応急対策が、市の動員能力を超えていると判断され自衛隊の災害派遣を必要とするときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づく災害派遣を県知事が要請するよう県に対して求めることができる。

1 災害派遣要請の基準

- (1) 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

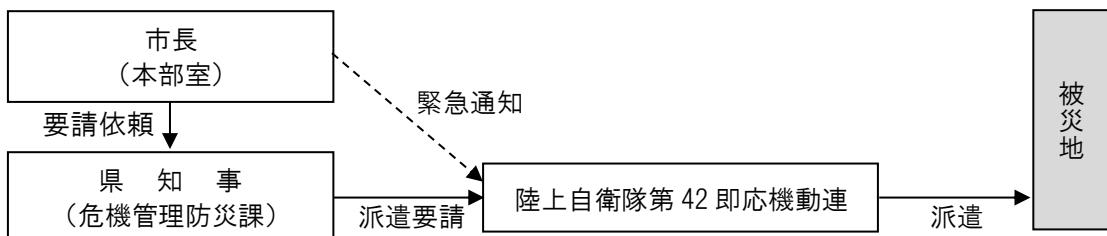
2 派遣要請の方法

- (1) 本部長は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするとき、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（危機管理防災課）に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。この場合において、本部班は必要に応じて、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。
- (2) 本部長は、通信の途絶等により、県知事に対して(1)の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができるとしている。この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待つことまがないときは、部隊等を派遣することとする。本部長は、前述の通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知しなければならない。

要請依頼先	電話 096-213-1000 FAX 096-213-1001 県防災行政無線番号 300-7007、7008 県防災FAX番号 300-7001
	緊急時は、陸上自衛隊第42即応機動連隊へ通知 電話 096-343-3141
要請依頼伝達方法	文書各1部（緊急時は、電話・無線で行い、事後文書送付）
要請依頼内容	○災害の状況 ○派遣を要請する事由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

【資料編】8-1 自衛隊の災害派遣、撤収要請様式

■自衛隊派遣要請の流れ



3 自衛隊の支援活動内容

- (1) 人命救助：行方不明者の捜索、被災者の救出・救助
- (2) 消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火
- (3) 水防滑動：土のうの作成、運搬、積み込み
- (4) 救援物資の輸送：車両及びヘリコプターによる物資の輸送
- (5) 道路の応急開通：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- (6) 医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
- (7) 給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水
- (8) 給食：炊事車による炊飯（温食）
- (9) 宿泊活動：天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
- (10) 入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における応急風呂の開設

4 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突然的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待つことないとき、自衛隊の指定部隊等の長は、自衛隊法第83条の規定により、県の要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣し、救援活動を実施する。

5 派遣要請決定後の措置

(1) 自衛隊の受け入れ

総合調整室総務班は自衛隊の派遣が確定したとき、次のとおり部隊の受け入れ体制を準備する。

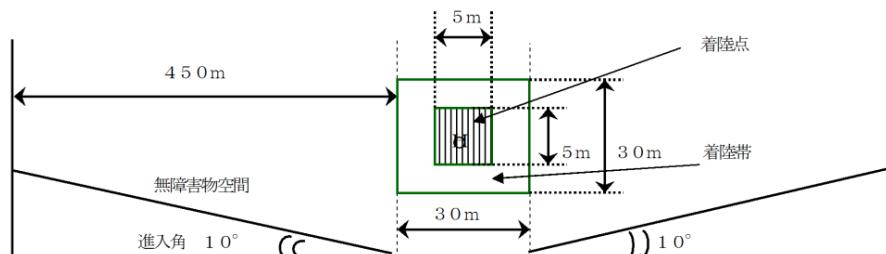
連絡窓口	派遣自衛隊に対し連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○災害派遣を要する被災地への誘導を行う。 ○災害状況を収集し、災害派遣活動に必要な情報を事前に伝達する。 ○臨時ヘリポートの開設準備や、必要な宿泊施設、野営施設、資機材を可能な限り準備し、部隊到着後の迅速な活動開始を支援する。 ○災害派遣活動の間は、連絡及び活動記録要員を同行させ、作業状況の把握と災害対策本部との緊密な連絡体制保持に努める。 ○災害派遣部隊が、府内に指揮・調整活動のための前方指揮所の設置を希望する場合は、必要な施設を提供し、災害派遣活動の円滑化を図る。

(2) 臨時ヘリポートの設置

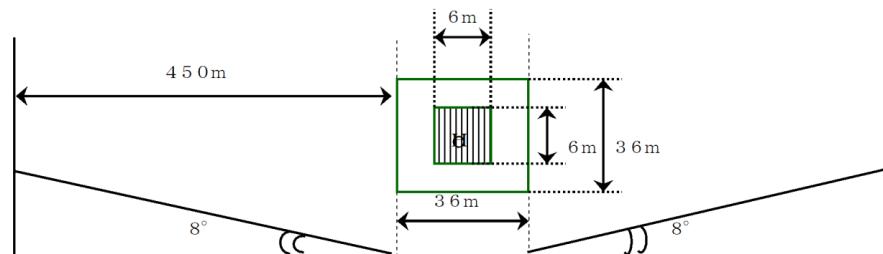
ヘリコプターを使用する災害派遣要請した場合は、総合調整室総務班は、臨時ヘリポート等の諸準備を行う。

ア 臨時ヘリポートの基準（機種に応ずる発着附近の基準）

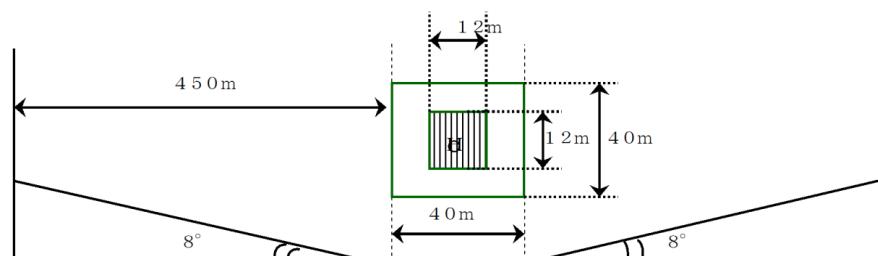
【OH-6D（小型ヘリ）】



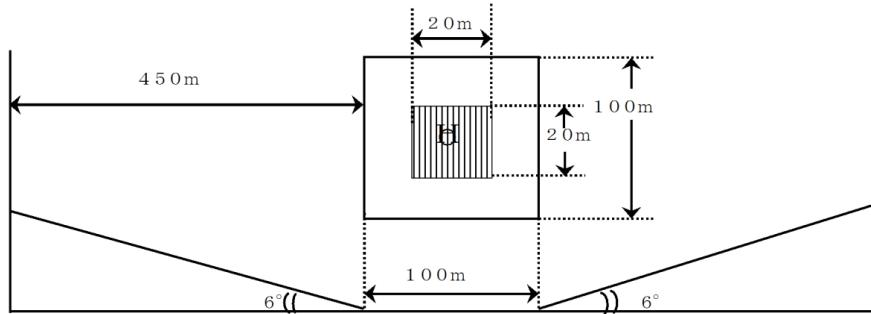
【UH-1J（中型ヘリ）】



【UH-60JA（中型ヘリ）】



【CH-47J（超大型ヘリ）】



注1) 発着点とは、安全、安易に設置できるように準備された時点をいう。

注2) 無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。

注3) この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

イ 標示

(ア) 上空から確認しうる風の方向を標示する旗。又は、発煙筒を離着陸地点から約50m離れた位置に設置する。

(イ) 着陸時点には、石灰等を用いて直径7m以上のⒶの記号を標示する。

ウ 危険防止

(ア) 離着陸時は、風圧等により危険であるので場内にいる者を排除する等の立入禁止措置をとる。

(イ) 離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。また、砂塵が舞い上がる場合は散水する。

(ウ) 安全上の監視員を配置する。

(エ) 着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまでは、絶対に近づかないこと。

(3) 自衛隊の撤収要請

災害派遣の目的が達成された時、又はその必要がなくなったときは、県知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請依頼を行う。

【撤収要請】

1. 本部長（市長）は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、県知事に自衛隊の撤収を要請する。
2. 県知事等は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、指定部隊等の長に自衛隊の撤収を要請する。
3. 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

6 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費のうち、次のものは市の負担とする。

その他必要経費は、自衛隊と協議して決定する。

- 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
- 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気量、水道料及び汲み取り料
- 活動のため現地で調達した資機材の費用

【関連部局】

政策局
消防局

第4項 行政機関に対する応援要請

対策本部長は災害対策基本法第68条に基づき、応急措置に必要があると認めるときは、県知事に対して応援を求める、又は応急措置の実施を要請する。ただし、緊急時は電話、無線で直接要請し後日文書を送付する。

要請先	電話 096-213-1000 FAX 096-213-1001 県防災行政無線番号 300-7007、7008 県防災FAX番号 300-7001	
要請伝達方法	文書1部（緊急時は、電話・無線で行い、事後文書送付）	
応援の要請	<input type="checkbox"/> 災害の状況 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 応援を希望する物資等の品名、数量 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所・活動内容 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	災害対策基本法 第68条
職員派遣要請・あっせん	<input type="checkbox"/> 派遣の要請又はあっせんを求める理由 <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	

2 他市町村長に対する要請

対策本部長は、応急措置に必要があると認めるときは、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき、他市町村長に対して応援を求める、又は応急措置の実施を要請する。

■応援活動内容

- 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- 前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項

3 消防広域応援

大規模災害が発生した場合の消防機関の応援体制は、次のとおりである。

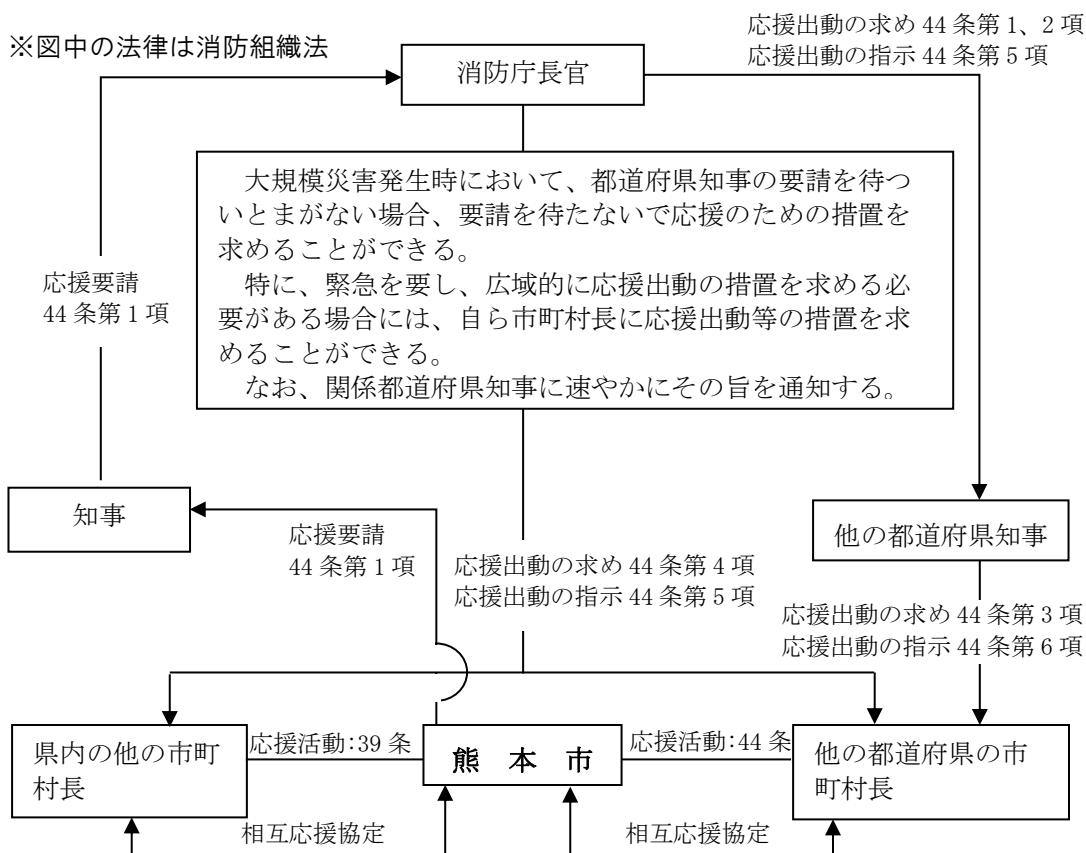
(1) 県内の消防機関への応援要請（県内応援隊）

大規模災害が発生した場合、消防局長（消防局対策部）は「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき県知事へ応援要請を行う。

(2) 県外の消防機関への応援要請（緊急消防援助隊）

大規模地震発生時において、対策本部長の指示により、消防局長（消防局対策部）は、「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき県知事に対し応援要請を行う。

なお、県知事に連絡が取れない場合は、直接消防庁長官へ応援要請するものとする。消防長官へ要請後、「緊急消防援助隊」が派遣される。



(3) 防災消防ヘリコプター

対策本部長の指示により、消防局長（消防局対策部）は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請を行う。

(4) 応援隊の受け入れ

消防局対策部は、応援隊の派遣が確定したとき、次のとおり応援隊の受け入れ体制を準備する。

連絡窓口	応援隊に対し連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	○応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる ○必要な宿泊施設、野営施設、資機材を確保する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、「熊本市消防局受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう、次に示す事項について支援体制の確保を図る。

- 情報提供体制
- 通信運用体制
- ヘリコプター離着陸場の確保
- 補給体制等

【関連部局】
全局

第5項 民間団体等に対する応援要請

総合調整室総務班は、必要と判断した場合は、最適と考えられる団体に対して、応援を要請する。【資料編】8-3 災害協定一覧 P290 参照

要請先	内 容
卸売業者、スーパー、デパート、農業団体、事業所、その他	○食料（生鮮品を含む）生活必需品・飲料水・資材置場・車両・防災資機材・医薬品・仮設住宅・応急復急資機材等

【関連部局】
全局

第6項 国、県による代行

- (1) 県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、次の実施すべき応急措置の全部又は一部を市に代わって行うものとする。
 - ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限
 - イ 他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限
 - ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
 - エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限
- (2) 國土交通省等は、被災により市及び県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、次の実施すべき応急措置の全部又は一部を市に代わって行うものとする。
 - ア 緊急輸送路を確保するため緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等
 - イ 他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限
 - ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
 - エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第5節 応急公用負担と労働力の確保

【関連部局】
消防局
政策局

災害対策基本法（本節中以下「法」という。）の規定により、市長は災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施するため、人員物資として民間等の人員物資を使用することができる。これを応急公用負担と言い、大別して人的公用負担と物的公用負担がある。

本節では、この応急公用負担等の適用について記述するとともに、大規模災害発生後の対策実施に必要な労働力の確保を図るための方策について述べる。

第1項 従事命令等

人的公用負担は、法に規定された公務員が職権で従事命令等を発することにより実施される。本項では、市長が本来有する職権及び県知事の委任により生じる職権を中心に、従事命令等の種類等を述べる。

1 従事命令等の種類

法に定める従事命令等については、行使者により以下のようないくつかの種類がある。

(1) 市長が行使する従事命令（法第65条）

市長は、防災上応急措置を実施するため、緊急の必要があるときは市内の住民又は実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。

また、市長及びその委任を受けた市職員が現場にいないか、その者から権限行使を要求されたときは、警察官又は海上保安官が命令できる。（同条第2項）

災害派遣要請を受けて出動した自衛官は、市長及びその委任を受けた市職員が現場にいないときは命令できる。（同条第3項）

災害発生により市が事務の大部分以上を行えなくなったときは、県知事が職権を代行する。（法第73条）

(2) 県知事が行使する命令（法第71条関係）

県知事は、以下の職権を行使することができる。

市長は、県知事の職権の一部を委任された場合、委任された職権を行使することができる。

ア 従事命令

以下の者（災害救助法施行令第4条に規定）に対し、応急措置に従事させる命令。

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師又は看護師
- (ウ) 土木技術者又は建築技術者
- (エ) 大工、左官又はとび職
- (オ) 土木業者又は建築業者及びこれらの従業者
- (カ) 地方鉄道業者及びその従業者
- (キ) 軌道経営者及び従業者
- (ク) 自動車運送業者及びその従業者
- (ケ) 船舶運送業者及びその従業者
- (コ) 港湾運送業者及びその従業者

第1章 災害応急対策計画

第5節 応急公用負担と労働力の確保

イ 協力命令

応急措置を要する者及びその近隣者を応急措置に協力させる命令。

ウ 管理

以下の施設（災害救助法施行令第6条に規定）を、施設の有する人員機材を一體として応急措置に動員すること。

- (ア) 病院、診療所
- (イ) 助産所
- (ウ) 旅館
- (エ) 飲食店

(3) 警察官が行使する命令(警察官職務執行法第4条関係)

警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危険防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じることができる。

(4) 消防吏員又は消防団員が行使する命令（消防法第29条関係）

消防吏員及び消防団員は、消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのもののある土地を使用、処分又はその使用を制限することができる。

2 公務災害補償及び費用弁償

従事命令により、応急措置に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第39条）に基づき、本人又はその遺族若しくは被扶養者が被る損害を補償しなければならない。

また、県知事の従事命令（市長が一部委任されたときの従事命令含む）による応急措置の従事者には、実費弁償する必要がある。なお、この場合、市長によって権限が行使された場合でも、損失補償、実費弁償及び損害補償が生じた場合は、県知事が費用負担する。

第2項 物的応急公用負担

応急措置に必要な土地建物や土石などが緊急に必要なときは、他人の所有するそれらを一定の手続きのもとで使用又は収用できる。これを物的公用負担といい、以下のとおり法に定められている。

1 種類

法第64条により、応急公用負担できるものは、以下のとおりである。

- (1) 土地、建物その他の工作物の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の物件の使用及び収用

2 実施者

応急公用負担の実施者は、優先順位ごとに以下のとおりとする。

- (1) 市長（法第64条第1項）
- (2) 市長の委任を受けて職権を行う市職員（地方自治法第153条第1項）
- (3) (1)、(2)のいずれも現場にいない場合又はこれらの者から要求があった場合、警察官又は海上保安官（法第64条第7項）
- (4) (1)、(2)、(3)のいずれも現場にいない場合、自衛隊法により災害派遣を命じられた自衛隊の部隊等の自衛官（法第64条第8項）

3 実施手続き（法施行令第24条）

権限を行使する場合は、その占有者、所有者その他当該土地建物に権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、以下の事項を通知しなければならず、占有者等の氏名及び住所が不明のときは、市庁舎又は管轄の区役所、警察署若しくは熊本海上保安部に掲示しなければならない。

当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日のその他必要な事項。

4 実施上の注意事項

- (1) 市長に代わり職権を行使した警察官、海上保安官及び自衛官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。（法第64条第7項及び第8項）
- (2) 土地、建物等の一時使用及び土石、竹木等の物件の使用若しくは収用により通常生ずべき損失については、処分を実施した国又は地方公共団体が補償しなければならない。（法第82条）

第3項 労働力の確保

災害対策に必要な労働力を市職員以外に求めるときは、通常、以下の手続きにより熊本県熊本土木事務所長に日雇求職者の斡旋を要請する。

1 要請の方法

市長又は災害対策本部長名で、文書又は口頭により要請する。

2 要請内容

1の要請を行う場合は、以下の事項を明らかにする。

- (1) 求人者名(熊本市長又は熊本市災害対策本部長)
- (2) 職種別の所要労務者数
- (3) 作業場所及び作業内容
- (4) 労働条件
- (5) 宿泊施設の状況
- (6) その他必要な事項

第6節 災害ボランティア活用計画

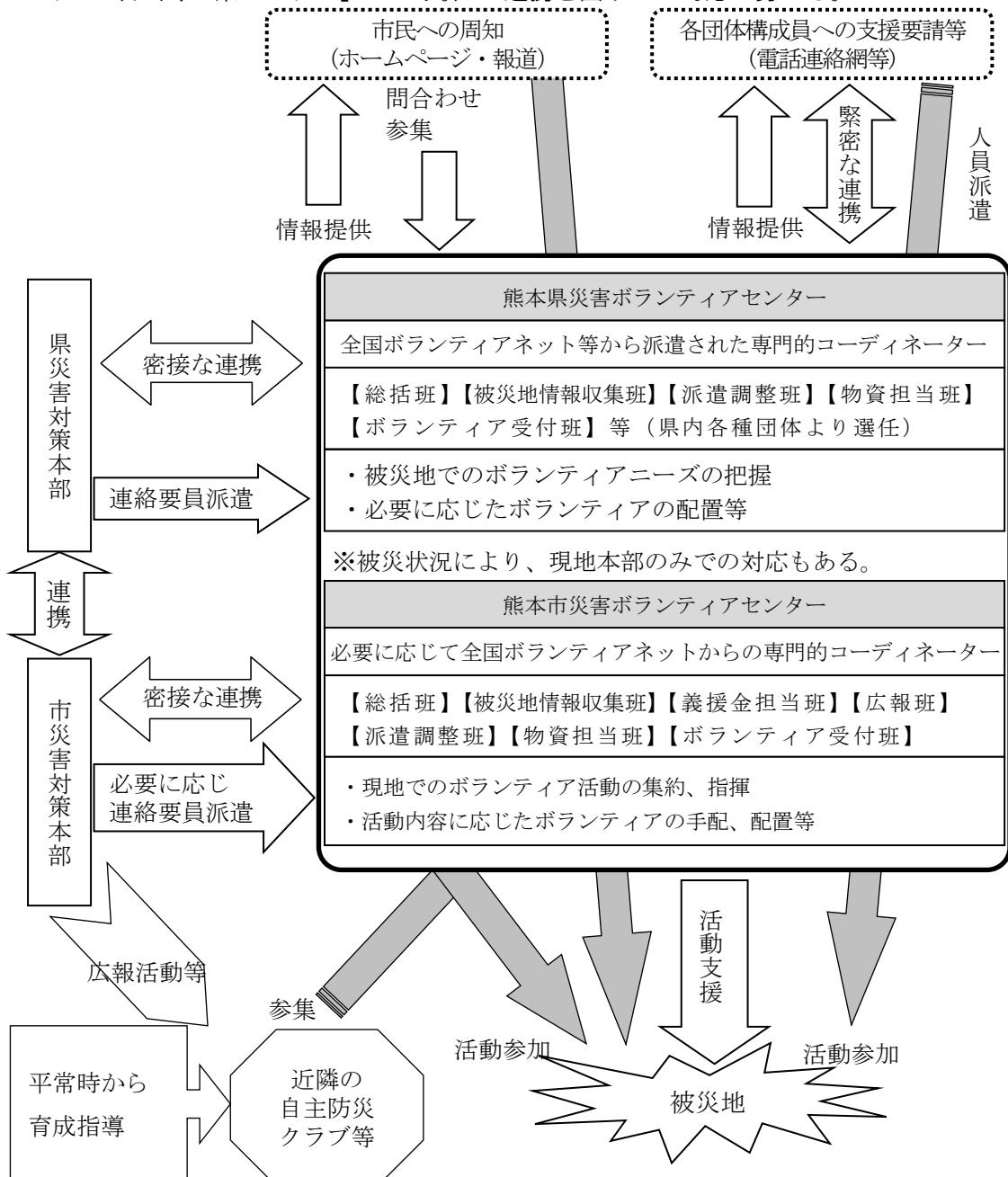
【関連部局】
文化市民局
各区役所

大規模災害が発生したときには、市職員だけでは十分に対応しきれないことが予想される。このような場合、災害応急対策の的確な実施を図るため、災害ボランティアの参加・協力が不可欠である。

市は、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置等に関する協定を締結しており、ボランティア活動による円滑な救援活動を実施する必要があると認められるときは、速やかに熊本市災害ボランティアセンター（以下、「市センター」という。）の設置を要請するものとする。

災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう、活動の支援、調整に努める。

また、市及び県は、熊本市災害ボランティアセンター及び熊本県災害ボランティアセンター（以下、「県センター」という。）と連携を図りつつ対応に努める。



【関連部局】
文化市民局

第1項 災害ボランティア活動を支援する体制整備

1 熊本市災害ボランティアセンター、熊本県災害ボランティアセンターの設置

市及び社会福祉協議会は、県社協及び県センターの受入れ調整等の協力・支援を得ながら、市センターの設置に努める。各災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。

(1) 熊本市災害ボランティアセンター

ア 市センターの役割と機能

- (ア) 市や県センターとの連絡調整
- (イ) 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- (ウ) 活動用資材や機材の調達（市、県センターとの連携）
- (エ) ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- (オ) ボランティアの受入れ
- (カ) ボランティアの移動手段の確保
- (キ) ボランティア希望者の配置等
- (ク) 救援物資の仕分け、配布(ケ) 現地での支援活動
- (コ) ボランティアの健康管理
- (サ) その他

イ 市の災害ボランティア活動拠点

災害ボランティアセンター本部を設置し、必要に応じて現地事務所を設置する。

【本部及び現地事務所候補地】

名称	所在地
熊本市社会福祉協議会	熊本中央区新町2丁目4-27
熊本駅白川口（東口）駅前広場	西区春日3丁目
熊本大学大江総合運動場	中央区渡鹿4丁目1-1
リサイクル情報プラザ跡地	東区戸島町2570
城山運動施設	西区上代9丁目6-36
火の君文化センター	南区城南町舞原394-1
熊本保健科学大学	北区和泉町325

(2) 熊本県災害ボランティアセンター

ア 県センターの役割と機能

- (ア) 関係機関、団体との連絡調整
- (イ) 市センター設置までのボランティア活動参加申出者への対応
- (ウ) 市センターの設置支援
- (エ) 各種情報収集及び発信
- (オ) 被災地以外からのボランティアの受付と市センターへの仲介
- (カ) 資材や機材の仲介
- (キ) ボランティア活動保険のとりまとめ
- (ク) 県センター運営及びボランティア活動等に係る資金調達等

イ 県の災害ボランティア活動拠点

名称	所在地
熊本県災害ボランティアセンター	中央区南千反畠町3番7号 (熊本県総合福祉センター2階)

2 市及び県の対応

(1) 市の対応

文化市民局対策部市民総務・応急支援班及び各区対策部区民班は、市センターの設置・運営について、災害状況に応じて次の対応を行う。

ア 連絡調整窓口の設置

市センターとの情報交換や協議等を行う連絡調整窓口を設置する。また、市センターの円滑な運営のため、市センターと協議のうえ、職員を市センターに常駐させる。

イ 活動場所の提供

市センターの円滑な運営のため、市センターと協議のうえ、活動場所の提供を行う。

ウ 行政情報の適切な提供

被災状況や避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通機関の復旧状況等の行政情報を、適時適切に市センターに提供する。

(2) 県の対応

ア 連絡調整窓口の設置

県は、県センターとの情報交換や協議等を行う連絡調整窓口を、健康福祉政策課福祉のまちづくり室に設置する。

県は、県センターの円滑な運営を図るため、県センターと協議のうえ、職員を県センターに常駐させる。

イ 行政情報の適切な提供

県は、被災状況や避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通機関の復旧状況等の行政情報を、適時適切に県センターに提供する。

ウ 他県、報道機関に対する情報の提供

県は、被害状況等についてホームページや報道機関等を通して情報提供を行うとともに、必要な物資、資材や機材、ボランティアやボランティアセンター運営資金などの募集に関する広報への協力をを行う。

3 日本赤十字社熊本県支部の対応

日本赤十字社熊本県支部は、熊本県災害ボランティアセンターからの要請に応じて、職員又は赤十字防災ボランティアリーダーを連絡調整員として派遣する。

4 熊本県共同募金会の対応

第1章 災害応急対策計画

第6節 災害ボランティア活用計画

熊本県共同募金会は、被災者への支援・救援活動を行うNPO、ボランティアグループ及び民間の災害ボランティアセンターなどに対して、必要に応じて活動資金を支援する。

第2項 災害ボランティア団体の活動

災害ボランティアが活動する内容は、主として次のとおりとする。

なお、活動内容については、ボランティアの意見を尊重し決定するよう努める。

区分	活動内容
生活支援に関する業務	<ul style="list-style-type: none">○被災者家屋等の清掃活動○現地災害ボランティアセンター運営の補助○避難所運営の補助○炊き出し、食料等の配布○救援物資等の仕分け、輸送○高齢者、障がい者等の介護補助○被災者の話し相手・励まし○その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
専門的な知識を要する業務	<ul style="list-style-type: none">○救護所等での医療、看護○被災宅地の応急危険度判定○外国人のための通訳○被災者へのメンタルヘルスケア○高齢者、障がい者等への介護・支援○アマチュア無線等を利用した情報通信事務○公共土木施設の調査等○その他専門的な技術・知識が必要な業務

第7節 災害救助法の適用

本節では、市域に一定規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し、応急的な救助を行うための計画を定める。

本市は、災害救助法第2条の2に基づき、内閣総理大臣より救助実施市の指定(平成31年4月1日)を受けていることから、県との密接な連携体制のもと、円滑かつ迅速に災害救助を実施する。

なお、救助実施市の指定にあたり、県と市で「熊本市の救助実施市指定後における申合せ」(平成31年2月8日)により、県と市との調整及び連携について、以下の取り決めを行っている。

- 1 県・市連絡会議の設置
- 2 物資の供給及び役務の提供を適正かつ円滑に行うための連絡調整会議の設置
- 3 県市共同訓練の実施
- 4 非常時の県への職員派遣
- 5 特別基準に関する県市共有体制
- 6 資源配分に関する事項
- 7 県及び市における相互応援
- 8 救助に要する費用負担・求償事務の考え方

第1項 災害救助法の適用基準

【関連部局】
政策局

災害救助法の適用基準は、法に別段の定めがある場合を除き、「災害救助法施行令」第1条1項第1号から第4号までの規定に定めるところによる。

本部長は、次のいずれかに該当する場合、もしくは、災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、災害救助法の適用を決定する。

なお、指定都市については、市又は区若しくは総合区のいずれの地域を単位とすることができる。

該当条項	指標となる被害項目	滅失世帯数
1項第1号	(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市全域：150以上 中央区：100以上 東 区：100以上 西 区：80以上 南 区：100以上 北 区：100以上
1項第2号	(2) 県内の住家が滅失した世帯数のうち 市内の住家が滅失した世帯の数	県内1,500以上かつ、 市全域：75以上 中央区：50以上 東 区：50以上 西 区：40以上 南 区：50以上 北 区：50以上

第1章 災害応急対策計画

第7節 災害救助法の適用

1項第3号 (前段)	(3) 県内の住家が滅失した世帯数のうち 市内の住家が滅失した世帯の数	県内7,000以上かつ、 市内多数
1項第3号 (後段)	(4) 災害が隔絶した地域で発生したもの である等、被災者の救護が著しく困 難である場合 ※	多数
1項第4号	(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受 け、又は受けるおそれが生じた場合 ※	

注1)※印の場合は、内閣総理大臣と事前協議を行う

注2)上記表「滅失世帯数」欄における多数とは、最低5以上必要と考えられている。なお、住家の滅失が5世帯を下回り、滅失世帯数が多数と認められない場合であっても、令第1項第4号の定めるところ等により、法による救助の途は開かれている。

注3)上記(4)に係る事例

- ①被害地域が他の集落から隔離又は孤立しているため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法等を必要とする場合
- ②有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

注4)上記(5)に係る事例

- ①火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合等、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合
- ②交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合等、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合

【関連部局】
政策局

第2項 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

半壊等については、災害救助法施行令第1条2項の規定により次のとおり、みなし換算を行う。

住家被害状況	算定根拠
全壊（全焼・流失）	1世帯を滅失した世帯数1とする
半壊（半焼）	2世帯を滅失した世帯数1とみなす
床上浸水	3世帯を滅失した世帯数1とみなす

2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う基準は、次のとおりである。

被害の区分	認定の基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したものまたは住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる

	<p>程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とすることとし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。</p>
床上浸水	<p>上記2点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの又は土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。</p>

注1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。

注2)「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

注3)「災害救助法による救助の実施について」(昭和40年5月11日付社施第99号)の一部改正について」(令和3年3月31日付け府政防第429号)に基づく

第3項 救助の実施に関する事務手続き

【関連部局】
政策局

(1) 災害救助法の適用

市災害対策本部は、県と連携、情報共有の下、災害救助法第2条第2項に定める基準に該当する場合、もしくは、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に該当する場合は、災害救助法の適用を決定する。

災害救助法の適用を決定した場合は、総合調整室災害救助法班は、速やかに内閣総理大臣に報告し、県、各局(区)対策部及び関係機関に連絡する。

(2) 救助の実施状況等の報告

各局(区)対策部は、災害救助法が適用された日から救済が完了するまでの間、救助の実施状況等について、総合調整室災害救助法班に報告する。なお、総合調整室災害救助法班は、本市の救助実施状況等を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。

ア 報告の種類

災害発生 → 発生情報 → 中間情報 → 決定情報

イ 報告内容及び報告の時期

	内容	報告時期
発生情報	・被害状況 ・既にとった措置及び今後の措置 等	災害発生直後
中間情報	・被害状況 ・応急救助の実施状況 等	適用後、救助の実施期間中 都度報告
決定情報	・確定した被害状況 ・応急救助の実施状況 等	応急救助の完了後

第1章 災害応急対策計画

第7節 災害救助法の適用

ウ 報告様式

「令和3年3月31日付け府政防第429号「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付社施第99号）の一部改正について」参照

(3) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間内並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間内並びに実費弁償の基準は、内閣総理大臣が定める基準に従い、熊本市災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、内閣総理大臣が定める基準（一般基準）では救助の適切な実施が困難な場合には、本部長は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間（特別基準）を定めることができる。

なお、当該協議が必要となった場合は、原則として、事前に県に対しその内容を文書やメール等により情報提供する。

(4) 救助費用の精算

災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算は、各局（区）対策部から必要な関係書類を取りまとめた上で、内閣総理大臣に対して行うことから、各局（区）対策部は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、(2)ウに記載する報告様式及び実施した救助の費用に係る関係書類を整備、保存する。

【関連部局】

全局

第4項 災害救助法による救助の種類とその措置

救助の種類は災害救助法第4条及び同施行令第2条に定められており、法令等に基づき次の救助を実施する。なお、救助の程度、救助の方法及び期間等については「災害救助法による救助の程度、方法及び期間内並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号）に従い定めた熊本市災害救助法施行細則による。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金の貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の搜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※災害救助法第2条第2項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする

【資料編】9-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間内並びに実費弁償の基準について

第8節 避難対策

災害のため危険な状態にある住民に対して、高齢者等避難、避難指示（以下、「避難指示等」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うこととする。

第1項 避難指示等

【関連部局】
政策局

1 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、県知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

なお、市長は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、高齢者等避難を発令するものとする。

区分	災害の種類	実施責任者
高齢者等避難	全災害	市町村長
避難指示	全災害	市町村長（災害対策基本法第60条） 警察官（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条） 海上保安官（災害対策基本法第61条） 災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）
		県知事又は、その命を受けた職員（水防法第29条）
		水防管理者（水防法第29条）
	地すべり災害	県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）

2 避難指示等の基準

(1) 避難指示等発令時の状況と住民に求める行動

避難指示等は、基本的に「避難情報に関するガイドライン」に基づいて発令することとする。

■避難指示等の発令時の状況と住民に求める行動

避難情報等	発令される状況及び居住者がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (熊本市が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない) ●居住者がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。(ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができると

第1章 災害応急対策計画

第8節 避難対策

	は限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)
【警戒レベル4】 避難指示 (熊本市が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (熊本市が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <p>※避難を完了させるのに時間をする在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者がとるべき行動： <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認とともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(2) 水害に関する発令基準

ア 想定される事態

避難が必要となる水害は、河川の氾濫による浸水を想定することとする。

イ 発令対象区域

水害で避難指示等の対象とする区域は、洪水浸水想定区域や重要水防箇所を基準とする。

ただし、それ以外の区域についても、河川の堤防決壊等による河川管理施設の異常や住家への浸水が発生又は発生するおそれがあると予想される場合などは、事態の状況に応じて発令対象とする。

ウ 洪水予報・水防警報基準水位

(ア) 洪水予報基準水位

水系名	予報 区域名	河川名	洪水予報 基準地点	量水標 設置場所	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
緑川	緑川水系	緑川	中甲橋	下益城郡美里町岩下	2.00	3.00	4.10	4.60
緑川	緑川水系	緑川 浜戸川	城南	熊本市南区 城南町千町	3.30	4.30	5.80	6.20
緑川	緑川水系	加勢川	大六橋	上益城郡嘉島町 三郎無田	2.50	3.20	3.90	4.40
白川	白川	白川	代継橋	熊本市中央区 紺屋今町	2.50	3.70	4.70	5.00
菊池川	菊池川水系	合志川	佐野	菊池市泗水町	2.00	2.70	2.80	3.10

(イ) 水防警報基準水位

水系名	河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
しらかわ 白川	しらかわ 白川	じんない 陣内	菊池郡大津町 大字陣内	2.83	4.00	4.00	5.19
	くろかわ 黒川	くろかわ 黒川	阿蘇市阿蘇町 大字内牧字宝泉	2.07	3.45	3.65	4.53
	しらかわ 白川	よしわらばし 吉原橋	熊本市北区龍田町弓削 字小坂屋敷310-2	1.67	2.62	3.51	3.95
つぼいがわ 坪井川	つぼいがわ 坪井川	てんまんばし 天満橋	熊本市西区 城山大塘町1636	2.41	2.80	4.36	4.64
		つぼい 坪井	熊本市中央区坪井5-16	3.03	5.30	5.65	5.72
		たかひらばし 高平橋	熊本市北区高平2-23	1.95	3.20	3.20	3.72
		つるは たばし 鶴羽田橋	熊本市北区四方寄80	1.51	2.46	3.22	3.42
	いせりがわ 井芹川	いけのうえ 池上	熊本市西区池上町	1.80	2.60	2.60	3.08
		つるのばし 鶴野橋	熊本市西区花園7-12-1	1.97	2.76	2.76	3.13
よけがわ 除川	よけがわ 除川	にしざと 西里	熊本市北区硯川町	0.95	1.48	1.48	1.79
		よけがわ 除川	熊本市西区沖新町3330	3.04	3.32	3.80	3.93
せんげん 千間 えご 江湖	せんげん えご 千間江湖	せんげん えご 千間江湖	熊本市南区 白石町1495	2.04	2.54	2.54	2.93
水系名	河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
みどりかわ 緑川	てんめいしんかわ 天明新川	みなみのかえ 南 高江	熊本市南区南高江町4-1	2.67	2.84	2.84	3.12
	はまとがわ 浜戸川	はまとがわ 浜戸川	熊本市南区 城南町塚原字敷田	2.09	2.96	2.96	3.42
	うるごがわ 潤川	うるごがわ 潤川	宇土市三拾町字西田93-1	1.96	2.16	2.16	2.28
	きやまがわ 木山川	あかい 赤井	上益城郡益城町宮園	2.53	3.63	3.86	4.39
		けんつもり 県津森	下益城郡益城町大字田原 字中須	1.70	2.28	3.14	3.35
	やかたがわ 矢形川	おちあいばし 落合橋	上益城郡御船町大字木倉 字筒井崎7511	2.15	3.38	3.65	3.76
		かしま 嘉島	上益城郡嘉島町大字井寺 矢形川 右岸	4.68	5.75	6.91	7.01

第1章 災害応急対策計画

第8節 避難対策

エ 発令基準

区分	洪水予報河川	水防警報河川
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ●堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ●樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報、水防団からの報告等により把握できた場合） 	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ●樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報、水防団からの報告等により把握できた場合）
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●指定河川洪水予報により、川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ●国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ●堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ●ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ●川の水位が一定の水位を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがある場合 ●川の洪水警報の危険度分布（キクル）で「非常に危険（薄紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ●堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ●ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●指定河川洪水予報により、川の水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ●川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達する予測が発表されている場合 ●国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ●堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ●警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●川の水位観測所の水位が避難判断水位到達した場合 ●川の洪水警報の危険度分布（キクル）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ●上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ●堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ●警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

(3) 土砂災害における発令基準

ア 想定される事態

想定される事態は、「土石流」、「急傾斜地の崩壊」、「地すべり」の発生を想定する。

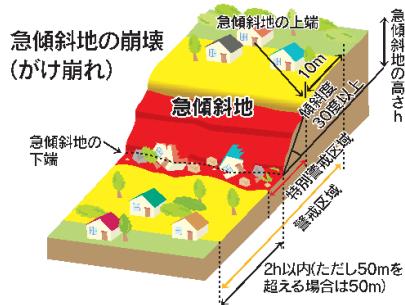
「地すべり」については、地すべり現象を把握した際に県等が実施する緊急調査の結果、危険があると認められ土砂災害緊急情報が市に通知された場合に避難指示等を発令する。

イ 発令対象区域

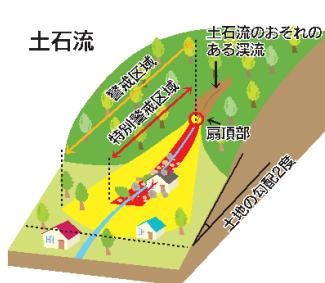
土砂災害で避難指示等の対象とする区域は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、土砂災害危険箇所とし、「気象庁」における「危険度分布（キキクル）」を参考し、危険度が高まっている土砂災害メッシュに対して一体となって避難すべき地区毎に発令する。

ただし、土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害が発生した箇所の周辺区域についても、事態の状況に応じて発令対象とする。

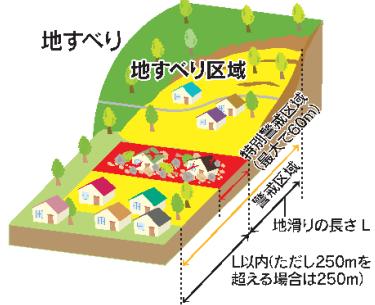
- **土砂災害警戒区域** は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。



- **土砂災害特別警戒区域** は、「建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域」です。



土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となる可能性がありますので、避難勧告・避難指示にも注意してください。



ウ 発令基準

発令内容	発令基準
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ) <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が本市に発表された場合 (災害発生を確認) <ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害の発生が確認された場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が本市に発表された場合 ● 土砂災害の危険度分布（キキクル）で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ● 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点での発令） ● 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（夕刻時点での発令） ● 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ●警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
-----------------------------------	---

(4) 高潮災害における発令基準

ア 想定する事態

高潮により命を脅かす危険性がある次の場合を想定する。

- (ア) 高潮時の波浪が海岸堤防を越えるなどにより、海岸堤防に隣接する家屋等を直撃する場合
- (イ) 高潮高が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合

イ 発令対象区域

高潮災害に対する避難指示等の発令対象区域は、高潮浸水想定区域とする。

ウ 発令基準

区分	高潮災害
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生を確認 ●海岸堤防等が倒壊した場合
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮警報（警戒レベル4相当情報）又は高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合 ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間前に高潮警報が発表される状況の時に発表） ●高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 ●警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場（夕刻時点で発令） ●「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合

3 指定行政機関の長等による助言

市長は、避難のための立ち退きの指示、安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができるため、必要に応じて実施することとする。

また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害派遣隊（T E C - F O R C E）や専門技術者等に対して派遣を要請し、二次災害の危険性等について、市及び防災関係機関に助言を求める。

専門機関名	連絡先	備考
熊本県 危機管理防災課	096-333-2115	
熊本県 県央広域本部 土木部	096-273-9632	
熊本地方気象台	096-324-3283	気象に関する助言
熊本河川国道事務所	096-382-1111	

4 避難指示等の内容（災害対策基本法第60条第1項の規定に基づき市長が行う場合）

避難指示等の発令にあたっては、原則として次のことを明らかにして伝達するものとする。

- (1) 避難対象地域（町丁名、施設名等）
- (2) 避難の理由（避難要因となった危険要素とその所在地、避難時間等）
- (3) 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- (4) その他（避難行動時の最小携帯品、高齢者等の優先避難、介助の呼びかけ等）

【避難情報の伝達文（例）】

■水害の場合

発令区分	広報文（例）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、緊急安全確保発令 ■こちらは 熊本市です。 ■○○川が増水し 既に堤防を越え 氷濫が発生しているおそれがあります！○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、避難指示発令 ■こちらは、熊本市です。 ■○○川が増水し 氷濫するおそれが高まったため、○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■○○地区の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、高齢者等避難発令。 ■こちらは、熊本市です。 ■〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■〇〇地区的洪水浸水想定区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
-----------------------------------	---

■土砂災害の場合

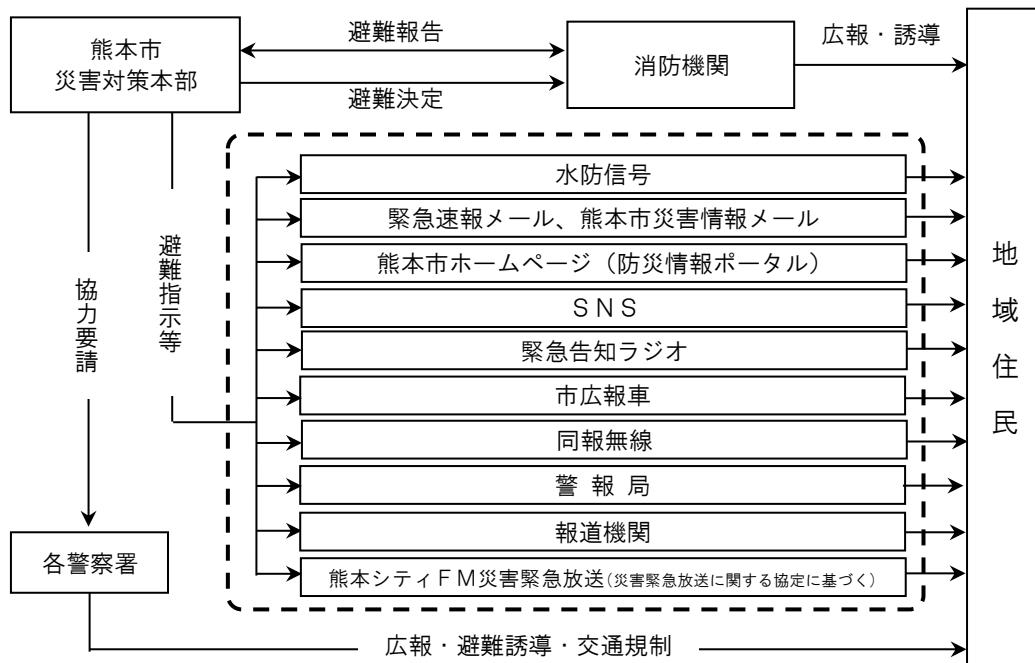
発令区分	広報文（例）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、緊急安全確保発令 ■こちらは、熊本市です。 ■〇〇市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区的土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、避難指示発令 ■こちらは、熊本市です。 ■土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区的土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■〇〇地区的土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、高齢者等避難発令。 ■こちらは、熊本市です。 ■土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区的土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■〇〇地区的土砂災害警戒区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。

■高潮災害の場合

発令区分	広報文（例）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、緊急安全確保発令 ■こちらは 熊本市です。 ■〇〇地区に高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、〇〇地区的高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、避難指示発令 ■こちらは、熊本市です。 ■高潮氾濫 が発生するおそれがあるため、〇〇地区的高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■〇〇地区的高潮浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。 ■今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送、緊急放送、高齢者等避難発令。 ■こちらは、熊本市です。 ■高潮氾濫 が発生するおそれがあるため、〇〇地区的高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■〇〇地区的高潮浸水想定区域にいる高齢者や障害 のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■ハザードマップで 、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■特に、海岸沿いにお住まいの方 や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。 ■今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。

5 避難指示等の伝達方法

避難指示等を発令した場合は、次に示す有線、無線、広報車、報道機関等の最も迅速かつ適切な方法で行い、地域住民に周知徹底を行うものとする。



また、上記の多様な手段に加え、本市では「情報伝達手段の多様化要領」に基づき、報道機関や交通事業者、商店街など民間事業者を通じた市民への情報伝達が出来る多様な情報伝達体制を確保し、災害時等の市民等の迅速な避難行動等における安全の確保を図るものとする。

【資料編】3-3-3 情報伝達手段の多様化要領

6 避難指示等の解除

市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。避難指示等の解除の住民等への伝達は、避難場所として利用する施設等における口頭及び放送・掲示等による伝達、報道機関を通じての広報、職員による看板・ポスター等の掲示等による。

7 避難指示等の報告

市長は、自ら若しくは権限を委任した市職員が避難指示等を行ったとき、及び権限を代行した警察官等が避難の指示を行ったと通知してきたとき、並びにこれらの避難指示等が解除されたときは、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県に報告する。

- (1) 発令者
- (2) 発令の理由及び発令日時
- (3) 避難の対象区域
- (4) 避難場所
- (5) その他必要な事項

第2項 警戒区域の設定

【関連部局】
政策局

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められる場合、法令に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限若しくは禁止し、市民の退去を命ずることができる。

発令者	設定の要件	根拠法令
市長	○災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条 第1項
警察官	○上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。	災害対策基本法 第63条 第2項
自衛官	○災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。	災害対策基本法 第63条 第3項
消防長 又は 消防署長	○ガス・火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき	消防法 第23条の2
消防吏員 又は 消防団員	○火災の現場において消防警戒区域を設定したとき	消防法 第28条 第1項

第3項 避難誘導・移送

【関連部局】
全局

1 避難場所及び避難所の定義

(1) 市指定緊急避難場所

風水害・地震・津波等の災害の発生又はおそれがある場合に危険を回避するため、一時的に身を守るために市が指定した避難場所であり、市公民館、市立の学校施設、近隣公園等の比較的規模の大きな都市公園及び県・私立高校等のグラウンド等を指定している。

(2) 市指定広域避難場所

地震などによる火災の延焼拡大により、地域全体が危険になった場合に市民の生命・安全を一時的に守り得る場所として、公園・グラウンド等の空地を指定している。

(3) 地域指定一時避難場所

市が指定した指定緊急避難場所(一時避難場所)以外で、災害の発生又はおそれがある場合に危険を回避するため、一時的に避難する場所として地域が指定した地域の公民館などを指す。

(4) 市指定避難所

風水害・地震等により住宅等が全半壊・焼失、又は倒壊等の危険が予想されるなど、生活の場が失われた場合などに、一時的(応急的)な生活の拠点として、市が提供する宿泊滞在型施設であり、主として市立の公共施設等を指定している。

(5) 補助避難所

市指定避難所での生活が困難な方を受け入れる施設として、市指定避難所を補完する役割を担う、バリアフリー化されている地域コミュニティセンター等の市施設を補助避難所とする。

(6) 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）

避難所において、共同生活が難しい要配慮者等のため、施設のバリアフリー化に加えて、介護や医療相談などに対応できる体制が図れる施設として協定を締結し指定している。福祉子ども避難所は、共同生活が困難な障がい児等及びその家族のため、必要な配慮と支援体制の整った市内にある特別支援学校と協定を締結し指定している。

(7) 保健避難所

災害の発生またはおそれがある場合に、市が指定する基本避難所などの施設とは別に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、新型コロナウイルス感染症で健康観察期間中にある避難者を収容する、非公開の避難所である。

(8) ペット同伴避難所

避難者がペットと一緒に屋内に避難することができる（同伴）避難所のこと。

(9) 基本避難所

大雨や台風などで避難情報を発令するときに最初に開設する避難所のこと。

2 避難誘導を行う者

- (1) 避難誘導は、避難先となる指定緊急避難場所（一時避難場所）等の安全を確認しつつ、消防・警察・市職員・自主防災クラブ等が連携して実施する。
- (2) 災害対策本部及び区対策部は、必要と認める避難場所へ市職員を派遣し、避難者の誘導及び本部からの指示の伝達、避難状況等の情報収集にあたらせる。
- (3) 学校、社会福祉施設等においては、各施設の管理者、責任者等による自主的な実施を原則とする。
- (4) 交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める避難計画に基づき、各交通機関等の組織体制により必要な措置を講ずる。

3 避難の誘導

(1) 避難の誘導方法**ア 市**

避難の誘導方法については、災害の規模、状態に応じて、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するため必要な方法をとることとするが、次のようなことに留意する。

- (ア) 避難に際しては、自主防災クラブ又は近隣で、互いに助け合い集団行動をとりながら、要配慮者を特に優先して避難させるよう努める。

(イ) 避難経路は、災害対策本部（以下「本部」という。）から特に指示がない時は、避難の誘導にあたる者が指定するよう努める。

なお、避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックの起こるおそれ等のない経路を選定し、危険箇所については、標示、縄張り等の措置を行い、できる限り指導にあたる者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。

ただし、選定した避難路に重大な障害があり、容易に解消しない場合は、指導にあたる者が本部へ連絡し、避難路の確保等を要請する。

イ 防災関係機関

防災関係機関は住民等の避難誘導にあたって、市と協力するとともに、次の事項に留意した誘導を行うものとする。

- (ア) 被災地域、危険箇所等の現場の状況を把握したうえで、安全な指定緊急避難場所、避難経路を選定し、避難誘導を行うものとする。特に、津波被害が予想される場合は、できるだけ高い建物等や高台等の指定緊急避難場所へ誘導を行うものとする。
- (イ) 高齢者、障がい者、子ども、妊娠婦等の要配慮者に配意しつつ、災害発生状況等に応じて効果的な装備資機材を活用し避難誘導を行うものとする。

ウ 社会福祉施設等

- (ア) 被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災クラブの協力を得て速やかに入所者の安全を確保するものとする。また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。
- (イ) 被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

(2) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限のものとするが、おおよそ次のようなものを目安とする。なお、自動車による避難及び家財等の持ち出しあは危険なので、中止させる。

ア 家族の名札、連絡先

イ 食糧・飲料水・タオル・救急医薬品・ライト・ラジオ等

ウ 靴をはき、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒着

エ 貴重品

4 被災者の輸送

(1) 市

被災者が自力で避難できない場合、及び遠隔地へ早急に避難させるため必要と認められる場合、車両等により輸送する。

(2) 県

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、輸送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の輸送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該輸送を行うべきことを指示するものとする。

5 避難路及び避難場所の安全確保

(1) 消防局対策部は、避難指示等が出された地域の者が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部及び警察に通報する。

また、避難が開始された場合には、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して、市民の誘導・避難指示等の伝達の徹底にあたるよう要請する。

なお、避難指示等の発令時点以降の消火活動は被災者の移動が完了するまでの間、避難路、避難場所の安全確保に努めるとともに、飛火延焼等の火災の防止に努めるものとする。

(2) 防災関係機関の任務

防災関係機関は、避難指示等が発令された旨の通報を受けたとき、又は避難を指示したときは、要所の箇所に、市と連携し可能な限り避難誘導員の配置を行う。

避難誘導員は、資機材を活用し、安全な避難交通の確保及び避難者の混乱による各種事故防止に配意した誘導を行う。

避難場所では、市の職員と密接に連携を図りながら避難者の保護及び避難場所等の秩序保持に努める。

【資料編】10-1 指定緊急避難場所（一時避難場所）・指定避難所 10-3 広域避難場所

【関連部局】
文化市民局
教育委員会
各区役所
政策局

第4項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・管理運営

1 避難所の開設基準

避難所の開設は、災害の規模・状況等を踏まえ、本部長が判断する。

本部長は、避難指示等はもとより、特別警報級の災害前の避難情報の発令により、開設する避難所の施設管理者のほか、区水防部等に避難所開設及び運営・管理の指示を行う。

2 避難所の受入れ対象者

避難所への受入れ対象者は、災害により被害を受けた者、若しくは受けたおそれのある者、及び避難指示等を受けた者及び交通機関の不通により帰宅が困難となった者（帰宅困難者）、その他本部長が必要と認めた者とする。

3 避難所の責任者の役割

避難所の開設及び運営・管理は、施設管理者と区対策部が連携して業務を行うため、事前に調整を行い、各自の役割を明確にする必要がある。

(1) 開設責任者

- ア 避難所の施設を管理する者としてあらかじめ施設管理者が指名した者を「開設責任者」とする。
- イ 開設責任者は、あらかじめ避難所の開設を担う「開設担当職員」を複数名指名する。
- ウ 指名された開設担当職員(委託・嘱託者を含む)は、避難所の鍵を保管する。
- エ 開設責任者は、避難所が所在する管轄区役所及び危機管理防災総室等と連携し、災害時に迅速に避難所が開設できるよう避難所の開錠、区画割り、事務所の開設(看板設置等)、避難者の受け入れ要領等を定めた避難所の施設利用計画をあらかじめ策定する。
- オ 施設利用計画で区画を指定する際は、要配慮者を最優先するとともに、事情の許す限り、個人のプライバシーの確保に留意する。

(2) 運営責任者

- ア 区対策部等は、「運営責任者」及び複数の「運営担当職員」をあらかじめ指名する。
- イ 運営責任者は、避難所の運営・管理を総括する責任者として、運営担当職員及び開設責任者、福祉等の担当職員と連携し、円滑な避難所の運営を行う。
- ウ 区対策部は必要に応じて運営担当職員を派遣し、運営担当職員は、運営責任者を補佐するとともに避難所内事務所の事務を行う。

4 避難所の開設・運営**(1) 避難所の開設**

- ア 職員の派遣

本部長から、避難場所開設の指示があった施設管理者及び区対策部は、あらかじめ指名した開設責任者(開設担当職員)及び運営責任者(運営担当職員)を派遣する。
- イ 開設の準備

派遣された開設担当職員等は、速やかに避難場所を開設し、避難者を受入れる態勢を完了させる。災害の状況により、緊急に開設する必要がある場合は、施設管理者及び現場に勤務する職員等が実施する。

現地の避難所では、災害等による施設の損傷など安全点検を実施する。

避難所として使用できない場合は、速やかに区対策部に連絡する。

なお、災害の状況などから、行政担当者の開設業務が遅延したりする場合が予想される。その場合は、応急的に町内自治会や自主防災組織役員などが地域リーダーとなり、避難者を取りまとめ、応急的な組織作りにより、開設にあたることが必要である。リーダーは、集まって来た避難者の中から補佐役や協力者を募り、協力体制のもと、開設業務を応急的に行う。
- ウ 行政担当者による開設

「避難所開設チェックリスト」及び「避難所施設被害状況チェックリスト」により安全確認を行う。

(ア) 開設責任者・担当職員の派遣(施設管理者等)

- (イ) 避難場所周辺・外壁等の安全確認（開設責任者）
 - (ウ) 避難場所の開錠（開設責任者）
 - (エ) 避難場所内部の安全確認、使用の可否判断及び報告（開設責任者）
 - (オ) 運営担当職員の派遣（区水防部）
 - (カ) 役割分担の確認（運営責任者・開設責任者）
 - (キ) 指定区画（居住区域）の確認（運営責任者・開設責任者）
 - (ク) 「避難者名簿記入用紙」等の運営記録用品の準備（開設責任者）
 - (ケ) 机・イス・看板・電話等の事務所資機材の準備（運営責任者・開設責任者）
 - (コ) 避難場所開設の準備完了報告（運営責任者）
- エ 避難者による避難場所の安全確認
- (ア) 行政担当者が不在の場合は、応急的組織のリーダーのもと協力し合い、避難所の被害状況や安全性を応急的に判断する。
- オ 負傷者、要配慮者の救護のための準備事項
- (ア) 目視や口頭確認により、緊急に救護が必要な避難者の有無を確認する。
 - (イ) 避難者の中から、医療従事者を募り協力を要請する。
 - (ウ) 軽微な負傷については、避難場所に備えてある備蓄品の「災害用救急セット」を使用し処置する。
また、負傷者等の様態急変に備え、避難場所施設に「AED（自動体外式除細動器）」が備え付けられている場合は設置場所を確認し、緊急時にすぐ使用できるようにする。
 - (エ) 対応が困難な場合は、区対策部へ連絡し、医療機関や福祉避難所への搬送を手配する。

(2) 運営・管理

ア 避難者の受入れ

避難所開設にあたっては、避難者の協力を得ながら進める事が必要である。

- (ア) 避難者の受入れは、避難所施設のうち、避難区画として指定した適当な区域に避難者を収容し、指定区域以外の場所へは、立ち入らないよう指導する。
立ち入り禁止区域、危険区域、使用除外区域は張り紙やロープ等で制限してある事を明示します。
なお、支援を要する高齢者、障がい者等は家族単位で優先して、スペースを確保するなどの配慮を行う。
- (イ) 受入れの際は、避難者を登録する窓口を設置し、「避難者名簿記入用紙」を配布して各世帯単位で記入してもらう。正式に避難所が開設されるまでは、区独自の名簿で管理してもよいこととする。
- (ウ) 避難所におけるサービスは、避難者数が基となるため、名簿への記入を周知徹底し、協力を求める。
- (エ) 帰宅困難者、他の地域からの避難者の名簿は、管理しやすいよう別に受け付ける。
- (オ) 在宅の避難者、屋外の避難者（車・テント等）等へは、地域が一体となつた支援が必要となる。
入所希望を問わず、世帯ごとに配布し記入のうえ、提出してもらう。

イ 避難場所内運営本部の設置

- (ア) 受入れ開始とともに、避難場所内に運営本部を速やかに開設し「運営本部」の所在を明らかにする。
- (イ) 運営本部には職員を常時配置し、運営に必要な「避難者名簿記入用紙」、「避難者受付簿」、「事務用品」等を準備し、避難場所の運営記録として、「避難所記録用紙」に記入する。
- (ウ) 避難所の施設管理者は、運営に必要な用品、記録簿等をあらかじめ避難所に備えておく必要がある。

ウ 居住区域の割り振り

居住区域の割り振りは、要配慮者を最優先とし、可能な限り身体の安全を確保する。特に、高齢者・障がい者・女性や子どもの安心・安全に配慮し、更衣室、トイレ、洗濯・物干しなどの専用スペースを可能な限り確保することとし、乳幼児・妊娠婦のいる家族の割り振りは、育児スペース等（大きさ、配置など）を考慮する。また、男女ニーズの違いや女性の視点を踏まえて、プライバシーの確保などに配慮した避難場所の運営に努める。

- (ア) 安全点検が済んだ場所から居住スペースを決める。
- (イ) 居住スペースは、屋内に設け町内単位等で決める。
- (ウ) 共用部分（玄関、トイレ、廊下、階段等）は避難者の占有を避ける。
- (エ) 理科室等、危険な薬品等がある場所は立ち入り禁止とする。
- (オ) 避難場所として利用する場所は、その利用目的や範囲を誰でもわかるよう、張り紙等で明示する。
- (カ) 避難所で、遺体を一時的に収容する必要がある場合は、遺体安置所への移送までの間、居住スペースとは別に避難所内に応急的な安置所を設ける。
- (キ) ペットと同行した避難者がいる場合は、ペットの飼育について居住スペース以外に飼育場所を設けることを説明する。

エ 避難者の「居住組」の編成

避難所内の部屋ごとなど、居住区域に基づいて「居住組」を構成し、組長（代表）を選出する。組長は人数確認などを行うと同時に、意見をまとめて運営会議へ提出する役割を担う。

- (ア) 避難者の代表者に、「避難者受付簿」に記入してもらうとともに、世帯数分の「避難者名簿記入用紙」を配布する。
- (イ) 1つの組の構成人数の目安は最大30人程度とする。必要に応じて、人数の配分を行う。
- (ウ) 居住組の編成には、血縁関係や居住地域を考慮する。
- (エ) 世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住組の中に編成する。
- (オ) 避難する以前に住んでいた地区を考慮して、できるだけ顔見知り同士が近くに集まることができるよう配慮する。
- (カ) 旅行者、通勤通学者などは、避難所に長く留まらないと考えられるため、地域住民のグループとは分けて編成する。

オ 開設及び避難状況の報告

避難所の運営責任者は、下記の状況について可能な限り速やかに区対策部に報告する。区対策部は、各避難所の状況を取りまとめ、示された定時、又は適時に本部長へ報告する。特に、避難所がどの様な状況かという報告は、災害対策本部による円滑な後方支援の実施のためには、貴重な情報となる。

また、避難場所を含む周辺地域の被災状況の報告は、災害対策本部にとって災害対応のための重要な情報源となるので、併せて周辺状況の報告も行う。

(ア) 避難場所を開設した日時及び場所

(イ) 避難者数、世帯数、負傷者数及び要配慮者の人数等

(ウ) 食料の要否、必要食料数及び毛布・寝具等の物資の要否及び必要見込数

(エ) 高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児などのニーズに適応した物資品目と必要数

(オ) 周囲の被災状況

(カ) その他必要事項

カ 食料等の請求、受取り及び配給

(ア) 避難所全体で集約された食料等の物資の必要数のうち、現地で調達が不可能なものについては、区対策部へ物資の配送を要請する。

(イ) 到着した食料や物資を受け取る時は、そのつど、「食料管理簿」、「物資管理簿」に記録する。

(ウ) 避難者への分配・配給については、避難者の協力を得ながら、居住区域ごとに配給を行う。

キ 救護所の設置

区対策部保健福祉班は、必要に応じ避難場所に救護所を設置し、職員を派遣する。健康福祉局対策部（医療対策班）は、救護班を編成・派遣し、避難者等の健康管理等の相談・対応を行う。

なお、救護所等の閉鎖と、収容患者の地元医師への引継ぎについては、健康福祉局対策部長が、県健康福祉部長及び市医師会長と協議し、その時期を判断する。

ク 避難場所の緊急閉鎖

建物応急危険度判定の結果及び建物の安全性が疑わしい場合など、開設した避難所が何らかの理由で危険となり、避難者の安全を確保することが困難となった場合は、本部長からの指示を受けて避難所を緊急閉鎖する。ただし、危険が切迫するなど、緊急の場合は運営責任者及び担当職員、又は開設責任者の判断により、本部長の指示を待たずに、速やかに避難場所から避難者を退避させ、緊急閉鎖の実施後、本部長に状況を報告する。

ケ 避難所運営委員会による運営主体の移行

避難生活が長期にわたる場合は、避難者等で組織する「避難所運営委員会」を設け、避難者の自主的な統制に基づく避難所運営を行うものとする。

※避難所運営は、「避難所開設・運営マニュアル」を参考にする

8 緊急閉鎖

建物の安全性が疑わしい場合等、避難所を開設した施設が何らかの理由で危険となり、避難者の安全を確保することが困難になったときは、本部長からの指示を受けて避難所の緊急閉鎖を行い、避難者を別の避難所に誘導するか、代替え避難所を開設する。

ただし、危険が切迫していると管理責任者及び担当職員又は施設管理者が判断したときは、本部長の指示を待たずに避難所を緊急閉鎖し、避難者の移動後、本部長に状況を報告するものとする。

9 大量避難者への対応

区対策部及び施設管理者は、当該区域内の避難所に避難者を収容できない場合は、本部長と協議し、次の措置を実施するものとする。

(1) 他市町村への移送

本部長は、被害が甚大なため、市内の避難所に避難者を収容できないと判断した場合には、県知事に対して、非被害地若しくは小被害地である他市町村への移送を要請する。

(2) 応急テントの設置

必要に応じ、広場等に応急避難テントを設置し、避難者を一時的に収容する。

10 帰宅困難者への対応

本部長は、災害により、列車・バス等の交通機関の不通や道路の寸断等により、多数の帰宅困難者が発生し、駅等での滞留者の集中や無理な帰宅による二次的被害が想定されるため、関係機関と連携を図り、下記の事項などの必要な措置をとる。

(1) 情報の提供

列車・バス等の交通機関の被災状況、復旧・開通状況等の情報について、記者発表や市ホームページへの掲載及び相談窓口の開設を行う。

(2) 避難場所等の確保

帰宅困難者の避難場所として活用できる市施設及び民間施設の確保を図るとともに、民間事業者等へ一時滞留場所及び食料、飲料水等の確保について協力を働きかける。

11 避難所の統合・廃止

文化市民局及び区対策部は、災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合及び廃止を行うものとする。

【関連部局】
政策局
健康福祉局
各区役所

第9節 要配慮者（避難行動要支援者）対策

第1項 要配慮者（避難行動要支援者）の安全・安否確認

本市では、「熊本市災害時要援護者避難支援制度」を設けて、平成19年10月から災害時に避難支援を必要とする方の登録と個別避難支援プランづくりを開始した。要援護者情報はシステムで管理し、本人の申請を受けた上で、町内ごとの登録者名簿を民生委員、町内自治会、校区社会福祉協議会及び自主防災クラブ等の関係団体に提供し、個別避難支援プランの内容や避難経路の確認とあわせて、日常的な要援護者の見守り活動にも活用している。そのため、風水害発生時には、要援護者情報を活用し、民生委員、自治会、校区社会福祉協議会及び自主防災クラブ等の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

第2項 避難行動要支援者名簿を提供する時期及び支援等

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

提供元	提供先
健康福祉政策課・危機管理防災総室 (水防本部等)	熊本県警察 熊本市社会福祉協議会
各区役所 (区水防部等)	民生委員 自主防災クラブ、自治会等

また、名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿を活用し、速やかに支援等を実施する。

1 避難行動要支援者名簿を提供する時期

避難行動要支援者名簿を提供する時期については、以下の条件を目安として提供するものとする。

- (1) 熊本市域に風水害による被害が発生し、市が支援活動の必要があると判断した場合
- (2) 緊急情報提供者からの情報により、市が災害発生のおそれがあると判断した場合
- (3) 気象状況等により、市が名簿の提供について特に必要があると判断した場合

2 避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等

避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、速やかに以下の避難支援等を実施する。

- (1) 安否確認
- (2) 避難誘導
- (3) 救出救護
- (4) 熊本市への情報伝達

第3項 社会福祉施設における対策

社会福祉施設には、自力では歩行できない高齢者や身体障がい者、精神に障がいのある人や児童が入所あるいは通所している。これらの人々は、災害発生時に自力で行動することは困難であり、介助が欠かせない。

災害発生時にこれらの人々の安全を確保するため、日頃から十分な防災対策をとつておく必要がある。

1 防災設備等の整備

施設入所者や通所者は、災害発生の際に、とっさの自己防御がとれない可能性が高いことから、各施設の管理者は、施設の耐震性を確保するとともに、施設の設備点検を常に行い、その安全性を高める必要がある。

また、ライフライン等の機能停止の際にも、施設入所者の生活を維持できるよう非常用発電や非常用給水タンクなどの設備の整備や非常用食糧、医薬品等の備蓄に努めなければならない。

2 防災計画の策定

災害発生時には、施設職員の迅速で的確な行動が重要であるため、各施設管理者は職員の任務分担、動員計画、避難方法等を詳細に定めた実効ある防災計画を策定しておくものとする。策定にあたっては、施設に入所している人々の障がい程度は様々であるため、それぞれの施設の実情に見合った綿密な防災計画を策定するものとする。特に、夜間は職員が手薄になることと、入所者が就寝中のため避難行動が昼間にもまして困難になることを考慮した計画とする。

また、災害発生時に保護者、家族等と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行うものとする。

3 情報連絡手段の整備

災害発時の関係機関への迅速な連絡が行えるよう、緊急時の情報伝達の手段、方法を定めておくとともに、災害時においても使用可能な通信手段の整備に努めるものとする。

4 地域社会との連携

社会福祉施設の入所、通所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分であり、地域住民のボランティア活動が望まれる。日頃から、地域との交流に努め、災害時には地域住民の協力が得られるよう必要な体制づくりに努めるものとする。

【関連部局】

政策局

第4項 外国人に対する対策

外国人は、言葉や文化・生活習慣の違いが原因となり、防災に関する情報や災害時における緊急情報、避難指示等が理解できず的確な避難行動が取れない可能性があり、被害を受けることが考えられる。このため、日頃から十分な防災対策を行う必要がある。

1 外国人への情報提供等

国際交流会館において、日頃から多言語での相談窓口を設置するなど、外国人への情報提供に努めるとともに、市の窓口においては、手続き・相談を円滑に行うため、通訳等の支援に努めるものとする。

国際交流会館の指定管理者は、「市政だより」の暮らし、健康に関する情報や本市で外国人が生活する上で必要となる情報を英語・中国語・韓国語に翻訳し、独自のホームページに掲載するとともに、警報以上の災害情報が出された場合には、多言語防災メールへ登録している外国人へ災害情報を配信するなど情報提供を行うものとする。

また、防災カードを多言語で作成し、外国人への配布に努めるものとする。

2 関係各所との連携

災害時に備えて、国際交流会館の指定管理者、県・市町村、各大学、民間団体、在留外国人コミュニティ及び自治会等との連携を図り、防災意識の啓発や、外国人が防災訓練等の地域活動へ積極的に参加できる環境づくりに努めるものとする。

また、傷病者に備えて、外国語で診療を受けることができる医療機関を把握するとともに、医療機関との連携を深めておくこととする。

非常時においては、外国人への配慮が欠如することのないよう、地域住民との協働で災害時でも役立つ日本語講座を実施することなどにより、地域と外国人との顔の見える関係づくりを促進していくものとする。

3 大規模災害時の対策

大規模災害発生時においては、政策局対策部により、外国人避難対応施設として国際交流会館を避難所として開設するものとする。

発災後は、国際交流会館の指定管理者や関係機関等と連携し、速やかに情報収集や多言語翻訳を行い、市のホームページやSNS等を通して、外国人への情報提供を行うものとする。また、市等から発信される災害情報を円滑に提供できるように、必要に応じて災害多言語支援センターを設置する。

併せて、外国人避難者を把握するために、各避難所での登録状況の把握や関係機関等への情報収集を行い、野外等の避難者に対してはSNS等を活用した状況把握に努めるものとする。

また、各避難所においては、多言語化された情報提供に努めるものとする。

■外国人避難対応施設

施設名	住所	電話番号
熊本市国際交流会館	熊本中央区花畠町4番18号	096-359-2020

第5項 観光客に対する対策

【関連部局】
経済観光局

災害発生時、ホテル、旅館等の宿泊施設やホール設備等を有する施設においては、利用者は施設に不慣れなため、緊急時の避難誘導に混乱を生じる可能性が高い。

災害が発生した際、迅速・的確な情報の伝達と被害を未然に防止するため、十分な防災対策を講じることが必要である。

1 緊急連絡体制の整備

各施設は、風水害発生時においては関係機関へ迅速な連絡が行えるよう情報の収集と伝達の手段、方法を定めておく。また、災害時において使用可能な通信手段の整備に努める。

2 避難誘導に対する対策

観光客は地理に不案内なため、観光地周辺の避難所の周知を行うものとする。

第6項 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本D C A T）

【関連部局】
政策局
健康福祉局
各区役所

県は、災害発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本D C A T）を指定避難所、福祉避難所等に派遣する。

第7項 情報の提供

【関連部局】
健康福祉局
各区役所

市は、指定避難所、福祉避難所等においては、要配慮者に円滑に情報提供ができるよう障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳、視覚障がい児者をサポートする人などの専門的支援者の確保に努めるものとする。

また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等わかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努めるものとする。

第8項 生活の支援

【関連部局】
健康福祉局
各区役所

1 相談体制の整備

市は、指定避難所、こころの健康センター、熊本市消費者センター等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。

第1章 災害応急対策計画

第9節 要配慮者（避難行動要支援者）対策

また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズの把握を行うものとする。

2 心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等に対して健康支援チームを編成して巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後のストレスによる心や体の反応は、誰にでも起こる正常な反応であり、時間とともに軽減していくことを周知し、不安の軽減を図るとともに、市民に対し相談窓口を周知する。

3 施設の整備

市は、指定避難所等において、多目的トイレや暖房器具、間仕切り、スロープなど、要配慮者の視点に配慮した施設等の整備及びその情報提供に努める。

4 避難所運営

避難所等の運営において、居住区域の割り振りや、福祉避難室の設置、食料や物資の配布などについては、要配慮者への配慮に努める。

その際、特に内部障がいや発達障がいなど外見では障がい者とは判断できない障がい者や、重複障がいにより情報を得にくい障がい者への情報伝達に留意する。

第10節 安否情報の提供計画

【関連部局】
文化市民局
各区役所

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。県は、市の安否情報の収集に協力する。

第1項 市・県の役割

- 1 市は、必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。
- 2 県は、市の安否情報の収集に協力する。ただし、当該災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県は市に代わって必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。

第2項 安否情報の収集

- 1 市及び県は、必要と認める範囲で関係地方公共団体及び防災関係機関と安否情報の収集について連携を図るものとする。
- 2 市及び県は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

第3項 照会を行う者

照会を行う者（以下、「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

- 1 被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。）
- 2 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- 3 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

第4項 照会手順

- 1 照会者は、市長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - (1) 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - (2) 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別等個人を特定できる事項
 - (3) 照会をする理由
- 2 照会者は1(1)の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定するもの）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市が適当と認める方法によることができる。

第5項 提供できる情報

市は、照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。

ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき、又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

- 1 第3項の1の者 被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- 2 第3項の2の者 被災者の負傷又は疾病の状況
- 3 第3項の3の者 被災者について保有している安否情報の有無
- 4 1～3の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報
- 5 1～3の区分にかかわらず、市及び県が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

第11節 警備・交通規制計画

第1項 警察の警備対策

1 警備方針

警察は、市その他の関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、情報の収集等に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動に努めるものとする。

【警察の任務】

- (1) 被災者の救出救助
- (2) 緊急交通路の確保等交通秩序の維持
- (3) 被害実態の早期把握及び災害関連情報の収集・伝達
- (4) 被災地域における社会秩序の維持
- (5) 検視及び行方不明者の捜索、遺族支援
- (6) 市民の安全確保と不安解消のための広報
- (7) 避難誘導及び二次被害の防止
- (8) その他必要な警察業務

【関連部局】

政策局
文化市民局
健康福祉局
環境局
経済観光局
農水局
都市建設局
各区役所
交通局
病院局

第2項 海上における警備対策

海上災害が発生した場合、消防局と各対策部が連絡を図りながら次の活動を実施する。

- (1) 人命の救出・救護
- (2) 初期消火及び延焼防止
- (3) 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒
- (4) 沿岸住民に対する避難の指示
- (5) 沿岸地先海面の警戒

【関連部局】
消防局

第3項 交通規制計画

風水害発生時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、橋梁等の交通施設に被害が発生した場合、又は交通の混乱を防止して緊急輸送を確保するために必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施するものとする。

【関連部局】
都市建設局
各区役所

1 実施責任者

災害時の交通規制は次の区分によって行うものとするが、道路管理者と警察は、常に緊密な連携を保ち、応急措置の万全を期するものとする。

区分		範囲
道路管理者	国土交通大臣 県知事 熊本市長 西日本高速道路(株)	(1) 道路の破損、決壊その他の理由により道路が危険であると認められる場合 (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警察	公安委員会 警察署長 警察官	(1) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため緊急の必要があると認めるとき (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき (3) 道路の破損、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合

2 交通規制の措置

(1) 道路管理者

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

(2) 警察

- ア 風水害により住民等の円滑な避難誘導が必要なとき、道路・橋梁等の交通施設の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により認知したときは、速やかに必要な交通規制を実施するものとする。
- イ 災害が広域にわたる場合、若しくは幹線道路の破損等のため交通上の支障が広域にわたる場合の交通規制は、災害の規模及び迂回路等との関係を総合的に判断して実施するものとする。
- ウ 必要がある場合には、他県から被災地域に通じる主要幹線道路について、広域交通規制を隣接及び近接する県に要請するものとする。
- エ 各警察署において、交通規制を実施した場合は、報道機関等を通じて一般通行車両及び住民等に周知徹底し、交通に支障のないよう万全を期するものとする。
- オ 交通規制を行う場合は、法令に定められた道路標識を設置するものとし、また、設置不可能な場合又は設置する暇がない場合は、警察官が現場で交通整理、誘導に当たるなど、交通に支障がないように配慮するものとする。
- カ 緊急通行車両の通行の確保等的確、円滑な災害応急対策に資するため、県警備業協会をはじめ、関係機関・団体に対する協力要請を行い、広域交通管制及び交通広報による交通総量抑制対策を実施するものとする。

3 交通規制の実施

道路及び橋梁の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合には迂回道路の標識も明示し、一般の交通に支障がないよう措置するものとする。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によるものとする。

(1) 道路標識を設ける場合

- ア 通行止め：歩行者、車両及び路面電車等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央
- イ 通行制限：通行を制限する区間の前面における道路の中央又は左側の路端
- ウ 迂回路：迂回路のある交差点の手前の左側の路端

(2) 道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

(3) 道路標識の寸法及び色彩

道路標識の寸法及び色彩は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府・建設省令第3号）及び「熊本市道路標識の寸法を定める規則」（平成25年規則第53号）に定めるところによる。

4 災害時における車両の移動等

(1) 道路交通規制等

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

5 相互の連携・協力

道路管理者及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。

- (1) 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。

【関連部局】
都市建設局
各区役所

第12節 障害物等の除去対策

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等並びに山崩れ、がけ崩れ、浸水等によって道路、河川等又はその周辺に運ばれた土砂、石、竹木等の障害物を除去し、市民の生命、身体及び財産を保護し、交通路を確保して応急活動に支障がないようする。

また、水害時に堆積した泥土については、過去の水害においても復旧の妨げとなっているため、速やかな除去を行い、交通路を確保する。

第1項 障害物の除去対象及び除去方法

1 障害物の除去対象

- (1) 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合。
- (2) 河川の氾濫、堤防決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合。
- (3) 緊急な措置を実施するため、特に除去を必要とする場合。
- (4) その他特に公共的な立場から除去を必要とする場合。

2 障害物の除去方法

- (1) 東部、中央・西部及び北部土木センターが所有する建設機械・建設資機材を用いて行うが、処理能力が不足する場合は、(一社)熊本都市建設業協会等の協力を得て速やかに行うものとする。
- (2) 前記により実施困難な場合は、県を通じ自衛隊の派遣を要請して行うものとする。
- (3) 除去作業実施にあたっては、応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

第2項 災害救助法における障害物の除去

災害救助法を適用した場合の障害物の除去基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりとする。

1 障害物除去の対象者

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないものであること。
- (4) 住家は半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 障害物の除去を実施することができる戸数は、半壊及び床上浸水戸数のおおむね 15%以内の戸数であること。

2 除去の方法

障害物の除去は、市において労務者又は技術職員を動員して実施する。

3 除去の期間

除去の実施期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

第3項 除去した工作物等の保管等の場所

工作物等の保管等の場所については、おおむね次のとおりとする。

1 保管する場合

除去した工作物等は、市長又は警察署長において次のような場所に保管し、その旨、保管を始めた日から 14 日間公示する。

- (1) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所。
- (2) 道路交通の障害とならない場所。
- (3) 盗難等の危険のない場所。
- (4) その他、その工作物等に対応する適当な場所。

2 廃棄の場所

廃棄するものについては、障害物除去の実施者の所有に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所。

第4項 工作物の処分方法

市長又は警察署長が保管する工作物等の処分については、保管所において行うものとするが処分の方法については、次により行うものとする。

- 1 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物等を売却し、代金を保管するものとする。
- 2 当該工作物等の保管に不相当な費用を要するか、又は手数を要すると認めたときは、その工作物等を売却し、代金を保管するものとする。
- 3 売却方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
- 4 その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるところによるものとする。

第13節 緊急輸送計画

風水害発生時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送など様々な種類の緊急を要する輸送需要が発生する。これらの輸送を迅速かつ適切に行うこととは、災害対策活動を円滑に進めるために欠くことのできないことであり、次により緊急輸送について計画する。

第1項 緊急通行車両における輸送対象の限定

緊急輸送車両による輸送対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

段階	輸送の対象
第一段階	<ul style="list-style-type: none">○救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資○消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資○交通規制に必要な人員、物資○後方医療機関へ搬送する負傷者等○政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保に必要な人員及び物資
第二段階 (応急対策活動期)	<ul style="list-style-type: none">○上記第一段階の継続○食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資○傷病者及び被災者の被災地外への輸送
第三段階 (復旧活動期)	<ul style="list-style-type: none">○上記第二段階の継続○災害復旧に必要な人員及び物資○生活必需品

【関連部局】
総務局

第2項 緊急通行車両の確認

市長は、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、県知事又は公安委員会へ申し出て、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受けるものとする。

1 申請手続（申請窓口）

総務局対策部は、緊急通行車両確認申請を、県知事又は県公安委員会の次の部局に提出するものとする。

県知事	県知事公室危機管理防災課
公安委員会	(1) 県警察本部 交通部交通規制課 (2) 各警察署 交通課

2 緊急通行車両の使用

総務局対策部が、緊急通行車両として使用する車両については、車両ごとに緊急通行車両確認証明書、通行標章の交付を受ける。

通行標章は、車両の助手席側のウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。

証明書は必ず携行し、警察官に提示を求められたときは、これを提示する。

3 緊急通行車両の事前届出

市は、緊急通行車両の確認事務の省力化、効率化を図るため、事前に公安委員会に対し市保有車両等で「災害対策基本法第50条第1項」に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両について、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、届け出済証の交付を受けるものとする。

第3項 輸送手段の確保

1 市保有車両

緊急輸送活動に必要な市保有車両は、総務局対策部が管理し、各対策部の要請に応じ適切な配車を行うものとし、配車された車両の出動は各対策部の判断にて行う。

【資料編】6-5 車両関係等

2 調達要請

都市建設局対策部は、市保有車両だけでは災害対策活動に支障をきたす場合、車両等の調達要請を行う。

陸路輸送	<ul style="list-style-type: none"> ① (公社) 熊本県トラック協会への要請 【資料編】11-2 公益社団法人熊本県トラック協会 ② (一社) 熊本都市建設業協会への要請 ③ その他の機関への要請
海路輸送	<ul style="list-style-type: none"> ① 海上保安庁熊本海上保安部 巡視船艇による緊急海上輸送を必要とする場合、熊本海上保安部に要請を行う。 ② その他の民間海運機関
鉄道輸送	<ul style="list-style-type: none"> ① 九州旅客鉄道株式会社熊本支社等 道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合、あるいは遠隔地において物資を調達した場合等、鉄道による輸送が適当であると認められる場合は、各鉄道会社に協力を要請する。
航空輸送	<ul style="list-style-type: none"> ① 航空自衛隊築城基地等 災害の状況により航空機による輸送を必要とする場合は、県知事に対し、自衛隊の航空機による輸送について出動を要請する。

3 配車

(1) 集結場所

輸送に従事する車両は災害輸送の表示をし、災害対策本部が指定した場所に待機する。

(2) 輸送計画

輸送計画は災害対策本部長（以下「本部長」という。）の指示により個別の輸送ルートに従って都市建設局対策部が作成する。

【関連部局】
総務局
都市建設局

【関連部局】
都市建設局

第4項 輸送路線の確保

1 緊急輸送道路の確保

都市建設局対策部長は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた緊急輸送道路を以下により確保する。

- (1) 本部長の指示に基づき、(一社) 熊本都市建設業協会の協力を得て、市指定の路線から確保する。
- (2) 市指定の路線から確保することが困難な場合は、必要に応じ他の路線を確保する。
- (3) 被害の実態により、応急対策上極めて重要な路線については、道路管理者への復旧・交通規制の要請及び通報、警察への交通規制の要請及び通報を行い、その路線を確保する。

2 緊急輸送道路啓開作業

都市建設局対策部は次の作業を行う。

- (1) 緊急輸送道路の被害状況を確認し、本部長に報告する。
- (2) 被害の状況により次の措置をとる。
 - 交通情報板、信号機等交通管制施設の機能回復を要請する。
 - 運転者に対して車両の移動等の措置命令を行う。
 - 放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。
 - 緊急通行路の障害物の除去について道路管理者、警察署、消防本部及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。
- (3) 緊急輸送道路の確保作業が完了した場合又は交通規制を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告する。

第14節 救出計画

【関連部局】
消防局

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を、消防機関、警察機関、自衛隊等、その他関係機関及び災害の現場にある者の協力を得て、捜索救出し、被災者の救護にあたるものとする。

第1項 実施責任者

- 1 救出は、市、行政機関及びその他関係機関が協力して実施するものとする。
- 2 災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者、住民及び自主防災クラブは救出を実施し、又は市長に協力するものとする。

第2項 救出対象者

- 1 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - (1) がけ崩れ等のため倒壊家屋の下敷きになったような場合
 - (2) 水害の際に流失家屋とともに流されるか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - (3) 山津波、地すべり等により生き埋めになったような場合
 - (4) 河川における遭難等が生じたような場合
 - (5) その他大規模な風水害等により多数救出を要する場合
- 2 災害のため生死不明の状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - (1) 行方不明の者で諸般の状態から判断して、生存していると推定される場合
 - (2) 行方は判っているが、生命があるかどうか明らかでない場合

第3項 救出の方法

1 市による救出

- (1) 市は、消防機関、警察、自衛隊等、その他関係機関と連携・協力し救出活動を実施するものとする。
- (2) 救出活動に必要な資器材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。なお、平時においては、保有資機材のリスト作成及び点検整備に努めるものとする。

【資料編】6-2 消防用機械等の配備及び保有状況

- (3) 市による救出が困難な場合は、速やかに県内外の市町村、消防機関、警察、自衛隊等、その他の関係機関の応援を求めるものとする。

2 警察による救出

災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備対策を講じるとともに、災害が発生したときは次により被災者の救出措置を行うものとする。

- (1) 要救助者及び死傷者の有無の確認、その速やかな救出救助活動
- (2) 消防機関、救出機関等と連携・協力した負傷者の救護搬送活動
- (3) 行方不明者があるときは、その速やかな捜索活動
- (4) 救出救助活動の迅速かつ円滑な推進を図るために必要な交通規制等の活動

3 自主防災クラブによる救出

自主防災クラブにあっては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、又は消防局、警察等に連絡するとともに、付近住民と協力し、早期救出に努めるものとする。

第4項 救出期間

救出期間は原則として災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害発生の日から3日以上経過しても、現に被災者が救出を求めていることが明らかである場合は、救出期間を延長して救出するものとする

第5項 関係機関の連携

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、災害対策本部と消防局対策部は活動調整会議等を開催するものとする。

【資料編】7-2 災害対策本部と消防局との連携強化要領

また、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の実動機関へり、防災消防へり、ドクターへり等は、必要に応じて連携し、迅速かつ確実に被災者の救出、救助、捜索活動等を実施する。

第6項 職員の安全確保

救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

第7項 惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

第15節 行方不明者等の搜索及び遺体の収容埋葬計画

【関連部局】
健康福祉局

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも、行方不明者の搜索及び遺体の埋葬活動を関係機関・団体と緊密な連携をとり、早急に実施するものとする。

また、災害時における行方不明者の搜索及び遺体の収容埋葬については、災害救助法適用の有無に関わらず、市が災害救助法及び熊本市災害救助法施行細則を基準として実施する。

第1項 実施機関

行方不明者等の搜索及び埋葬等は、市長が、警察、消防機関、海上保安部、警察医会、警察歯科医師会等の協力を得て行うものとする。

市だけでは十分な対応ができない場合、市及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

第2項 行方不明者等の搜索

- 市は、防災関係機関と連携して行方不明者等の搜索及び行方不明者等に関する情報収集を行うものとする。
- 搜索期間は原則として10日以内とする。

第3項 遺体の検視、身元確認

警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づき死体取扱いを行うものとする。

第4項 遺体の引き渡し

受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、市長に引き渡すものとする。

なお、戸籍法第92条第1項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。

第5項 遺体安置所の設置

大規模な災害が発生した場合、次の2ヶ所に遺体安置所を設置する。

名称	所在地	収容体数	対象区分	電話番号
熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水2丁目7番1号	126体	北東部	096-385-1010
熊本県立総合体育館	西区上熊本1丁目9番28号	160体	南西部	096-356-1233

第6項 遺体の収容

- 1 遺体が発見された場合は、直ちに警察に連絡し、遺体収容所(遺体安置所)において検視、検案を行い、身元が判明した場合は、直ちに家族に引き渡し、不明者については、別に安置する。
- 2 上記施設への遺体安置が困難な場合においては、対策本部は、警察と協議し、被害現場付近の適当な場所(寺院、公共建物等)に遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。
なお、市は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保全剤等の納棺用品を確保するものとする。
- 3 収容遺体は引取人の出頭を待ち、又は身元判明を待つために、原則として災害発生の日から10日以内安置し、なお不明のときは仮埋葬に付す。ただし、この場合は将来遺体の取引人の出頭を考慮し、遺体毎にその所持品、衣類等を保存しておくものとする。

第7項 遺体の埋葬

- 1 災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことがきわめて困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合には火葬に付し、応急的に埋葬を行うものとする。
- 2 市における火葬場の名称、所在地、処理能力等は次のとおりである。

名称	所在地	焼却炉数	焼却所要時間	1日の最大処理能力
熊本市斎場	東区戸島町796番地	15基	1時間30分	100体

第8項 遺体の火葬

- 1 市は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。
 - (1) 火葬場の被災状況の把握
 - (2) 死亡者数の把握
 - (3) 火葬相談窓口の設置
 - (4) 遺体安置所の確保
 - (5) 作業要員の確保
 - (6) 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
 - (7) 棺、遺体保全剤、骨壺の調達
 - (8) 火葬用燃料の確保
- 2 県は、市において火葬することが困難な死体について、熊本県広域火葬計画に基づき、他の火葬場設置市町村等に要請を行い、火葬場を割り振ることにより、円滑に火葬できるよう支援するものとする。また、県は、厚生労働省に対して火葬の状況を報告し、火葬許可証発行の特例措置を申請するものとする。

第16節 医療救護対策計画

大規模、広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、市及び県は、日本赤十字社熊本県支部、熊本県医師会、熊本市医師会、鹿本医師会、下益城郡医師会、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）、災害派遣精神医療チーム（以下「D P A T」という。）、災害時健康危機管理支援チーム（以下「D H E A T」という。）、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学医学部付属病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

第1項 実施機関

- 1 災害時における医療救護は、被災地域の市長が行う。
- 2 災害が広域的に発生した場合又は被害が甚大である場合、県知事がこれを行う。

第2項 救護活動

1 災害医療情報の収集及び提供

【関連部局】
健康福祉局
消防局
病院局

- (1) 県は、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、保健所、市、消防本部、日赤県支部、県医師会、災害拠点病院、DMA T 指定医療機関及びその他医療機関等から、迅速に次に掲げる情報を収集する。

- ア 被災地の保健衛生行政機能の被害状況
- イ 保健医療施設、設備の被害状況
- ウ 保健医療活動従事者の数及び不足数
- エ 放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずるおそれのある物の被害状況
- オ 診療（施設）機能の稼働状況
- カ 災害拠点病院の被災状況、患者の収容及びライフライン確保の状況
- キ DMA T、D P A T の対応状況
- ク 職員の被災状況、応急活動への対応状況
- ケ 医薬品等及び医療用資機材の需要状況
- コ 保健医療施設への交通状況等

- (2) 県は、収集した情報をもとに、保健所、市、消防本部、日赤県支部、県医師会及び医療機関等の関係機関に必要な情報を提供する。
- (3) 市保健医療対策班は、各区における医療ニーズの把握とJ M A T 等全国から参集する医療支援チームの采配調整等を行う保健医療救護調整本部を市保健所及び各区に設置する。
- (4) 市保健医療救護調整本部（保健所）の本部長は保健所長が担い、保健医療対策班員が活動要員となる。各区の区保健医療救護調整本部長は、区役所に所属する医師（医療政策課併任職員）又はD H E A T 等支援に入る他都市の医師等が担う

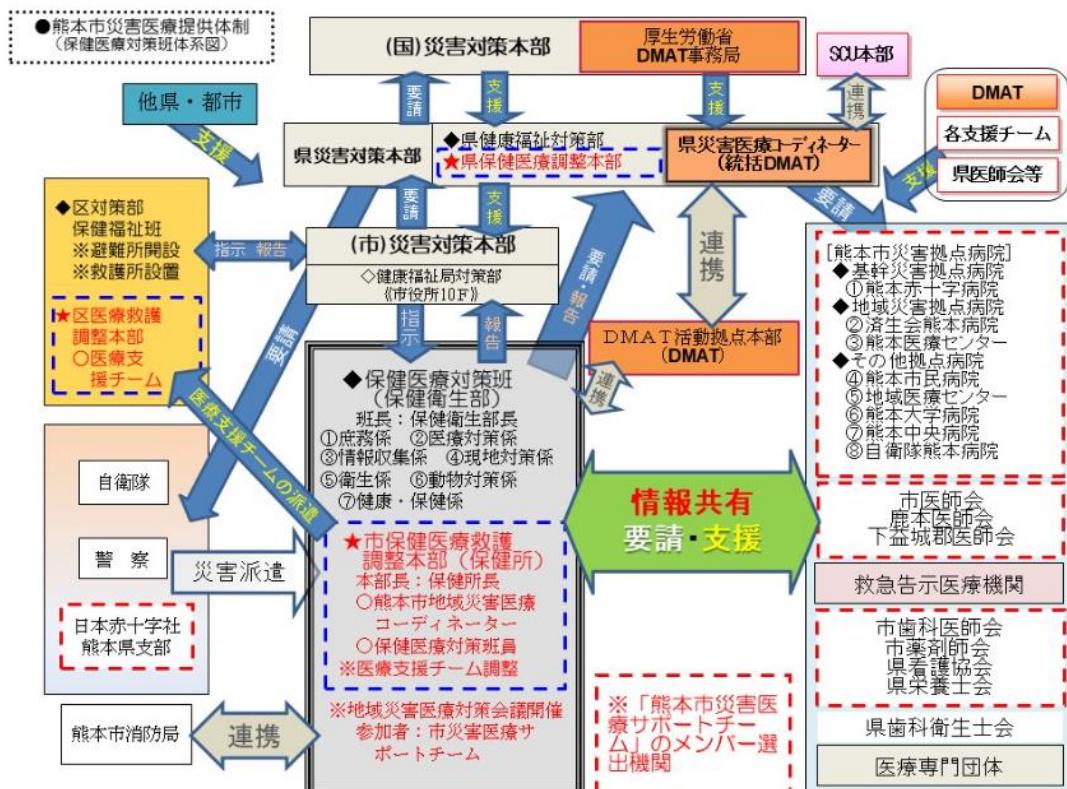
こととし、市保健医療救護調整本部（保健所）が各区に派遣する医療支援チームに活動内容を指示する。市保健医療救護調整本部（保健所）は、各区の区保健医療救護調整本部を統括し、適宜、派遣チーム数等を調整する。

- (5) 市保健医療救護調整本部（保健所）及び各区の区保健医療救護調整本部は、医療支援チーム等が保健医療救護活動を行うための采配調整及び指示並びに保健医療活動に関する情報の収集・整理・分析等保健医療活動の総合調整を行う。
- (6) 各区保健医療救護調整本部の活動は、「災害時における保健活動初動対応マニュアル」により活動する区の職員や保健活動チームと情報を共有し、連携した活動を行うものとする。

2 災害医療提供体制

健康福祉局対策部は、保健医療対策班及び市保健医療救護調整本部（保健所）を設置し、熊本市地域災害医療コーディネーターの支援のもと、次の医療救護活動を実施する。

- (1) 医療機関の被災状況と傷病者の受け入れ状況等の情報集約
- (2) 医療に関する市民への情報発信
- (3) 医療ニーズと供給の調整
- (4) 県へのDMAT・DPAT・医療支援チーム等の派遣要請、広域搬送要請
- (5) 医療従事者（医療支援チーム・保健チーム等）の采配
- (6) 医薬品・医療資機材の供給調整 等



第3項 救護所及び救護班の設置

市は、市管理の避難所（小・中学校等）に、必要に応じ医療救護所（医療処置を行うなど医師又は歯科医師が配置される救護所）又は救護所（健康相談等の業務のみを行う救護所）を設置する。なお、歯科の医療救護所については、必要に応じ県と調整の上、市歯科医師会等の協力を得て、各区役所や熊本県歯科医師会館等に設置する。

こころの健康センターは、精神保健福祉室と共に災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣要請を、県を通じて国に行い、派遣された他県のD P A Tとともに被災者支援や各区役所を通じ避難所との調整を行う。

医療救護所の医療従事者には、他都市や日赤・医師会等から派遣された医療支援チーム等による救護班の派遣を充てるが、市保健医療救護調整本部（保健所）は、必要な救護内容を掌握し、医療支援チーム等の派遣調整を行う熊本県へ要請する。

救護班の編成は、原則として医師1人、看護師または保健師2人、その他1～2人で構成する。

救護所による医療の提供が長期間に及んだ場合の救護所の閉鎖と、収容患者の地元医師への引継ぎについては、熊本県や市医師会等と協議し、医療機関の復興状況に合わせてその時期を判断する。

【関連部局】
健康福祉局
各区役所
病院局
教育委員会

第4項 個別疾患対策

【関連部局】
病院局

1 難病、人工透析

- (1) 県は、あらかじめ人工呼吸器装着患者、酸素療法患者等特別な配慮を要する難病者、透析患者等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。
- (2) 県知事は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況を把握し、関係団体を通じて医療機関へ医薬品等の提供を要請する。

2 妊婦、新生児

県は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊婦、新生児について、医療機関の受け入れ状況の把握に努めるものとする。

3 精神疾患

- (1) 県は、精神保健医療に関する情報の集約を図り、支援団体との調整、支援チームの割り振り、移送手段の確保等を総括的に行い、迅速な対応に努める。
- (2) 県は、被災医療機関の入院患者の受け入れ先の把握及び調整を図る。

第5項 惨事ストレス対策等

【関連部局】
総務局

総務局対策部は、職員等の惨事ストレス対策等の実施に努めるものとする。

第6項 災害救助法に基づく措置

「**第7節 災害救助法の適用**」に基づくものとする。

第7項 費用の負担

医療救助活動に要した費用は、災害救助法適用の有無に関わらず、原則として市が負担する。

第8項 損害の補償

- 1 市長は、災害対策基本法第65条及び第84条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がい者となったときは、市の条例で定めるところによりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けける損害を補償するものとする。
- 2 県知事は、災害対策基本法第84条第2項の規定による同法71条の従事命令により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がい者となったときは、条例で定めるところによりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けける損害を補償するものとする。

第9項 関係機関との連携・訓練

平常時より、災害に備え、保健医療専門団体、公的医療機関及び自衛隊、警察、日本赤十字社熊本県支部等の関係機関で組織する「熊本市救急災害医療協議会」において、迅速な対応が取れるよう連携を強化し、相互支援体制の充実を図る。また、協同で災害医療訓練を実施する。

なお、熊本市医師会の災害対処については、医師会が別途定める。

【資料編】13-1 熊本市救急災害医療協議会運用要綱

13-2 熊本市救急災害医療協議会委員

13-4 一般社団法人熊本市医師会

第17節 動物救護対策計画

【関連部局】
健康福祉局

第1項 ペットの取扱い

- 1 災害発生時におけるペットの取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「熊本市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。
- 2 避難所でのペットの収容場所については、各避難所の施設能力及び状況、他の避難者への影響や衛生管理状況等を考慮し、避難所の運営委員会、動物愛護センター等により検討を行う。
なお、身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき収容可とする。

第2項 実施体制

動物愛護センター所長が総括する動物対策係を設置し、関係機関への救援資材確保の調整、獣医師の派遣要請などの連絡調整を行うとともに、熊本県獣医師会熊本市支部、熊本市動物愛護推進協議会等の協力を得て被災動物の救援活動を行う。

第3項 被災動物の救援活動

1 一時預かり場所の確保

避難等により飼い主による飼育が困難となったペットの一時預かり場所の確保を支援する。

2 負傷動物の治療

被災地域に所有者不明の負傷動物がいる場合には、動物愛護センターが保護収容し、熊本県獣医師会熊本市支部等の協力を得て応急処置を実施する。

3 動物の相談窓口の設置

大規模災害発生に伴う不明・保護動物等の情報提供等の問合せ、飼い主への被災動物の適正飼育啓発等に対応するために、熊本市動物愛護推進協議会等の協力を得て相談窓口を設置する。

4 特定動物の逸走等の対応

災害発生時、飼養管理者に対し飼養施設の不備及び特定動物の逸走等の確認を行い、特定動物が逸走した場合、警察等に通報するとともに、危害防止のため必要な措置を行う。

第18節 救援対策計画

災害の発生により、日常生活に支障をきたしている市民に対し、給水、備蓄物資や緊急に調達した物資を供給して、最低限の身体的健康を確保するとともに、混乱する民意の安定を図る。また、救援対策の実施にあたっては、要配慮者に配慮した適切な実施方法に努める。

【関連部局】
上下水道局

第1項 給水救援対策

1 水源の確保

災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止したとき、直ちに被害状況を把握するとともに、次のような措置により応急給水のための水源を確保する。

- 災害発生後、直ちに水源地・送配水ポンプ及び連絡管等の異常を調査する。
- 配水場の緊急遮断弁の動作状況を確認のうえ、必要ならば現場で操作を行い、上水の流出防止を図る。
- 停電に備えて主要な施設の発電機運転準備を行い、応急給水に必要な水を確保する。

2 需要調査と給水計画

(1) 需要調査

災害が発生し断水すると判断されるとき、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要調査を実施する。

- 断水区域と区域内の世帯数、人口
- 復旧の見込み

(2) 応急給水の目標水量

給水量は、災害発生後3日間については、飲料水として3㍑／人・日を目安とし、応急復旧の期間としては4週間以内を目標とする。

- 発災直後～3日間 : 1人1日3㍑ (飲料水(生命維持))
- 10日目まで : 1人1日20㍑ (飲料水+炊事等(最低生活維持))
- 21日目まで : 1人1日100㍑ (上記+洗濯水等(制限はあるが生活可能))
- 28日目まで : ほぼ通常生活(自宅での入浴等)

3 応急給水計画の作成

保有する車両及び資機材を用いて、給水場所・給水方法・配置人員等の応急給水計画を立案する。

また、資機材・給水袋等は、市内小売業者などから調達するが、不足する場合は速やかに市外の水道事業団へ応援を要請する。

【資料編】8-3 災害協定一覧

4 給水の優先順位

断水地域にある施設のうち、次の施設を最優先に給水を行う。

- 災害拠点病院
- 人工透析治療病院等の重要医療施設
- 重度身体障がい者施設
- 老人ホーム等の災害弱者施設
- 重要公共施設
- 避難所 等

5 応援要請

市単独で飲料水の確保、応急給水活動等が困難と判断するとき、災害協定を締結している都市及び団体に応援を要請する。加えて、(公社)日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき加盟各都市に要請を行う。

6 給水活動の実施

(1) 給水所の設置

主に避難所に給水所を設置し運搬給水を行うが、必要に応じて他の施設等にも給水所を設置する。

また、給水所の設置場所については、給水所の看板等を掲示するとともに、市及び上下水道局のホームページや報道機関等により周知する。

(2) 給水の方法

ア 給水所への運搬

上下水道局は、配水池等から給水所へ水を運搬する。

運搬に際しては、給水車を使用する。

なお、配水池等において給水するときは、応急給水栓等を設置する。

イ 給水所での給水

給水所での給水は、避難所派遣職員・消防団・自主防災クラブ等の協力を得て、市民が自ら持参した容器により行う。不足するときは上下水道局が用意する給水袋等を使用する。

ウ 貯水機能付給水管での給水

貯水機能付給水管が整備してある避難所では、避難所担当職員や避難所運営委員会と協議の上、給水管への給水を行う。

【資料編】6-5 車両関係等

(3) 周知・広報

給水所を設定したとき、総合調整室と連係して給水に関する広報を、市及び上下水道局のホームページや報道機関等により行い、市民への速やかな周知を図る。

- 給水所の場所
- 給水する日時
- 容器の持参依頼等

【関連部局】
政策局
文化市民局
健康福祉局
経済観光局
各区役所

第2項 食糧救援対策

災害発生時に、住家被害等により、避難所に避難された被災者や自宅で炊飯等が不可能となった者、その他日常の食事に支障をきたした者等に対して食糧の供給を実施する。

1 食糧の需要把握

(1) 供給対象者

食糧の供給は、災害救助法(昭和22年法律第118号)を適用する場合、あるいは適用しないが次のように食品の供給の実施が必要と認められた場合に実施する。

- ア 避難所に避難し、又は食品や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対処できない市民がある程度の規模で発生し、相当程度の期間その状態が継続すると判断された場合。
- イ 災害地における救助作業あるいは応急復旧作業に従事する者に対し、給食を行う必要がある場合

食糧の供給対象者は、原則として次のとおりとする。

- 避難所に避難した者
- 住家の被害が全焼全壊・流失・半焼半壊又は床上浸水等であって、炊飯のできない者
- その他災害により、日常の食事に支障を生じると市が認めた者
- 災害応急対策活動従事者(災害救助法の対象外)
- ライフルラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者及び病院の入院患者

(2) 把握方法

応急食糧の必要数の把握については、本部で情報の一元化を図るとともに、避難所に収容されている被災者の他、各区対策部、他の関係部局、関係機関、町内自治会及び自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者についても必要数を把握するよう努めるものとする。

2 食糧の確保

(1) 市の食糧確保

市が防災倉庫と各区役所、各総合出張所等に設置する備蓄倉庫(コンテナ)や、避難所となる小中学校等に備蓄する保存食(アルファ米、長期保存パン等)及び調達による米穀、食パン、弁当等の主食の他、必要に応じて百貨店、スーパー等から惣菜等の副食を調達する。

【資料編】8-3 災害協定一覧

(2) 国の米穀等の調達

災害救助法を適用し応急食糧が必要な場合は、農林水産省を通じて受託事業体から米穀、乾パンを調達する。

【資料編】14-2 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

3 食糧の供給

(1) 食糧の輸送

食糧の輸送については、納入する業者の負担で炊き出しや配給を行う現地まで届けるものとする。ただし、道路状況等により輸送が困難なときなど、それにより難しい場合は、納入業者と市が連携して行う。

【資料編】8-3 災害協定一覧

(2) 食糧の供給

ア 供給する食品

供給する食品は、災害発生直後は乾パン等の備蓄食糧とし、備蓄分を消費した後は、購入した弁当・食パンの配給及び米穀の炊き出しにより行う。

イ 供給基準

品目	供給基準
乾パン	1食あたり1缶(又はパック)(100g程度)
アルファ米	1食あたり1パック
栄養補助食品	1食あたり1箱(2ブロック)
米穀	1食あたり精米200g以内
ミルク	授乳1回あたり1パック

ウ 供給場所及び方法

供給場所及び方法は、原則として避難場所での個別供給とし、必要に応じて自主防災クラブ、町内自治会、婦人会、日赤奉仕団、民間事業者等に協力を依頼する。高齢者、乳児、食事管理を要する者などに対し優先的に配分する。

4 炊き出しの実施

(1) 炊き出しの場所

避難所となる各小中学校・公民館等の校庭・駐車場等に設置された区域を使用して炊き出しを行う。

(2) 炊き出しの方法

- 炊き出しは、ボランティアに協力を要請する。
- 炊き出しに必要な器具・容器等は、各区対策部を通じて確保する。
- 炊き出し場所には、消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

(3) 炊き出しの協力要請

市において炊き出しによる食糧の給与の実施が困難と認めたときは、県に炊き出しの協力を要請するものとする。

県は、市から要請を受けたときは、次の措置をとるものとする。

- 日赤奉仕団への要請
- 自衛隊への応援要請
- 集団給食施設への炊飯委託

【関連部局】
文化市民局
健康福祉局
経済観光局
各区役所

第3項 生活必需品救援対策

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とする。

1 生活必需品の需要把握

(1) 供給対象者

災害救助法を適用し、生活必需品の供給が必要と認められた場合、生活必需品の供給を実施する。供給対象者は次のとおりとする。

- ア 住家の被害が全焼全壊・流失・半焼半壊又は床上浸水であって、衣料・寝具その他生活上必要な最小限の家財を失った者
- イ その他災害により、衣料・寝具その他生活上必要な物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

(2) 把握方法

生活必需品の必要数の把握については、本部で情報の一元化を図るとともに、避難所に収容されている被災者の他、各区対策部、健康福祉局対策部、他の関係部局、関係機関、町内自治会及び自主防災クラブ等の協力を得て、在宅避難者についても必要数を把握するよう努めるものとする。

2 生活必需物資の種類

生活必需品の応急給付は、次の範囲内で行うものとする。

種類	供給品目
寝具	就寝に必要な最小限の毛布、布団類
外衣	普通着、作業着、婦人服、子供服、雨ガッパ等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	鍋、包丁、卓上コンロ、バケツ類
食器	茶碗、皿、はし、スプーン等
日用品	石鹼、ちり紙、歯ブラシ、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ（大人用・子ども用）等
光熱材料	マッチ、ローソク、固形燃料、携帯用プロパンガス等
その他	ビニールシート

3 供給活動

(1) 物資の配分計画

次の要領で救助物資の配分計画を立て、これにより迅速な被災地への輸送及び供給を行う。

- ア 被災者の世帯構成人員別、被害状況等に基づき、救援物資の配分計画表を作成する。

- イ 配分は、被災者の被害の程度に応じて、公正に行うものとし、1世帯当たりの給与金額は、災害救助法に定める限度額を原則とするもので、その期間は災害の程度に応じ県知事が定める期間とする。
- ウ 救助物資の受領、調達、配給については、その都度物品受払い簿に記録して、常に明確にしておくものとする。

(2) 物資の供給

- ア 供給基準
 - 原則として災害救助法の範囲内で行う。
- イ 供給場所及び方法
 - 供給場所及び方法は、原則として避難場所での個別供給とし、必要に応じて自主防災クラブ、町内自治会、婦人会、日赤奉仕団、民間事業者等に協力を依頼する。

【資料編】8-3 災害協定一覧

4 物資集積センターの設置

国、県からの供給物資や市で購入した調達物資及び県内外からの救援物資を受入れ仕分けし、配送手配する集積センターを、災害の規模、状況によりあらかじめ選定した候補施設から決定し設置する。

また、センターではボランティアの活動を図るとともに、現地ニーズの受入れ窓口となり、物資情報を集約し、避難所だけでなく在宅避難者や屋外（車中）避難者にも行き渡るように配慮する。

(1) 物資集積センターの設置

本部長は、災害の規模、状況によりあらかじめ選定した候補施設から、物資集積センターの決定を行う。また、管理・運営については別に定めるものとする。

【資料編】14-1 熊本市大規模災害時における物資供給計画対応マニュアル

(2) 物資集積センターの開設・管理・運営

災害規模によっては、市域外からの救援物資の供給が考えられ、集積センターに集められることとなる。集積センターの開設、物資の仕分け、積み下ろし、積込み作業等について次のように行うものとする。

ア 集積センターの開設・管理・運営

集積センターの開設・管理・運営は、経済観光局対策部及び各区対策部が派遣する職員（うち1人を責任者とする）が担当する。

イ 集積センターの開設

本部長が集積センターを決定した後、責任者である職員は集積センターを速やかに開設し、「集積事務所」の看板を掲げて、集積センター管理・運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、集積センター開設以降は、事務所に要員を常時配置し、管理・運営に必要な用品（物品受払い簿、事務用品等）を準備しておく。

ウ 管理・運営の手順（目安として示す）

- (ア) 物資の荷下ろし、搬入を行う。
- (イ) 搬入物資の仕分けを行う。

- (ウ) 搬入物資の分類数量を把握する。
- (エ) 搬出物資の搬出、積込みを行う。
- (オ) 搬出物資の分類数量を把握する。

5 生活必需品の円滑な提供

市は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、ホームページや報道機関等による適時、的確な情報発信を行うものとする。

また、市は、民間企業等からの提供申し出に迅速に対応するため、品名・数量・提供までの所要時間・提供条件等が確認できる様式を、ホームページに掲載するものとする。

なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災自治体の負担となることや、不足している物資を確認したうえで送るなど被災地支援に関する正しい知識や、生活必需品の提供ルールなどの普及啓発に努めるものとする。

第19節 保健衛生計画

【関連部局】
健康福祉局

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、子ども、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

第1項 防疫計画

災害によって被害を受けた地域又は当該住民に対し、公衆衛生の立場から感染症の発生予防及びまん延防止を図るものとする。

1 実施責任

市長は、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

2 防疫体制

市長は、感染症の予防及びまん延防止のため、感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずるものとし、健康福祉局対策部災害対応マニュアルにより実施する。

(1) 防疫の実施組織等

ア 防疫調査班の編成及び調査対象

市長は、感染症の発生状況を調査するため検病調査班を編成する。

調査班は医師1名、保健師（又は看護師）1名及び助手1名をもって編成する。

その他検病調査1班の調査能力は、おおむね1日当たり10戸（30人）とし、対象人員実施予定回数を考慮して必要な調査班を編成し、派遣するものとする。

滞水地域においては週1回以上、集団避難所においては隨時行う。

イ 防疫班の編成

市は、必要な場所・物件の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等を行うため保健衛生班を編成する。保健衛生班は、災害の発生状況・規模等に応じて、消毒等を実施するために必要な人員をもって編成する。

ウ 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

市は、災害時又はそのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周到な計画をたてておくこととする。

(2) 実施方法等

ア 検病調査及び健康診断

市長は、検病調査及び健康診断を計画的に実施するものとするが、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域又は滯水地域等衛生条件が良好でない地域を優

先的に行うものとする。調査にあたっては、市内の衛生組織等関係機関の協力を得て、的確な情報の把握に努めるものとする。また、集団避難所にあたっては、衛生に関する自治組織を設けるよう指導し、その協力を得ることと検病検査の結果、必要があると認められるときは、感染症法第17条の規定により健康診断を実施する。

イ 消毒

市長は、県知事の指示に基づき、感染症法第27条及び施行規則第14条・16条並び結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

ウ ねずみ族昆虫等の駆除

市長は、感染症法第28条第2項及び施行規則第15条の規定により、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施するものとする。

エ 感染症患者の入院

市長は、1類感染症又は2類感染症のまん延を防止するため必要があると認めたときは、感染症法第19条の規定により感染症指定医療機関に患者を入院させるものとする。

ただし、交通途絶等により感染症指定医療機関に収容することが困難なときは、災害をまぬがれた地域の感染症指定医療機関その他県知事が適当と認める医療機関に収容するものとする。

オ 生活用水の使用制限等

市長は、感染症法第31条の規定により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、その管理者に対し、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずるものとする。

カ 臨時の予防接種

市長は、県知事が、感染症のまん延防止を図るうえで緊急の必要があると認める場合、予防接種法第6条による予防接種の指示を受け、臨時に予防接種を行う。

(3) 県による指導

県知事は、主要災害地の市町村に対して、直ちに担当職員を現地に派遣し、当該職員はその実態を速やかに調査のうえ、防疫計画の樹立及び具体的実施方法等の指導にあたるものとする。

第2項 食品衛生の確保

1 食中毒の未然防止

- (1) 市は、食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣し、食品の搬送等における衛生確保の状況を監視させ、必要に応じて指導を行わせるものとする。
- (2) 市は、食品衛生監視員を避難所等に派遣し、食品の衛生的取扱、加熱調理、食用不適な食品の廃棄、器具、容器等の消毒について必要に応じ指導を行わせるものとする。

- (3) 市は、食品関係営業施設の被災状況等の実態調査を実施し、施設の構造、食品取扱設備、給水等の点で衛生上著しく劣る場合には改善を指導するものとする。
- (4) 市は、食品の衛生的取扱について、食品衛生協会の協力を求めるものとする。
- (5) 熊本市食品衛生協会は市と協力し、食品関係営業施設に対し、加熱調理等食品の衛生的取扱について相談に応じ、指導を行うものとする。

2 食中毒発生時の対応

- (1) 市は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員に所要の検査等を行わせるとともに、食中毒の原因食品、原因施設等の調査を行うものとする。
- (2) 市は、保健所、検査機関、医療機関等と連携を密にして、被害の拡大と再発防止に努めるものとする。
- (3) 市は、被害が甚大で対応困難であると認められる場合は、他県等の支援要請を行うものとする。

第3項 健康管理

1 保健及び栄養指導

- (1) 健康福祉局対策部の保健衛生班と、区対策部保健福祉班は、「災害時における保健活動初動対応マニュアル」に基づき、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うものとする。

【資料編】13-3 災害時における保健活動初動対応マニュアル

- (2) 県は、被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等被災者の健康管理を組織的に行うことが必要と思われるときには、市からの要請に基づき被災者等の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行うものとする。
- (3) 県は、市から要請があった場合は、住民の健康管理を図るために、保健指導班等を中心に市と協力のうえ、避難所等を巡回して被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行うものとする。
- (4) 県は、市から要請があった場合は、被害の規模に応じ、近隣市町村又は県栄養士会等関係団体並びに他県等に対し応援要請を行うものとする。

2 精神保健相談

市は、災害発生時の段階に応じ、次の措置を行うものとする。

(1) 初期

- ア 精神科救護所の設置
- イ 精神保健巡回診療及び相談の実施
- ウ 精神保健医療情報の提供
- エ 夜間相談窓口の設置
- オ 避難所内のメンタルヘルスケアのシステムづくり

(2) 安定期

仮設住宅の被災者等に対する巡回訪問及び相談

第20節 文教対策計画

災害が発生した場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童・生徒の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

第1項 学校の災害直後の措置

【関連部局】
教育委員会

1 学校が被災したときの措置

学校長及び教職員は、災害が発生したとき、次の措置を行う。

教育委員会は、学校長を通じて児童・生徒・教職員の安否確認、被害状況を把握する。

(1) 勤務時間内

学校長	<ul style="list-style-type: none"> ○災害状況に応じ緊急避難の指示を行う。 ○児童・生徒・教職員の安否をまとめ、教育委員会に報告する。 ○災害の規模、校舎等の被害状況を把握する。 ○児童・生徒は、学校にて保護者に引き渡すか、又は教職員の引率で集団下校させる。なお、集団下校にあたっては、事前に避難路・避難場所の安全性を確認しておくものとする。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の安否を確認し、学校長に報告する。 ○応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

(2) 勤務時間外

学校長	○参集した教職員の所属、職、氏名を確認する。
教職員	○所属の学校に参集する。

2 市内は被災したが、学校は被災していないときの措置

教育委員会は、災害に関する情報を学校長へ伝達する。

学校長	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に関する情報を、速やかに教職員に伝達する。 ○ラジオ・テレビ等で被災状況等の災害情報を収集する。 ○児童・生徒への伝達には、混乱防止の配慮をする。 ○状況に応じ児童・生徒の集団下校、休校等の適切な措置を行う。
教職員	○所属の学校に参集する。

第2項 避難所開設への支援

【関連部局】
教育委員会

学校長は、本部より避難所開設の指示があったとき、教職員に指示して体育館等を開放し、避難所の開設に努める。また、施設の利用等について、避難所担当職員と協議し、運営に積極的に協力する。

【関連部局】
教育委員会

第3項 応急教育の実施

- 1 教育委員会は、学校が災害した場合、応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるよう措置を講じるとともに、地域ごとに比較的多数の者を収容できる建物の所在、規模及び収容能力を調査し、応急教育実施場所として指定する。
 - (1) 当該校区内の公民館、幼稚園、保育園等の公共施設の借用
 - (2) 被害のなかった隣接学校の施設の借用
 - (3) 私立学校又は民有施設の借用
- 2 災害の状況によっては、近隣市町村の小・中学校施設への委託等により教育の実施を図る。
- 3 教育委員会は、学校及び県教育委員会と連絡を取り、稼働教職員の実態を調査し、教育上の混乱を引き起こさないよう教育実施者の確保に努める。
- 4 校長は、被災の状況及び施設の復旧期間を考慮し、応急教育の期間及び内容等を定めるものとする。この場合、心のケアを中心とした教育の実施にも努める。
- 5 各校長は、施設の復旧状況を見て、速やかにその施設に児童・生徒等を収容し、教育を平常の状態に復帰させる。

【関連部局】
教育委員会

第4項 学用品の調達・給与

- 1 校長は、災害発生後速やかに学用品及び机、椅子、その他の設備備品等の被害状況を調査し、教育委員会に報告する。
- 2 教育委員会は、災害救助法が適用された場合、学用品のうち、教科書の被害状況については県教育委員会へ報告し、文房具及び通学用品の被害状況については市長を経由して国へ報告する。
- 3 教育委員会は、応急教育実施上必要な学用品の確保に努め、応急教育実施場所ごとに児童・生徒を把握し配布する。
災害救助法が適用されたとき、学用品は、次のとおり調達及び給与を行う。

給与の対象	○災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又は毀損(きそん)し、就学上支障ある児童・生徒に対し、被害の実状に応じて教科書(教材も含む)、文房具及び通学用品を給与する。
給与の期間	○支給期間は、災害発生の日から教科書は1ヶ月以内、文房具及び通学用品は15日以内である。
費用の限度	○被害の実状に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付を行う。

- 4 教育委員会は、学校の学用品及び机、椅子、その他の設備備品等の被害については、速やかに復旧の措置を講じるとともに、応急教育実施のために必要がある時は、市立の各学校に協力させる。

第5項 学校給食の確保

【関連部局】
教育委員会

- 1 校長は、給食施設・設備及び物資等の被害状況調査並びに学校給食の実施又は中止を教育委員会に報告する。
- 2 教育委員会は、被害物資等の処分方法及び物資納入業者の被害状況を把握するとともに、給食納入物資流通ルートの確保に努め、あらかじめ定めた「給食再開に向けた給食室、共同調理場状況確認リスト（チェック表）」に基づき、安全性が確認された調理場から順次速やかに給食を実施する。

第6項 教育施設の管理

【関連部局】
教育委員会

各教育施設の長は、施設内の市民の安全誘導を図り、警備要員を残し、その他の職員は教育委員会の指示に基づき、あらかじめ定めた業務分担により災害対策に従事する。

第7項 文化財の保護

【関連部局】
文化市民局

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を災害対策本部に通報する。
所有者又は管理者が市のときは、文化市民局対策部がその被災状況を調査し、市域の被害状況をまとめて災害対策本部に報告する。

第21節 住宅対策

災害のために住家が滅失したり災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対して居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、り災者の居住安定を図るものとする。

第1項 実施機関

災害救助法適用の有無に関わらず、り災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理が必要と認められる場合は、市が災害救助法及び熊本市災害救助法施行細則を基準として実施する。

【関連部局】
都市建設局

第2項 応急仮設住宅の需要把握

1 需要の把握

都市建設局は、応急仮設住宅の入居希望者を把握する。

調査方法は、入居の資格基準及び該当者を周知した後、希望者を相談窓口や避難所で受付ける。

2 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居者は、次の基準を原則とする。

- 住家が全焼・全壊又は流失した者であること
- 居住する住家がない者であること
- 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者であること

【関連部局】
都市建設局

第3項 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の用地確保

都市建設局は、次の条件を考慮し、建設型応急住宅の用地を確保する。

- 浸水・がけ崩れ等の危険がないこと
- 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと
- 児童生徒の通学やその他生活の立て直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること
- 交通の便がよいこと
- 敷地が広大であること
- 公有地であること

第4項 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設

【関連部局】
都市建設局

1 建設実施の決定

災害救助法適用の有無に関わらず、応急仮設住宅の建設が必要と認められる場合は、市が災害救助法及び熊本市災害救助法施行細則を基準として実施する。

2 建設の実施

都市建設局は、災害救助法が適用されたとき、次の点を踏まえて仮設住宅を建設する。

建設の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○建設の基準は、災害救助法の規定による。住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成に応じていくつかのタイプに分けて建設する。 ○1戸当たりの面積は、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。入居予定者の状況によって、高齢者、障がい者向けの仕様にも配慮し、段差の解消、スロープ及び手すり、十分な広さをとった間口等の設置を行う。 ○1戸当たり支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内とする。 ○高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。
建設の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設住宅建設の工事は、建設業者に協力を要請する。
建設期間	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生日から20日以内を目標に着工し、速やかに完成する。 20日以内に着工できない事情があるときは、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、期間を延長することができる。
建設戸数	<ul style="list-style-type: none"> ○住家の全壊・全焼・流失した世帯数の3割以内を基準とする。 ただし、やむをえないときは、周辺市町村と対象数を調整する。

【資料編】9-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

3 集会所の設置

応急仮設住宅（建設型応急住宅）を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置したときは、居住者の集会に利用するための施設を設置する。50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

第5項 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の入居者選定

【関連部局】
都市建設局

1 入居の資格基準及び該当者

入居の資格基準及び該当者については、「第2項 応急仮設住宅の需要把握」を参照する。

2 入居者の選定

入居者の選定は、入居希望者の条件を十分調査し、本部会議において決定する。

入居決定にあたっては、次の点にも留意する。

- (1) 高齢者、障がい者等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障がい者等が集中しないよう配慮する。
- (2) 要配慮者は、福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。

(3) 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

3 応急仮設住宅の管理

都市建設局は、応急仮設住宅への入居を円滑に進めるとともに、入居者の管理及び応急仮設住宅の運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

県で建設した応急仮設住宅の時は、県は市の管理に協力する。

4 供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

【関連部局】
都市建設局

第6項 被災住宅の修理

1 応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

- 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- 自らの資力では、住家の修理ができない者
- 修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできる者

2 応急修理の内容

応急修理の内容は、災害救助法の規定により、居室・炊事場・便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施（給付）するに留める。

【資料編】9-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

3 修理対象住宅の選定

修理対象住宅の選定は、応急仮設住宅入居者の選定に準じ、住家の半壊・半焼した世帯数の3割以内を基準とする。ただし、やむをえないときは、周辺市町村と対象数を調整する。

4 修理の期間

修理の期間は、災害が発生した日から1ヶ月以内とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別の事情により、期間内に修理できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

5 公営住宅の応急修理

都市建設局は、公営住宅の被害調査を行い、必要度の高い住宅から修理を実施する。

第7項 公営住宅及び賃貸型応急住宅の確保

【関連部局】
都市建設局

都市建設局は、公営住宅及び賃貸型応急住宅の空室の確保・供給に努める。

1 公営住宅の確保

公営住宅の確保は、被災者の世帯構成に応じて、多人数向け、少人数向け住宅を考慮する。

2 賃貸型応急住宅の確保

大規模災害等の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる賃貸型応急住宅の提供を行う。また、発生直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携を図るものとする。

3 入居者の選定

公営住宅及び賃貸型応急住宅の入居者の選定は、「**第5項 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の入居者選定**」を準用する。

第8項 応急仮設住宅の運営管理

市は、応急仮設住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修、退去に至るまでの運営管理を行うとともに、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して応急仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点に配慮するものとする。

なお、県は、市に対し、応急仮設住宅の運営管理に係る業務マニュアルなど必要な情報提供を行い、各応急仮設住宅の運営管理に協力するものとする。

第22節 生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画

災害で発生するごみ、し尿は、環境衛生上、正確な情報に基づいた緊急かつ適切な処理が求められる。

災害廃棄物処理計画に則って、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。

【関連部局】
環境局

第1項 生活ごみの処理

災害時にも通常どおり排出される生活ごみに加え、避難所から排出される避難所ごみについて、分別等を行った上で再資源化や埋立処理を行うなど適正に処理する。

【資料編】15-1 熊本市災害廃棄物処理計画

2 実施方法

環境局は、次の点に注意し、ごみ収集車・ダンプ・トラック等で災害ごみを搬送し、処理する。

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- (2) ごみの収集、運搬、処分にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める基準に準拠し実施する。
- (3) 収集したごみは可能な限り再生利用を進めることとし、焼却施設での焼却や埋立て処分を行うなど、環境保全上支障のない方法で処理を行う。
- (4) 市で対応できない場合は、状況に応じて広域処理を行う。
- (5) 住民等への広報

住民等に対し以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。

- ア ごみの収集処理方針
- イ ごみ量の削減への協力（できるだけごみを出さない等）
- ウ ごみの分別への協力

■市の処理施設

焼却処分 (可燃ごみ)	○東部環境工場 ○西部環境工場
埋立処分 (不燃ごみ)	○扇田環境センター ○山鹿植木広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場

第2項 災害し尿の処理

【関連部局】
環境局
上下水道局

1 処理方針

災害時に発生するし尿は、正確な情報収集に努め、許可9業者により、迅速なし尿収集を行い、適正に処理するものとする。

【資料編】15-1 熊本市災害廃棄物処理計画

2 実施方法

環境局は、上下水道局と連携し、次の実施方法により処理するものとする。

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- (2) し尿の収集、運搬、処分にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める基準に可能な限り準拠し実施する。
- (3) 収集したし尿は原則として下水道処理施設により処理する。
- (4) 市で対応できない場合は、県を通じて他市町村及び関係団体の応援を得て実施する。
- (5) 仮設トイレの選定にあっては、高齢者・障がい者等に配慮したもの優先的に設置する。
- (6) 浸水地域等の悪条件下に位置する地域や指定避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- (7) 被害が激甚なためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、携帯用トイレや隣近所での協力等を呼びかける。

■市の処理施設

し尿処理施設	○山鹿植木広域行政事務組合山鹿衛生処理センター
下水道処理施設	○中部浄化センター ○東部浄化センター

第3項 仮設トイレの設置

【関連部局】
環境局
上下水道局

災害時には、多くの市民が避難所に避難し、生活の場を失った被災者は長期的な避難生活者となることが考えられる。

環境局は、被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、高齢者・障がい者等に配慮したものを優先的に設置する。

仮設トイレは、リース会社等から調達するが、市で調達できないときは、県に設置に係る協力要請を行う。

また、避難所にマンホールトイレが整備されている場合は併用して活用する。

【資料編】8-3 災害協定一覧

【関連部局】
環境局
都市建設局

第4項 災害廃棄物の処理

1 処理の方針

風水害により発生する、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみや、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）について、災害廃棄物処理計画に則って迅速かつ適正に処理を行うとともに、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

2 被災状況調査、把握体制

- (1) 市は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急にとりまとめ、関係機関に報告する体制を整備する。

3 災害廃棄物の仮置場用地の選定等

- (1) 市は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼き残り等の災害廃棄物の仮置場用地の選定、確保に努める。
- (2) 市及び県は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施をおして、処理能力の確認を行う。

4 災害廃棄物処理の広域応援体制

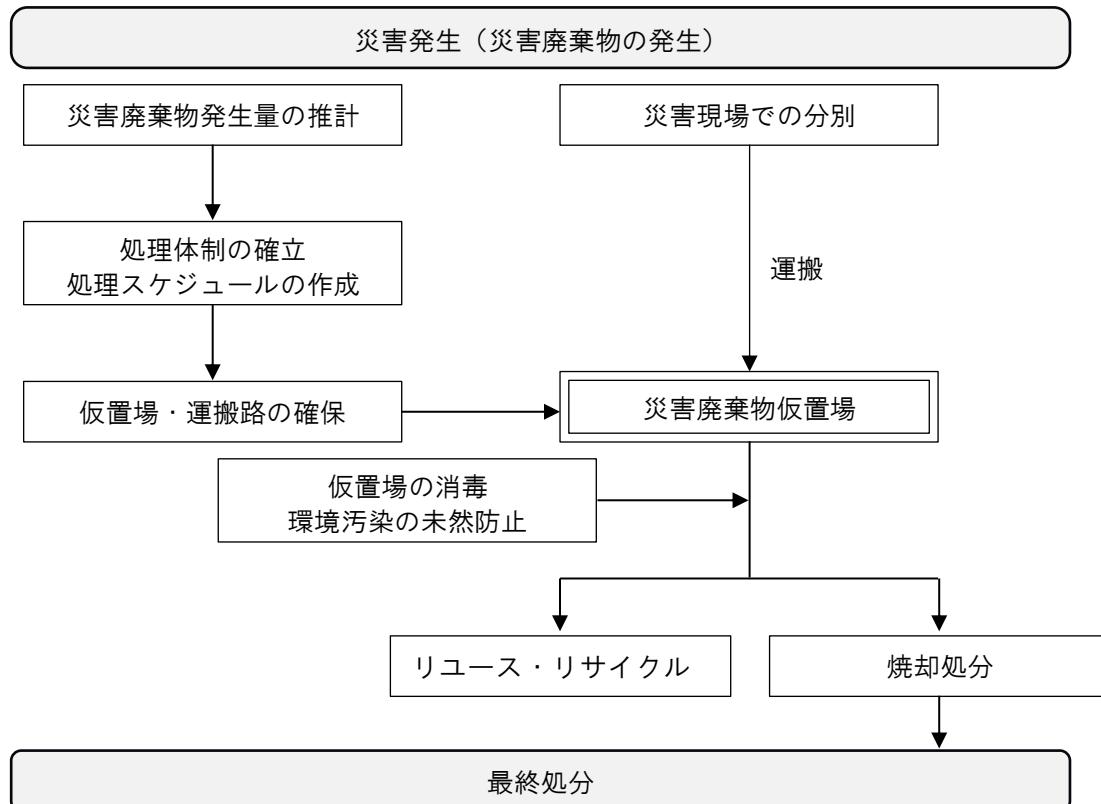
- (1) 市は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定のうえ、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 市は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

5 災害廃棄物処理実行計画

(1) 処理方針

- 災害廃棄物のうち、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理する。この場合、緊急輸送路については、優先的に実施する。
- 災害廃棄物の分別については、発生現場での分別を原則とする。
- 応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理スケジュールを定める。いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招いたり、応急・復旧計画の障害とならないように配慮する。
- 周辺環境や住民・作業員の健康に留意し、作業にあたって適切な措置等を講ずる。
- 災害廃棄物処理のための重機・要員等は、災害協定等に従い、関係機関・団体の協力を得て確保する。
- アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和47年法律第137号）等の規定に従い適正に処理する。

(2) 処理方法



- 計画的に処理を進めるため、災害廃棄物の全体発生量と処理量の把握に努める。
- 短期間での災害廃棄物の処分が困難なときは、あらかじめ選定していた候補地に仮置場を開設する。また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。
- 原則として災害廃棄物発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。
- 木屑は可能な限りリサイクルに努める。
- コンクリート等は破碎・選別して、可能な限りリサイクルに努める。
- 適正な分別により可能な限りリサイクルに努める。
- 災害廃棄物の処理は周辺環境に配慮し、関係者に処理処分基準の遵守を指導する。
- 必要に応じて仮置場の消毒を行う。
- 住民等に対し次の項目について広報し、災害廃棄物処理の円滑な推進を図る。
 - ・ 災害廃棄物の収集処理方針
 - ・ 災害廃棄物の分別への協力

【関連部局】
環境局

第5項 廃棄物処理施設の応急復旧

- 1 市は、処理施設の維持管理体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努める。
- 2 市は、災害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。
また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は近隣市町村等への応援依頼等により効率的な処理を確保する。
- 3 市は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときには県に応援要請を行う。
県は、近隣市町村の被災状況を把握のうえ広域応援体制を要請する。

【関連部局】
環境局

第6項 建築物のアスベスト飛散防止対策

災害により建築物等が被災した場合、アスベストが露出・飛散するおそれがあるため、市は、発災後にアスベスト含有建材等が露出されている建築物の実態調査を実施するものとする。

その場合、該当建築物の所有者に対しては、応急飛散防止措置をとるよう徹底し、健康被害の拡大防止に努めるものとする。

■応急飛散防止措置例

種類	概要
養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る
散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固定化等の措置を行う
立入禁止	上記が行えない場合、ロープ等で立ち入りを規制する
その他	建物内や周辺での作業を行う場合、防じんマスクを必ず着用する

2 解体事業者への周知徹底

被災した建築物等の解体工事を行う事業者に対し、解体時のアスベスト飛散防止対策について、「大気汚染防止法」、「石綿障害予防規則」等に従うとともに、「災害時ににおける石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月 環境省）等を参考にし、適切な処理を実施するよう周知徹底に努める。

3 アスベスト環境モニタリング調査の実施

災害発生後は建築物からのアスベスト飛散状況を把握するため、アスベスト環境モニタリング調査を実施する。また、被災した建築物の解体現場及び災害廃棄物仮置場においても同調査を実施する。

第23節 公共施設応急工事計画

公共施設の災害に際し、交通の確保並びに公共施設の応急復旧を迅速的確に処理することによって、より災者の民心安定を図るものとする。

第1項 公共土木施設

災害によって河川、海岸、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。

【関連部局】
農水局
都市建設局
上下水道局

1 実施機関

種別	実施機関
河川	○一級河川の直轄管理区間は国土交通省 ○一級河川のうち指定区間及び二級河川は県 ○準用河川及び普通河川並びに権限の委譲を受けた一・二級河川は市
海岸	○海岸保全区域の県管理区域は県 ○市管理区域は市
道路	○一般国道の指定区間は国土交通省 ○その他の一般国道及び県道については市 ○市道は市 ○高速道路等については西日本高速道路（株）
砂防	○川辺川直轄砂防施行区域は国土交通省 ○その他区域は県
地すべり・急傾斜	○県
下水道	○流域下水道施設は県 ○公共下水道及び都市下水路は市
農業集落排水施設	○市

2 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合、人員は「第5節 応急公用負担と労働力の確保」の定めるところによって、人員の確保を図るものとする。

3 応急工事の施工

仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切り工事及び決壊防止等の応急工事は、緊要度考慮のうえ、次により迅速、かつ重点的に実施するものとする。

（1）緊要度の高い交通路

被災した道路又は橋梁が唯一の交通路であり、食料及び物資等の輸送又は復旧資材の運搬等のため、早急に復旧を必要とする仮道、仮さん道及び仮橋について、交通の確保を図るものとする。

(2) その他の交通路

被災した道路又は橋梁が唯一の交通路でない場合には、国道、主要地方道並びに交通上特に重要と認められる県道若しくは市道が被災して、交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ適当な迂回道路がないため緊急に施行しなければならない仮道工事等が必要な場合

(3) 仮締切り工事

仮締切り工事は、河川、海岸、砂防施設又はこれらの効用をかねる道路が被災して、通常の状態における流水又は海水が侵入し、当該被災施設に隣接する一連の施設で、当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えていたり、又はそのおそれがあるため、緊急に仮締切り工事を実施しなければならない場合

【関連部局】
上下水道局

第2項 上下水道施設

1 上水道施設

災害発生のおそれがある場合には、飲料水等の確保及び被害施設の応急復旧に対処するために必要な人員、車両並びに資機材等を事前に確保する必要がある。

また、情報収集連絡体制を確立し、被害や断水地域等の予測を行い、応急給水及び応急復旧を行うものとする。

(1) 活動人員の適正配置

施設の被害状況調査（水質確認含む）を早急に行い、二次災害の防止及び被害の拡大を最小限にとどめるため、緊急措置を講じるものとする。

また、調査の結果を踏まえ、応急復旧計画を策定し関係する団体等の協力をもとに復旧にあたる。

(2) 取水、送水、配水施設

被害状況の調査結果を早急に検討し、その重要度、応急復旧時間等を勘案し作業にあたる。原則として、水源側から作業にあたる。

また、施設能力の維持には、電力の供給が重要となるため、九州電力（株）、九州電力送配電（株）に対して優先的供給を要請しつつ、自家発電機の運転を行う。

(3) 導水、送水、配水管

通水可能な管路については、供給能力等を考慮に入れ、順次通水する。

また、破損管路の応急復旧については、原則として基幹管路を優先して作業を進め、その後配水管の復旧を行う。

(4) 給水管

給水管及び給水装置の被害箇所については、隨時復旧作業を行うが、道路部分及び二次災害発生の危険性のある箇所の作業を優先的に行う。

2 下水道施設

下水道は、上水道、電気、ガス等と並ぶ重要なライフラインであり、市民生活、自然環境を守るために不可欠な施設である。災害により被災すれば、社会経済活動への影響が大きいため、早期の被害調査及び応急復旧を行うものとする。

(1) 被害調査

下水道管渠施設の被害は表面に表れにくく、被害状況把握に相当の期間を要し、また、処理施設の被害は下水道システムの根幹に及ぶものであるため、ともに早期の被害調査が必要である。

(2) 応急復旧

ア 淨化センター、ポンプ場

浄化センター、ポンプ場の甚大な被害は、下水道システム上影響が大きいため、代替施設の利用等を含む早急な応急復旧を行う。

イ 下水道管渠施設

下水道管渠施設の応急復旧は、管の破損、陥没等による閉塞にともなう排水不良箇所及びマンホール等の崩壊の危険がある箇所を優先的に行う。

第3項 淨化施設

【関連部局】
環境局
農水局

災害発生時には、電気や上・下水道等の機能停止を含め、浄化施設の被災も予想される。

浄化施設が被災することにより、し尿、汚水等が滞留して地域社会の保健衛生状態が不良となるばかりでなく、伝染病等が発生しやすくなるので、速やかな施設の応急復旧を行うものとする。

第4項 社会福祉施設

【関連部局】
健康福祉局

社会福祉施設等が被災し、応急工事を施行しなければ人命に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施行する。

1 実施責任

生活保護施設、老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者支援施設及び国民健康保険施設等の応急工事は、当該施設の管理者、又は所有者が実施するものとする。

2 労務者の確保

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの労務者で実施不可能なときは、当該施設の管理者又は所有者が直接、所轄の公共職業安定所長に要請し確保するものとする。

労務者の要請を行うときは、次の事項を明らかにしなければならない。

- (1) 求人者名
- (2) 職種別、所要労働者数
- (3) 作業場所及び作業内容
- (4) 労働条件
- (5) 宿泊施設の状況
- (6) その他の必要事項

【関連部局】
健康福祉局
病院局

第5項 医療衛生施設

医療衛生施設等が被災し、応急工事を施行しなければ診療が不可能なとき、又は入院患者に危険を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施行する。

1 実施責任

種別	実施責任
公的医療施設	市又は当該施設の管理者 (医療法第31条に規定する病院又は診療所)
保健所	市所管の保健所は市
その他の医療施設	当該施設の設置者又は管理者

2 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、次により確保するものとする。

(1) 公的医療施設及び保健所

「第5節 応急公用負担と労働力の確保」に準じて確保する。

(2) その他の医療施設

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの労務者で実施不可能なときは、当該施設の管理者又は所有者が直接、所轄の公共職業安定所長に要請し確保するものとする。

労務者の要請を行うときは、次の事項を明らかにしなければならない。

- ア 求人者名
- イ 職種別、所要労働者数
- ウ 作業場所及び作業内容
- エ 労働条件
- オ 宿泊施設の状況
- カ 他の必要事項

第6項 鉄道施設（九州旅客鉄道株式会社熊本支社）

鉄道が被災し、通勤、通学輸送等の公共輸送に支障を与えた場合は、緊急工事に必要な機材等を搬入し、早期復旧を図るものとする。

緊急工事の施行は、JR九州施行とするが、被災要因に基づき国及び県等の関係機関の協力により、公共輸送を確保する。

第24節 農林水産物応急対策計画

【関連部局】
農水局

災害に際して、農林水産物の被害を最小限に防止するため各対策を次により実施するものとする。

第1項 水害対策

水害に対する抵抗力は、作物の種類、気温、水質、生育の段階等によって異なる。特に、作物の幼少期において弱く、麦類、ばれいしょ、たまねぎ、トマト、うり類等は水害に対して抵抗力が極めて弱いので、冠水後は、速やかに排水を図るものとする。

茎葉に付着した泥は、病害（疫病、べと病等）予防をかねて薬剤散布等で洗い流す。薬剤等の散布にあたっては、高温時や高濃度散布を避け薬害に注意する。肥料の流亡や草勢低下時は追肥や葉面散布を実施し、草勢の回復に努める。

第2項 干害対策

毎年6月から9月にかけて、年間降雨量の約60%を記録しているが、その反面、3～4年毎に干害を受けることも多い。

野菜の一部及びなし、かんきつ、かきの幼木等は干害に対して弱いので、表土を浅くかき、株間には、土入れをしたり、敷わら、敷草等で覆い、地面からの蒸発を最小限度に防ぐ。また水稻は干ばつにより、田植えの遅れる場合もあり、肥料を小量追肥としてほどこし苗の老化を防ぎ、用水のある田に仮植する等、被害を軽減する。

しかし、適期には万難を排して、最も効果的な方法で灌水するよう努めるものとする。

第3項 風害対策

台風による風害を防止するため、作物の生育状況に応じ適切に対応するものとする。水稻は、台風直前に深めの湛水状態を保ち、支持力を高め影響を少しでも軽くする。潮風害を受けた水田は、直ちに用水の入替えを行う。台風通過後は、病害虫が発生しやすいので、発生に応じて防除に努める。

園芸ハウスについては、ハウスや作物に直接強風が当らないよう防風ネット等を周囲に張るとともに、ビニル、テープ、杭等の点検を行い、必要に応じ補強や締め直し等によりビニルの固定を強める。強風によりハウスが倒壊するおそれが出た場合、ビニルを除去しハウス保全を優先する。

果樹については、防風ネット等の点検、整備と補強を行う。若木や高接ぎ樹は、倒木や枝折れ・枝裂け防止のため支柱や添え木を行う。なし、ぶどう等の棚栽培では、支柱やラセン杭等により搖れ防止に努める。

第4項 霜害対策

霜害に弱いなし、かき、もも等の果樹や農作物については、燃焼法、送風法及びべたがけ資材等により予防し、また特に霜の害を受けやすい地域では、防風樹は風がよく通るように樹間の枝を払って冷気の停滞による霜害を防ぐ。

また、果樹園において生育初期に被害を受けた場合は、その後の生育が劣るため、生育の状態に応じて新葉の展開後に葉面散布等を行う。

第5項 雪害(寒害を含む)対策

南国に位置する本市においてはあまり雪害の心配はないが、特に雪害に弱い農作物は降雪量が多くなると被害を受けるので、そのおそれのある際は、作物に応じ適切に対応する。特に、枝折れや枝裂けしやすい果樹については、支柱で誘引補強するとともに、積もった雪は早急に除雪する。また、防風樹や防風ネット等で寒風害を防止し、冬から春にかけての落葉を防ぐ。

加温ハウスでは、降雪時に設定温度を高めて二重カーテンを開き、融雪させて雪の滑落を図る。また、無加温ハウスは、支柱等で補強するとともにビニルの破損箇所や隙間をふさぎ、二重被覆や補助加温を行うなど寒害防止に努める。

第6項 のり養殖対策

- 1 台風等により、のり芽が流失したり、のり網が破損した場合は再種付、重ね張りによる種付、種網の購入、予備網等による張替等、時期に応じた養殖指導を行い、被害を最小限ににくいとするものとする。
- 2 豪雨時には、河口付近の漁場で塩分濃度の低下や河川からの流入物が、のり(芽及び葉体)の流失や病害発生の原因となる。これに対応するため海況の調査を実施し、のり網の沖合移動、低層張り、病害対策等を講じるものとする。

第25節 電力施設応急対策計画

熊本県内における電力の供給は、九州電力株式会社熊本支店（以下「九電熊本支店」という）及び、九州電力送配電株式会社熊本支社（以下「九電送配熊本支社」という）が荒尾市（福岡支社管轄）及び阿蘇郡小国町、南小国町、産山村、阿蘇市波野（大分支社管轄）を除き、県下一円を統括して供給している。

電力設備の非常災害応急復旧対策について九電熊本支店及び九電送配熊本支社においては、災害対策に万全を期するため、「防災業務計画」に基づき「非常災害対策本部運営基準」を定めるとともに各配電事業所・営業所は当該本部に準じて「非常災害対策部運営基準」を定めている。

本節においては、非常災害時に迅速かつ的確な応急対策を実施する事項を定めるものとする。

第1項 電力施設の状況（2021.3月末）

熊本支社管内の電力施設は91変電所（1,041kw）、26発電所（204kw）、送電線（亘長1,352km）及び配電線（亘長22,026km）

第2項 応急対策の方法

台風、洪水、地震などにより電力施設に非常災害の発生が予想される場合、各配電事業所・営業所においては定められた「非常災害対策部運営基準」に基づいて準備体制を確立し、直ちに「非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統」（別図）のとおり本店に非常災害対策総本部、支社には非常災害対策本部、各配電事業所・営業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡及び対策に対する指令が伝達される。

また、非常災害が数時間以内に発生することが予想される場合及び発生した場合は、非常体制を確立し、非常対策に万全を期するものとする。

第3項 応急対策実施にあたっての留意点

1 県の災害対策本部等との連絡体制

県に災害警戒本部又は災害対策本部が設置されて広範囲な停電が予想される場合は、同本部と停電情報等の提供及び復旧作業の迅速かつ的確な実施のための情報収集等の相互連絡を緊密に行うものとする。

2 電力復旧作業に伴う障害物の撤去等

電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、関係機関に対し交通障害物の除去や道路仮補修、倒木等の除去等の協力を求めるものとする。

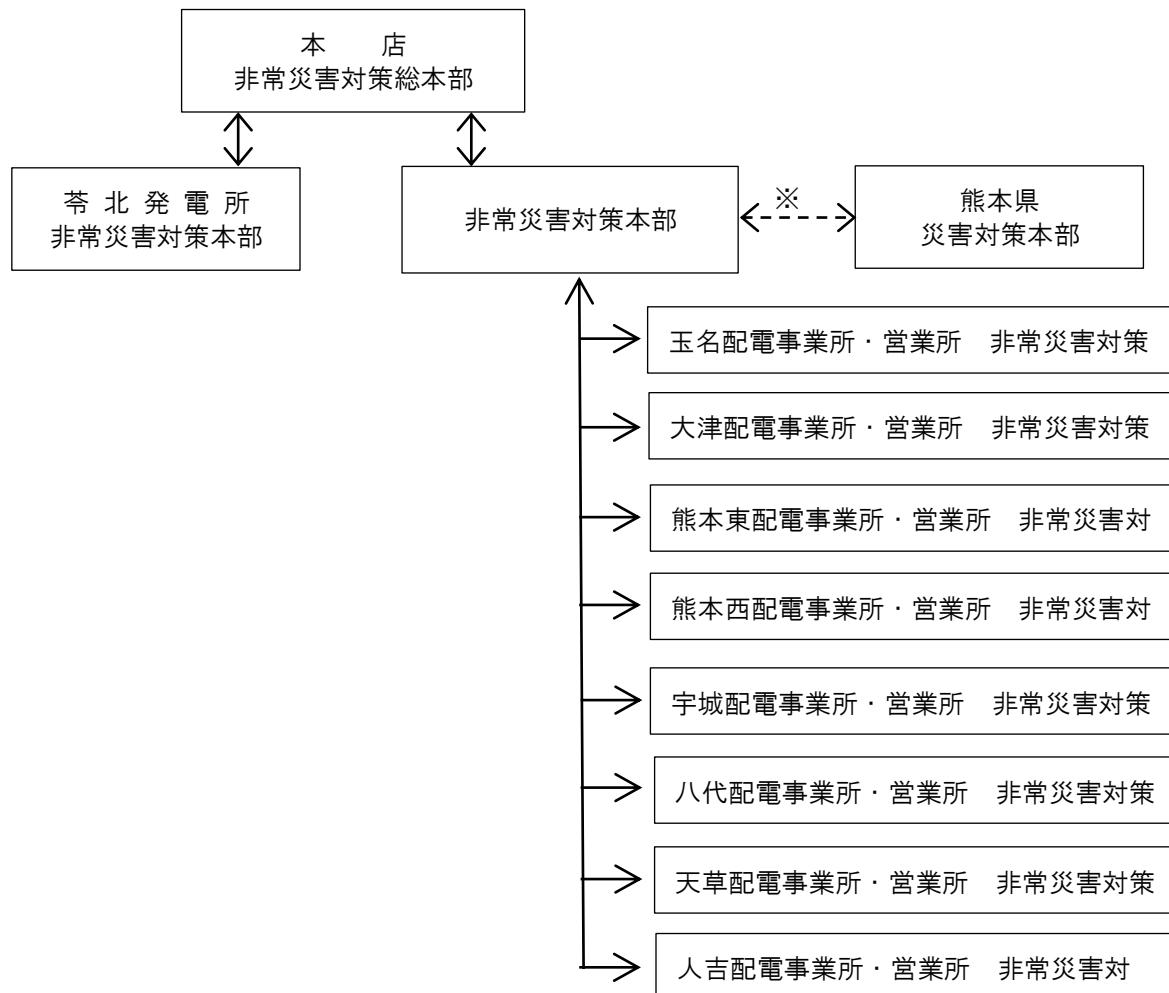
3 停電、復旧状況の広報

停電が広範囲あるいは長期に亘り、広報対応が困難な場合は、県及び市に防災行政無線、テレビ、ラジオ、新聞等による停電、復旧状況の広報の応援を求めるものとする。

4 復旧資材の配置

広範囲の災害、道路・交通機関の被災等を予測して、復旧資材を分散配置して、支社及び各配電事業所に機器の予備品、電柱、電線等の復旧資材を保管している。

■ [別図] 熊本支社非常対策時の指令伝達・情報連絡系統



(※) 熊本支社非常災害対策本部未設置時の連絡箇所は総合制御所

第26節 ガス施設応急対策計画

災害時におけるガス施設の応急対策は次の計画によるものとする。

第1項 実施機関

名称	所在地	電話
西部ガス(株)供給本部熊本供給管理センター	熊本市中央区萩原町14番10号	096-370-8617

第2項 保安体制

1 保安規程

ガス事業者は、ガス事業法第24条第1項及び第64条第1項に基づいて保安規程を定め、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するものとする。

2 ガス事業者における防災体制の確立

台風、洪水、高潮、地震、火災等による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、各ガス事業者は災害復旧活動の組織、人員、分担業務及び指令系統などを定めた「防災業務計画」を定め、防災体制の確立を図るものとする。

3 器材の整備

災害及び事故の発生時の被害を最小限にするとともに早期復旧を図るため、必要な器材を備えておくものとする。

第3項 災害発生時におけるガス事業者の措置

1 非常体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「防災業務計画」に基づき、速やかに次の非常体制を確立し、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

体制	体制確立の基準
第1非常体制	被害又は被害予想が軽度又は局地の場合
第2非常体制	被害又は被害予想が中程度の場合
第3非常体制	被害又は被害予想がはなはだしい場合
総合非常体制	広域、大規模な災害が発生した場合

2 処理体制

災害の規模、影響度合いに応じ、あらかじめ定めた風水害等防災要綱の体制を基に、地区要員及び応援要員により、処理を行う。

需要家からのガス漏えい及び導管事故等の通報に対する受付、連絡及び処理体制は次によるものとし、詳細については、各ガス事業者の定める「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」によるものとする。

- (1) 各ガス事業者は、事業所ごとに次の要員を常時配置するものとする
- ア 保安責任者
通報に対する受付、連絡、出動及び処理に関する指示及び命令（特別出動体制の場合は除く）を行う者
 - イ 受付担当者
通報を受け、これを関係箇所に連絡する者
 - ウ 通信担当者
処理要員から無線等により連絡又は報告を受けるとともに、保安責任者の指示を受けて処理要員に必要な指示及び応援等の手配を行う者
- (2) 事業所ごとに出動した処理要員と無線連絡が可能な設備を整備しておくものとする。
- (3) 受付担当者は受けた通報の状況に応じ、ガス栓又はメーターガス栓の閉止、火気使用の禁止、電気スイッチ点滅禁止、窓の開放、近隣への通報等、必要と思われる措置を講じるよう通報者に協力要請するものとする。
- (4) 保安責任者は通報又は現場に出動した処理要員からの連絡に基づき、事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合には、直ちに消防機関及び警察機関へ連絡し、協力を要請するものとする。

第4項 ガス事業者と関係機関との連携

- 1 事故発生時には、事故拡大の防止又は復旧のため、事故の程度に応じた体制に従い、速やかに措置を講ずるものとする。
なお、ガス事業者の要員体制が不足する場合は、関係工事業者等の応援を求める。
- 2 ガス事業者と消防機関とは、緊急時における初動体制、連絡通報体制、現場等での措置等について「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合せ」を作成し、ガス保安体制の強化を図るものとする。
- 3 関係の消防機関、警察機関及び特定地下街等の管理者等との協議の上、連絡専用の加入電話回線整備等の通信設備を整備し、関係機関との連絡通報の円滑化を図るものとする。

第5項 広報活動

災害発生後、速やかに報道機関、広報車等を通じ、需要家に対してガスについての注意事項及び協力のお願いの広報を行う。

また、あわせて地方自治体、警察、消防等への情報連絡と広報活動への協力をお願いする。

災害発生により供給停止の措置がとられた場合は二次災害防止とともに需要家の不安の解消のため、供給停止地区及び供給継続地区へガスの安全使用に関する周知について広報活動を行う。

第27節 九州自動車道等災害対策計画（西日本 高速道路（株）、九州地方整備局）

県内の九州自動車道（以下、「高速道路等」という。）における災害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関は次の措置を実施するものとする。

第1項 防災体制

西日本高速道路（株）及び九州地方整備局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、下表の防災体制の発令基準（別表1）に従って、必要な体制をとるものとする。

■防災体制の発令基準（別表1）

体制	基準
警戒体制	交通規制実施基準（別表2）に規定する交通規制実施基準により交通規制を実施した場合及び交通規制の実施が予想される場合（霧及び風による通行規制を除く）
緊急体制	同実施基準により通行止めを実施した場合（霧及び風による通行規制を除く）
非常体制	次の各号に該当する場合 1 広範囲又は長期間にわたり通行止めを必要とする場合 2 多数の死傷者が生じた場合、その他社会的影響が甚大である場合

大規模な災害により上記体制のみでは応急活動等の円滑な実施が困難な場合は関係機関の応援を求めるものとし、必要に応じて、県及び県警察は組織計画に基づく県災害対策本部、災害警備計画に基づく県災害警備本部等を組織し、災害の拡大防止に努めるものとする。

第2項 交通規制

県警察及び西日本高速道路（株）及び九州地方整備局は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には直ちに交通規制を実施するものとする。

なお、この実施基準は下表の交通規制実施基準（別表2）によるものとし、規制を実施した場合は、必要に応じ関係機関に通知するものとする。規制の変更又は解除についても、これに準ずるものとする。

■交通規制実施基準（別表2）

（九州自動車道）

平成26年4月1日現在

区分	地震	降雨	霧	風(最大風速)	その他
交通規制	計測震度4.0以上	<ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量 150(100)mm 以上 ○時間雨量 30(20)mm 以上又は警報が発表された場合 <p>(九州道 八代以北)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量 75mm 以上かつ注意報若しくは警報が発表された場合 <p>(九州道 八代以南)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量 100mm 以上かつ注意報若しくは警報が発表された場合 	視程150m未満	<p>風速 15m/s 以上(10分間平均風速)</p> <p>暴風警報が発表された場合</p>	
通行止め	<ul style="list-style-type: none"> 計測震度4.5以上 点検の結果通行止めを必要とするとき 	<p>(九州道 八代以北)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量 250mm 以上 ○連続雨量が 150mm に達し、かつ時間雨量が 50mm に達した場合 <p>(第二通行止め基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量 200mm 以上 ○連続雨量が 100mm に達し、かつ時間雨量が 50mm に達した場合 <p>(九州道 八代以南)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量 350mm 以上 ○連続雨量が 200mm に達し、かつ時間雨量が 50mm に達した場合 <p>(第二通行止め基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連続雨量 300mm 以上 ○連続雨量が 150mm に達し、かつ時間雨量が 50mm に達した場合 	<p>視界不良により通行止めが必要と考えられる場合</p>	<p>風速 20m/s 以上(10分間平均風速)</p> <p>事故発生・施設損壊の危険を有する場合</p>	<p>トンネル内火災等通行止めが必要と考えられる場合</p>

注1) 本表にいう交通規制は最高速度 50km/時規制をいう。

注2) 「第二通行止め基準」は、通行止め解除後で連続雨量が一旦ゼロになった後、24時間以内に再び降雨が開始した場合の基準をいう。

第3項 緊急通行車両の取扱い

災害の発生等により通行の禁止又は制限を実施した場合において、災害対策基本法施行令第32条の2に規定する緊急通行車両の通行が必要であると認められるときは、西日本高速道路（株）は、緊急通行車両の通行確保のため、道路の機能回復について応急の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4項 救急救助体制

西日本高速道路（株）及び関係機関は、協力して適切かつ効率的な人命救護を行うため、救急救助体制を整備充実するものとする。

【西日本高速道路（株）の緊急体制】

西日本高速道路（株）及び関係機関は高速道路等における救急救助体制の整備を図るため、熊本県九州自動車道消防連絡協議会等において、事故発生時における関係機関の業務分担、情報交換、指揮調整の方法防災訓練の実施等を推進するものとする。

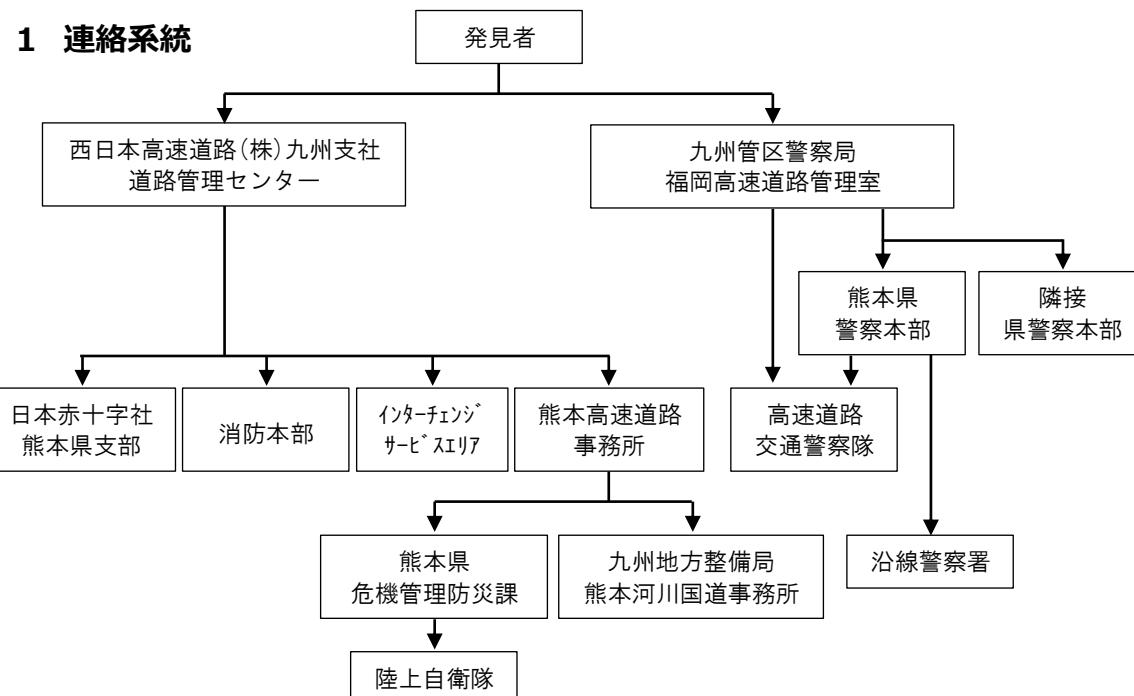
なお、高速道路等における火災及びその他の災害への対応は「九州自動車道における消防相互応援協定」によるものとする。

第5項 救急医療体制

災害により負傷者が発生した場合、救急隊は救急医療情報システムを活用し、緊急医療機関と連絡をとり、搬送するものとする。

なお、大規模な災害により、多数の死傷者が発生した場合は、医療救護計画に基づき、応急の医療救護活動を実施するものとする。

第6項 情報連絡体制



2 連絡窓口

機関名	連絡窓口	電話番号
西日本高速道路(株)九州支社	道路管制センター	092-925-4062
〃 熊本高速道路事務所	企画担当課	0965-39-0711
九州管区警察局福岡高速道路管理室	管制係	092-622-5000 (内線 771-204)
熊本県警察本部	交通企画課	110・096-381-0110 (内線 5023)
	交通規制課	〃 " (内線 5182)
	交通機動隊	096-245-0047
	高速道路交通警察隊	0965-39-0321
	警備第二課	110・096-381-0110 (内線 5773)
有明広域行政事務組合消防本部		119・0968-73-5271
山鹿市消防本部		〃 0968-43-1194
菊池広域連合消防本部		〃 096-232-9331
熊本市消防局		〃 096-363-0119
上益城消防本部		〃 096-282-1955
宇城広域連合消防本部		〃 0964-22-0554
八代広域消防本部		〃 0965-32-6181
人吉下球磨消防本部		〃 0966-22-5241
熊本県	危機管理防災課	096-333-2115 (災害対策班)
	道路保全課	096-333-2504 (維持防災班)
	くらしの安全推進課	096-333-2293 (交通・くらし安全班)
陸上自衛隊第8師団	第3部防衛班	096-343-3141 (内線 3237)
九州地方整備局熊本河川国道事務所	道路管理第1課	096-382-1111
日本赤十字社 熊本県支部	事業推進課	096-384-2119
		096-384-5465 (災害時有線電話)
熊本地方気象台		096-352-0345
日本道路交通情報センター(福岡)		092-721-1331
〃 (熊本)		096-382-8686
J A F 熊本支部		096-363-1502

第7項 広報

西日本高速道路(株)は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に際し、交通規制等の措置を講じた時はその旨を日本道路交通情報センターに通知するとともに、ラジオ、テレビ等を通じ住民に広報するものとする。

第2章 災害復旧・復興計画

項目	関連部局	ページ
第1節 復旧・復興に向けた考え方	政策局	137
第2節 災害復興本部	政策局	137
第3節 市民生活安定のための緊急措置	政策局、財政局、文化市民局、健康福祉局、経済観光局、農水局、上下水道局、交通局、各区役所	138
第4節 公共施設の災害復旧	政策局、財政局、都市建設局、農水局、教育委員会、健康福祉局、病院局、経済観光局、上下水道局、交通局、各区役所	149
第5節 大規模災害からの復興に関する法律	政策局	156
第6節 復興計画	全局	157

第1節 復旧・復興に向けた考え方

【関連部局】
政策局

災害からの復旧・復興に当たっては、被災者の生活再建・インフラや被災施設の復旧・地域経済の再生と活性化等を一日も早く実現するため、次に掲げる事項に留意しながら、復旧・復興事業を効果的かつ迅速に推進する。

- 1 被災状況や地域特性等を踏まえた上で、復旧・復興に当たっての方向性を示す基本方針を定めるとともに、必要に応じて、復興計画を策定する。
- 2 多様な市民の意見等を復興計画や復旧・復興事業に反映するとともに、市民・地域・行政がそれぞれ果たすべき責任と役割を分担し、互いに補完し、連携しながら復旧・復興に取り組む。
- 3 国や県、近隣自治体等の関係機関と緊密に連携・調整等を行いながら、復旧・復興を円滑に進める。

第2節 災害復興本部

【関連部局】
政策局

復旧・復興に関する市政運営の方針及び重要な事務事業の周知並びに復旧・復興に関する情報の交換を行い、全庁的な情報共有を図ることにより、復旧・復興事業を効果的かつ迅速に推進するため、必要に応じて、災害復興本部を設置する。

第3節 市民生活安定のための緊急措置

大規模災害が発生した時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、上水道、電気、ガス、電話などのライフライン(生活関連)施設の被害が重なり、被災者は極めて精神的に不安定な状態におかれることとなる。

市をはじめとする防災関係機関は、都市としてのサービスの機能の低下を補うため、代替サービスの提供や応急的な復旧対策を講じるとともに、市民生活再建のための各種援助施策をあわせて行う必要がある。

この節では、災害により独力では克服することが困難な被害を受けた市民に対して、国・県・市等が行う市民生活安定のための緊急措置に関する対策について示す。

また、被災した農林漁業者、中小企業者の早期経営安定を図るために復旧資金の斡旋を行うとともに、住宅の復旧資金融資の措置等について示す。

【関連部局】
財政局
健康福祉局
経済観光局
農水局
各区役所

第1項 り災証明書の発行

市長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等にかかわらず、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明するり災証明書を交付する。

また、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、り災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保その他必要な措置を講じるよう努める。

併せて県が実施する住家等被害認定の研修会等に参加し、災害時に迅速に被害認定を行うことができるよう職員の技術向上に努める。

なお、り災証明書の発行業務については、市民目線でのワンストップ窓口を目指し、関連部局によるプロジェクトチームで業務にあたる。

1 被害認定基準

災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、内閣府の災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月 内閣府）を基準とした区分とする。

■災害に係る住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

また、前述の基準のほかに、消防庁の災害報告取扱要領（昭和45年消防防第246号）に示されている判定基準もあり、認定基準に取り入れることとする。

■災害報告取扱要領（消防庁）における認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	前述表と同様
半壊	前述表と同様
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

2 事前準備

市は、災害発生により住家等に被害が及んだ場合又はそのような事態の発生が予想される場合、り災証明書を発行するための事前準備を行い、体制の整備に努める。

(1) り災証明書発行のための事前準備

- ア 発行方針の決定
- イ り災証明書の様式の設定
- ウ 資機材等の確保
- エ 申請窓口及び人員の確保
- オ り災証明書発行に関する広報活動等

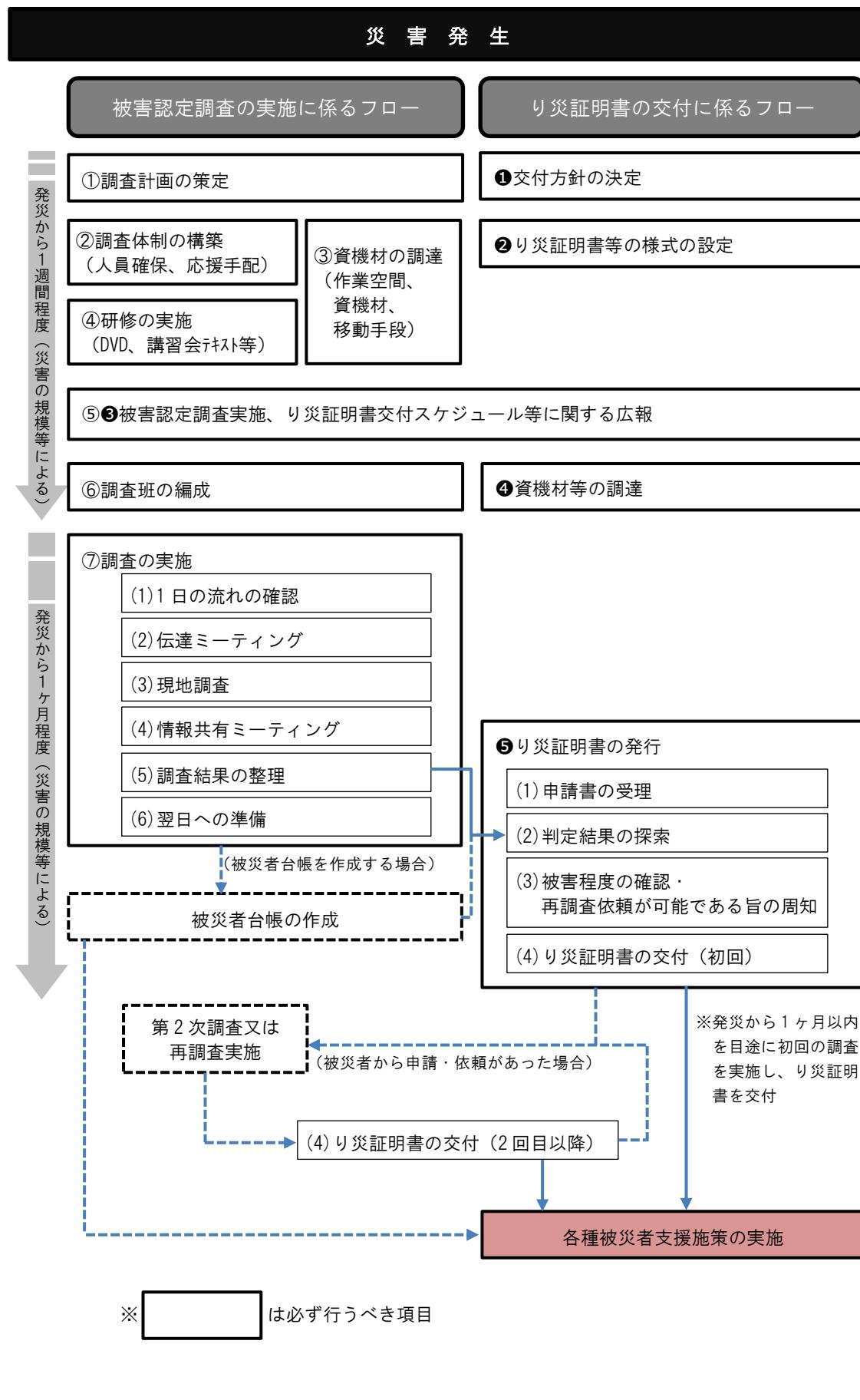
(2) 被害認定調査のための事前準備

- ア 調査計画の策定

第2章 災害復旧・復興計画

第3節 市民生活安定のための緊急措置

- イ 調査体制の構築及び調査班の編成
- ウ 調査用資機材の調達
- エ 職員研修の実施等



3 り災証明書の発行

り災証明書は、災害による被害の程度を証明し、その被害の程度により、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく被災者生活再建支援金などの救済措置が適用されるため、市は市民に対して速やかに発行する。

（1）申請窓口の開設等

被災者からのり災証明申請について対応するため、庁内に専用の窓口及び会場を確保し、開設する。窓口では、住民からの被害状況の報告を取りまとめ、被害認定調査の準備を行う。

被害の分類	対象者・対象物	申請窓口
住家	○住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けた方 ○区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた方	各区役所 各総合出張所
事業者	○店舗、事務所、工場等事業所及び事業用設備等に被害を受けた方	
農林水産業関係	○農家、漁家 ○被害を受けた農水産業用施設・機械、農水産物、農地等	農業支援課 北東部農業振興センター農業振興課 同 東農業振興室 西南部農業振興センター農業振興課 同 河内農業振興室 同 南農業振興室 水産振興センター

（2）被害認定調査の実施

被災者からり災証明申請を受けた住家等に対し、被害の程度を判定するため被害認定調査を実施する。調査体制は1班2人程度とし、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月 内閣府）等を基に調査を実施する。

なお、り災証明申請を受けた際に、被害状況の写真等を基に、一部破損等の被害の程度が低いと判断されるものについては、被害認定調査の実施を不要とする。

また、事業者を対象とするり災証明申請については、申請者が被害認定調査を希望しない場合は、被害認定調査の実施を不要とする。

（3）り災証明書の発行

被害認定調査より判定された結果等を基に、り災証明書を発行する。

なお、り災証明書の判定結果に対し、被災者は再調査を依頼することが可能であり、その場合は再度被害認定調査を実施し、り災証明書を再発行するものとする。

4 り災証明書発行に関する広報

り災証明の発行体制を速やかに整備し、発行開始日時、受付会場、申請時に必要な提出物等について、市広報紙、市ホームページ、市公式SNS等を活用し、被災者へ周知する。

【関連部局】
政策局
各区役所

第2項 被災者台帳の整備

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成することができる。

1 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所（避難先の住所ではなく、被災時の住所とする。※住民票の住所と異なる場合がある）
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成（被災時の世帯員とする。※住民票の住所と異なる場合がある。）
- (10) 災証明書の交付の状況
- (11) 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに本人が同意している場合は、その提供先
- (12) (11)の提供を行った場合は、その旨及び日時
- (13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 情報の収集

- (1) 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (2) 市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。また、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県に対し被災者に関する情報を提供する。

3 台帳情報の利用

市長は、市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この項において「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

4 台帳情報の提供

- (1) 市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。
 - ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受けられる者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき
- (2) (1)の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。
 - ア 申請者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受ける台帳情報に申請者以外の者の情報が含まれる場合は、その使用目的
 - オ その他、台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項
- (3) 市長は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、1の(13)の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

【関連部局】
文化市民局
健康福祉局
各区役所

第3項 生活相談

災害時には、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮など、市民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、関係機関と連携し、次に掲げる相談窓口を開設する。

1 市の相談窓口

相談窓口	受付内容	窓口
消費生活相談	賃貸アパートなどからの退去、屋根修理工事などの事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関する相談	熊本市消費者センター 096-353-2500
こころの健康相談	様々な心の不調に関する相談	こころの健康センター 096-362-8100
食品に関する衛生相談 食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	食品の取扱い、表示、保存方法、食中毒などの食品に関する健康被害についての相談 食品関係事業者からの被害を受けた施設や使用水の衛生管理や衛生上必要な措置などに関する相談	保健所食品保健課 096-364-3188
無料法律相談	個人の法的解釈を必要とする相談	弁護士：予約電話 096-234-7499

2 関係機関の各種相談窓口

相談窓口	受付内容	窓口
被災分譲マンションの再建・補修についての専門家相談 (公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター)	被災分譲マンションの建替えや大規模改修等における管理組合の合意形成等の法制度に関する相談(弁護士)や、再建手法についての建築技術的な相談(建築士等)	住まいのダイヤル 0570-016-100
土地建物の権利について(熊本地方法務局)	地震により権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失した場合の不正登記防止に関する相談	熊本地方法務局 不動産登記部門 096-364-2145
法的支援について(日本司法支援センター)	オペレーターが震災に関するお問い合わせについて法制度の紹介や被災された方の問題解決に役立つ相談窓口等の情報を提供	法テラス サポートダイヤル 0570-078-374
雇用保険失業給付について(熊本労働局)	雇用保険失業給付の給付制限期間が短縮(3ヶ月⇒1ヶ月)される特例措置について	熊本労働局 職業安定課 096-211-1703

【関連部局】
政策局
健康福祉局

第4項 災害弔慰金等の支給及び貸付制度

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の規定に基づき、熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第13号)により実施する弔慰金の支給制度である。

(2) 災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき、熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例により実施する障害見舞金の支給制度である。

(3) 災害見舞金

熊本市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱に基づき支給する見舞金制度である。

(4) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給する制度である。

【資料編】17-2 災害弔慰金等の支給及び貸付制度

2 災害援護資金・住宅資金等の貸付

(1) 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の規定に基づき、熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例により実施する貸付制度である。

(2) 生活福祉資金

社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき、低所得世帯に対して、資金の貸付を行い経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として、熊本市社会福祉協議会が熊本県社会福祉協議会から事務の委託を受けて行う貸付制度である。

【資料編】17-2 災害弔慰金等の支給及び貸付制度

(3) 母子父子寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づき、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子家庭又は寡婦に対し資金を貸し付ける制度である。

(4) 災害復興住宅融資

独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に基づき行う、被災者向けの低利融資制度である。

法の定める融資適用災害に該当する場合は、住宅金融支援機構が被災者に対して、災害復興住宅融資を行う。その制度については、災害発生の都度、現地説明会などにより周知を図る。

【資料編】17-7 災害公営住宅計画

(5) 農林漁業対策関係融資及び災害補償制度

県は災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。また、災害によって生じた損失を補填して経営の安定を図るため各種の共済、保険制度がある。

【資料編】17-6 災害に対する金融措置一覧

(6) 中小企業対策関係融資

被災した中小企業者に対する資金対策としては、政府系金融機関の融資、熊本県信用保証協会による保証制度等により、事業所の復旧に必要な資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう努める。

【資料編】17-6 災害に対する金融措置一覧

【関連部局】
財政局
各区役所
上下水道局

第5項 市税等の徴収猶予、減免等

1 市税の徴収猶予、申告等に関する期限の延長及び減免

- (1) 徴収猶予
地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項第1号の規定に基づくもの。
- (2) 申告等に関する期限の延長
熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の2第1項又は第3項の規定に基づくもの。
- (3) 減免
 - ア 市民税の減免 熊本市税条例第33条第1項第7号の規定に基づくもの。
 - イ 固定資産税及び都市計画税の減免 熊本市税条例第50条第1項第3号（同条例第150条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づくもの。
 - ウ 軽自動車税種別割の減免 熊本市税条例第67条第1項の規定に基づくもの。
 - エ 事業所税の減免 熊本市税条例第144条第1項の規定に基づくもの。

【資料編】17-3 熊本市税条例

2 その他市関係の減免及び徴収猶予等

(1) 国民健康保険料の徴収猶予及び減免、一部負担金（医療費）減免

熊本市国民健康保険条例（昭和50年条例第3号）第24条第1項第1号及び第25条第1項第1号の規定に基づくもの。（国民健康保険法第44条の規定に基づくもの。）

【資料編】17-4 熊本市国民健康保険条例

(2) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例

国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項第5号、第90条の2第1項第3号、同条第2項第3号、同条第3項第3号、第90条の3第1項第3号の規定に基づき、天災などにより国民年金保険料を納付することが困難なときに申請できるもので、市を経由し国に報告する。

【資料編】17-5 国民年金保険料の免除及び学生納付特例（国民年金法）抜き

(3) 水道料金及び下水道使用料金の減免

水道料金については、熊本市水道条例（昭和33年条例第37号）第35条、下水道使用料については、熊本市下水道条例（昭和46年条例第14号）第24条に基づき「熊本市上下水道局水道料金等の減免に関する要綱」を定めており、これによりその都度決定する。

(4) 保育所保育料等の減免

災害により家屋等に著しい損害を受けた場合、保育料の減免を受けられる場合がある。

(5) 介護保険料等の減免

65歳以上の方で、世帯主又は本人が災害により住家等に著しい損害（全半壊程度）を受けた場合、介護保険料が減免になる場合がある。

第6項 その他郵便事業等の特別取扱い

災害が発生した場合、その被災状況並びに被災地の実情に応じて以下に掲げる援護対策を実施することになっている。その主なものについて記す。

機関名	生活確保の取扱い
厚生労働省 【熊本労働局】	<p>1 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限延長等の措置を講ずることがある。</p> <p>(1) 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り納期限を延長する。</p> <p>(2) 制度の周知徹底 市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。</p>
厚生労働省 【公共職業安定所】	<p>1 証明書による失業の認定 災害により、失業の認定日に出頭できない需給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。</p> <p>2 激甚災害による林業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。</p> <p>3 雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当に係わる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。</p> <p>(1) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 (2) 被災地域外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 (3) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合</p>
日本郵便 株式会社	<p>1 被災者に対する通常はがき・郵便書留の無償交付 2 被災者の差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物（救助用物資を内容とするゆうパック、救助用又は見舞い用の現金書留郵便物）の料金免除 4 被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除 5 郵便貯金関係 取扱局・取扱期間・取扱業務の範囲を指定して払い戻し等の便宜措置を行う。</p> <p>6 簡易保険・郵便年金関係 取扱局・取扱期間・取扱業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い・保険料等の払込の際、適宜措置を行う。</p> <p>7 簡易福祉事業団に対する災害救護活動の要請 8 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資</p>
日本 放送協会	<p>1 被災者の受信料免除 2 状況により避難所へ受信機を貸与する。</p>
NTT 西日本	<p>1 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の免除 (避難指示の日から同解除の日まで)</p> <p>2 災害による建物被害により仮設住宅等へ電話を移設する契約者の移転工事費の免除</p>
九州電力 ^{注1}	電気事業法に基づく、電気供給等に係わる特別措置の適用については、災害の状況をみて電気事業者が経済産業大臣に申請し、認可を得るものとする。

注1) 「電力の小売全面自由化」により他電力会社の該当もあり。

【関連部局】
文化市民局
健康福祉局
政策局
各区役所

第7項 義援金品の受入れ・配分

災害時には、国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立するとともに、り災者にあて寄託された義援金品の配分及び市民や企業等が義援品を提供する場合は、次により行う。

1 実施機関

熊本市

2 募集要領

本市ホームページや市政だより、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて周知を図るものとする。

3 義援金品の保管及び分配

(1) 義援物資の取扱い

本市に寄せられた義援物資は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、厳重に保管するとともに、義援物資受付整理簿（様式は別途定める。）を整備して、速やかにり災者に配分するものとする。

(2) 義援金の取扱い

本市に寄せられた義援金は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、厳重に保管するとともに、義援金受付整理簿（様式は別途定める。）を整備して、速やかにり災者に配分するものとする。

なお、配分方法については、義援金配分委員会（災害の状況等によって、その都度設置する。）においてこれを決定するものとする。

【関連部局】
政策局
文化市民局
経済観光局
農水局
各区役所
交通局

第8項 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

災害時の風評による人権侵害・地域経済の不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講じる。

なお、広報・啓発を行う際は、以下の方法を検討し速やかに実施する。

- インターネットによる情報提供
- 風評被害対策等リーフレットの作成
- 車内吊り公告
- テレビ・ラジオ番組やテレビでのスポット放映
- 市広報誌への掲載
- 講演会等の開催

第4節 公共施設の災害復旧

災害により被災した公共施設の復旧は、災害復旧事業の実施責任者において応急措置を講じた後、再度の被害発生を防止するために、各施設の原形復旧を考慮して、必要な施設の改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、経済的、社会的活動の早急な回復と民心の安定を図るよう迅速に実施するものとする。

被災施設の復旧にあたっては、被災施設の防災上の重要度、市民生活への影響、被災状況等を勘案の上、災害復旧事業計画を策定し、早期に適切な復旧を図る。

また、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害に相当する被害を受けた場合には、災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める。そのため、指定を受けるための必要な手続きの手順、激甚災害に係る復旧事業実施に伴う国の財政援助等について示す。

【関連部局】
財政局
都市建設局
農水局
教育委員会
健康福祉局
病院局
経済観光局
上下水道局
交通局
各区役所

第1項 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上改良を要すると認められる箇所については検討の上、復旧計画を樹立する。

災害復旧事業の種類は以下のとおり。

1 公共土木施設等災害復旧事業計画

国土交通省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

(1) 実施機関

災害復旧の実施責任者は、原則として県の管理に属する施設については県が、市町村の管理に属するものは、市町村において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧にあたるものとする。

(2) 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧と併せて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これらの施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

(3) 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

第2章 災害復旧・復興計画

第4節 公共施設の災害復旧

公共施設	内容
河川	河川法(昭和39年法律第167号)第3条による施設等
海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設
砂防設備	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸
林地荒廃防止施設	山地砂防施設(立木を除く。)又は海岸砂防施設(防潮堤を含み、立木を除く。)
地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する施設
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第2条第2項に規定する施設
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路
港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋め立て護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設
漁港	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な運送施設
下水道	下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号、第4号、第5号及び第6号に規定する施設
公園	都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第25条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するものを除く。)で、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法(昭和47年法律第67号)第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業施設、漁港施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施することを基本とする。

(1) 実施機関

農地等の災害復旧は、一般的には財産所有者である県、市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等の該当機関によって施行するものであるが、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとする。

(2) 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、前述「1 公共土木施設等災害復旧計画」の

(2) 復旧方針に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は、次のとおりとする。

ア 同法律により、国に対し災害復旧の申請をなし、早急な国の査定を要請とともに、緊急度の大なるものは応急復旧、その他は査定後施行するものとする。

イ 前記アの事業を推進するため、当該災害の規模等により臨時適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧の実現を期する。

ウ その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

(3) 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは、次のような施設である。

ア 農地、耕作の目的に供される土地
・田、畠等

イ 農業用施設、農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
・かんがい用排水路、ため池、頭首工、揚水機等
・農業用道路、橋梁
・農地保全施設、堤防(海岸を含む)

ウ 林業用施設、林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
・林地荒廃防止施設(地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く)
・林道

エ 漁業用施設、漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
・沿岸漁場整備開発施設(消波施設等)
・漁港施設(外郭施設、係留施設、水域施設)

オ 共同利用施設、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会又は水産業共同組合の所有する次のものをいう。
・倉庫
・加工施設
・共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

3 公立学校災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)に基づくほか、単独事業として、それぞれ次により実施するものとする。

(1) 実施機関

公立学校施設の復旧は、県立学校にあっては県知事、市立学校にあっては市長が行うものとする。

(2) 復旧方針

公立学校施設の復旧方針は、前述「**1 公共土木施設等災害復旧計画**」の(2)復旧方針に準ずる。

(3) 対象事業

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

(4) 財政援助

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

- ア 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
- イ 激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- ウ 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- エ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債

4 災害公営住宅計画

(1) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条第1項の規定による公営住宅をいう。）は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が基準以上に達した場合に低所得者災者のため国からの補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、当該公営住宅に係る公営住宅の工事費もしくは補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための土地の復旧に要する費用は所定の率により補助される。

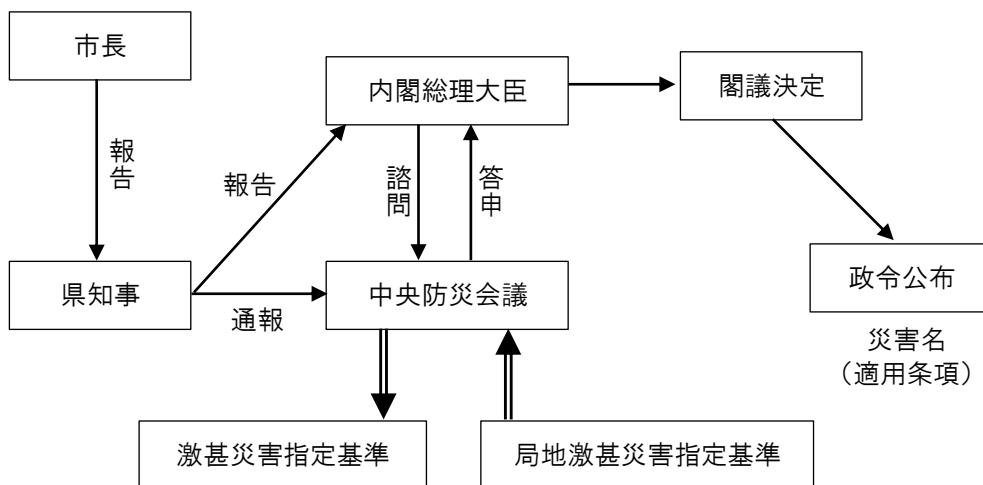
第2項 激甚災害の指定

激甚災害指定については、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害に相当する被害を受けた場合に災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める必要がある。

ここでは激甚災害の指定を受けるために必要な措置、手続きの手順、激甚災害に係る復旧事業実施に伴う国の財政援助等について、その概要を述べる。

1 激甚災害の指定手順

- (1) 市長は災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。
- (2) 県知事は市長からの報告により、必要と認めた場合は、内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、必要と認めた場合は中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- (4) 中央防災会議は「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。



2 激甚災害に関する調査報告

被害状況等の報告は災害が発生した時点から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事について報告する。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

【関連部局】
政策局
財政局
都市建設局
農水局
教育委員会
健康福祉局
病院局
経済観光局
上下水道局
交通局
各区役所

3 激甚災害指定の基準

激甚災害については「激甚災害指定基準」と「局地激甚災害指定基準」の2つの指定基準がある。

第3項 災害復旧に伴う財政援助の確保

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要を把握し、早期にその財源確保に努めるものとする。

また、市長は激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに関係調査等を作成し、国又は県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設災害復旧事業 ○公共土木施設災害関連事業 ○公立学校施設災害復旧事業 ○公営住宅災害復旧事業 ○生活保護施設災害復旧事業 ○児童福祉施設災害復旧事業 ○養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業 ○身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○障害者支援施設等施設災害復旧事業 ○婦人保護施設災害復旧事業 ○感染症指定医療機関災害復旧事業 ○感染症予防事業 ○堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外） ○湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○農地等の災害復旧事業に関する補助の特別措置 ○農林水産共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○天災による被害農林漁業者に対する賃金の融通に関する暫定措置の特例 ○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ○共同利用小型漁船の建造費の補助 ○森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例 ○水防資機材費の補助の特例 ○り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○雇用保険法による求職者給付に関する特例

第4項 その他の法律による災害復旧事業

国が激甚法以外の法律により財政援助を行うときの事業等及び根拠法令は、次に示すとおりである。

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	○河川・砂防設備、林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜崩壊防止施設・道路・下水道及び公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	○公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	○災害公営住宅の建設 ○既設公営住宅の復旧事業
土地区画整理法	○災害により特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する、感染症指定医療機関の災害復旧事業（激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第57条第4号の規定による、東京都の支弁に係る感染症予防事業）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法	○臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律	○農地・農業用施設・共同利用施設の復旧事業 ○林業用施設・漁業用施設
水道法	○上水道施設の復旧事業
下水道法	○下水道施設の復旧事業
道路法	○道路の復旧事業
鉄道軌道整備法	○軌道施設の復旧事業
河川法	○河川の復旧事業
生活保護法	○生活保護施設復旧事業
児童福祉法	○児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	○身体障害者更生援護施設復旧事業
老人福祉法	○老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	○知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	○婦人保護施設復旧事業

【関連部局】
 財政局
 都市建設局
 農水局
 教育委員会
 健康福祉局
 病院局
 経済観光局
 上下水道局
 交通局
 各区役所

【関連部局】
政策局

第5節 大規模災害からの復興に関する法律

大規模災害からの復興に関する法律は、大規模な災害からの復興のための特別の措置について定める日本の法律である。東日本大震災の経験を踏まえて平成25年（2013年）6月21日に公布・施行された。また、規定の一部は平成25年（2013年）8月20日に施行された。

特定大規模災害（災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害）が発生した際に内閣総理大臣を本部長とする「復興対策本部」を置くことができる（第4条）とし、政府に「国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、当該災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るとともに、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進する」（第3条）ことを基本理念とした「復興基本方針」の策定を義務づけている（第8条）。

また、復興対策本部が定めた復興計画を国が実行するために都市計画法、土地改良法、森林法等の規定に対する「特別の措置」を行使することが出来ることを定めているほか、被災市町村が実施すべき災害復旧事業を被災自治体の要請に基づき国が代行出来る措置などを定めている。

都市計画上の特例と災害復旧事業の権限代行措置については第2条第9号に規定する特定大規模災害等（特定大規模災害ならびにその他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害）にこれらの措置を適用出来ることとしている。

熊本地震による災害は、平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（平成28年政令第218号。同年5月10日閣議決定、5月13日公布・施行）により、大規模災害からの復興に関する法律第2条第9号に規定される「非常災害」に指定され、本法律の適用第一号となった。

これに基づき、国（国土交通省）が県道熊本高森線（俵山トンネルを含む俵山バイパス区間）と南阿蘇村道桟の木～立野線（阿蘇長陽大橋を含む区間）の災害復旧事業を代行した。

第6節 復興計画

第1項 策定方針

【関連部局】
政策局

災害からの復旧・復興に当たっては、被災状況や地域特性等を踏まえた上で、復旧・復興に向けた基本方針を定めるとともに、取り組むべき主要な施策や具体的な取組等を体系的にまとめ、復旧・復興を着実に推進していくために復興計画を策定する。

復興計画は、本市総合計画等との整合を図りつつ、計画の対象地域や位置付け等を定め、災害からの復旧と地域経済の回復を図るとともに、防災面の強化や都市としての更なる魅力向上など、よりよいまちづくりを目指すものとする。

なお、策定過程においては積極的に市民参画の機会を設け、高齢者、障がい者、妊産婦等の多様な市民の意見等を復興計画へ反映するよう努めるものとする。

第2項 基本事項

【関連部局】
全局

復興計画の対象地域・位置付け・期間・構成等は、本市総合計画等との整合を図った上で、被災状況や地域特性等に応じて設定する。

第3項 復興計画策定委員会

【関連部局】
政策局

災害からの復興に向け、外部の学識経験者や関係諸団体の代表者又は構成員等の専門的な見地をもとに復興計画の策定に関する事項を審議するため、必要に応じて、復興計画策定委員会を設置する。

熊本市地域防災計画

風水害編

発行・編集 熊本市防災会議

事務局 熊本市 危機管理防災総室

住 所：〒860-8601 熊本県中央区手取本町1番1号

電 話 番 号：096-328-2111（代表）

ホームページ：<http://www.city.kumamoto.jp/>